# 第２章　課題及び課題への対応等

## 第１節　初動期の対応

## １　教育庁における対応

### （１）教育庁職員への連絡、参集及び登庁

【対応の状況】

・教育庁では、4 月 14 日午後 9 時 26 分の前震発生直後から一斉メールや職員の緊急連絡網を活用し、職員の安否確認を行うとともに、参集可能な職員には直ちに登庁するよう指示した。なお、登庁が不可能な職員に対しては、自宅待機を指示した。

・参集を命じられた職員は登庁後、直ちに災害待機を開始するとともに情報収集活動を開始した。

・4 月 16 日の本震発生後は、夜間・休日の災害待機を本庁 26 人（教育政策課 6 人、各課 2～3 人）、各教育事務所 1 人体制とし、各課は所管する学校、出先機関等へ照会を行うなど、情報収集活動を継続した。

【円滑に対応できた点】

**○教育庁職員への緊急連絡**

・前震発生直後、一斉メールをあらかじめ登録している課においては、職員の安否確認や参集の指示を迅速に行うことができた。その際、メールアドレスの未登録等で連絡がつかなかった職員についても電話で直ちに安否確認を行うことができた。また、一斉メールを活用していなかった課についても、職員の緊急連絡網を使用し、速やかに安否確認や参集の指示を行うことができた。

**○職員の速やかな参集**

・自宅や家族の被災や道路の寸断等の理由により、職員の全員登庁はできなかったが、初期対応として必要な人数は確保することができ、速やかに初動対応を行うことができた。

**○文化財復旧チームの創設**

・4 月 14 日の熊本地震前震発生(M6.5、最大震度 7)により、県内の文化財への被害が想定されたため、翌 15 日には文化課内に「文化財復旧チーム」を設置し、その後の復旧対策業務に速やかに対応することができた。

【課題となった点①】

**○一斉メールの未着信**

・年度当初の発災であったため、一斉メールの登録手続きができていない事例や、メール受信の設定で迷惑メールと認識され、受信ができなかった事例があった。

**○発災直後の電話による安否確認**

・一斉メールが届かなかった者や職員の緊急連絡網で安否確認を行った際、発災直後は電話がつながりにくく、何度もかけ直す必要があった。

【課題に対する対応等①】

**○一斉メールの確実な送達の徹底**

・教育庁における災害時の備えとして、年度当初に緊急連絡訓練を行った。また、年度途中で行うことで、メールが必ず送達できる状態になるよう徹底する。また、メールアドレスを持たない職員については、緊急時の連絡体制について、随時確認しておく。

【課題となった点②】

**○勤務公署に登庁できない職員の扱い**

・熊本県地域防災計画では、震度６弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部の第 3 配置として全職員が参集することとされているが、公共交通機関の不通や道路の寸断等により勤務公署に参集できなかった職員がいた。また、勤務公署以外の県機関に登庁した職員がいたが、登庁先での役割が不明確だった。

【課題に対する対応等②】

**○教育庁の危機管理として早期参集が困難な事態を想定**

・登庁できない職員の状況（待機、避難等）を把握し、必要な指示を想定しておく。
・勤務公署以外の県機関に登庁した職員に対応する部署、担当等を明確にしておく。

## （２）執務室等の被害状況

【対応の状況】

・前震時に、転倒防止策が講じられていなかったキャビネット、テレビ等が転倒倒壊し、書類が散乱した。また、課の入り口周辺で起きたキャビネットの転倒については、課の入室に支障を来し、更なる倒壊防止と通路確保のため、暫定的に場所を移動した。
・前震発生の翌日に片付けを行ったが、本震により再度キャビネ等が転倒した。
・前震及び本震ともに夜間で職員の数が少なかったことから、幸い人的被害はなかった。

被災した教育庁内執務室の状況

【円滑に対応できた点】

**○アンカーボルトによる固定**

・壁面に面したキャビネットについては、アンカーボルトで固定されていたため転倒しなかった。

**○被害状況の記録**

・発災後すぐに時系列のデータで記録を取り始めたことから、引継ぎや他職員との情報共有に役だった。

【課題となった点】

**○執務室の安全確保**

・古いキャビネットは固定や連結が講じられていなかったため、転倒していた。
・もし、勤務時間中の発災であった場合、キャビネット等の転倒により人的被害が生じた可能性があった。

【課題に対する対応等】

**○教育庁の執務室の安全確保**

・キャビネット等を固定し、上に重いものを置かないなどの安全対策を行った。
・棚を低層化し、連結器具等により転倒防止を図った。今後も執務室の安全確保を継続的に行っていく。

## （３）災害対策本部教育対策部の設置

【対応の状況】

・熊本県地域防災計画では、震度６弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部が自動設置され、これに伴い、その事務を分掌する組織として教育対策部が設置された。
・これにより、その分掌事務である児童生徒の応急教育対策に関する事項や公立学校等の施設復旧等に関する事項等の対策が講じられ始めた。
・各課では、被害情報の収集から始めたが、発災が夜間であったことから、なかなか情報が入ってこなかった。4 月 15 日 0 時開催の第 3 回災害対策本部会議から学校施設、社会教育施設、文化財の被害状況等を報告した。
・その後、避難所となった学校の状況、休校情報、児童生徒・職員の人的被害情報等をまとまり次第、教育庁内で情報共有を行ったうえで、災害対策本部に提供していった。
・県立青少年教育施設を所管する社会教育課では、指定管理者と協議のうえ、県外からの支援団体等に提供する施設情報を整理し、本震翌日の 4 月 17 日には、関係機関、団体へ施設を提供することができた。
・学校人事課では、教職員が本来想定されていない職務である避難所の運営等への従事が必要となったことから、人事委員会と各種手当等の適用等について協議を行い、4 月 19 日に通知を発出した。
・全員登庁後の災害待機については、待機者名簿を作成し、各課とも役職別人数を指定して名簿を作成、運用した。

【円滑に対応できた点】

**○被害情報の収集**

・熊本県教育庁防災計画取扱要領に定める被害報告系統図により情報収集を行うことができた。

**○県外からの支援団体等への県立青少年教育施設の情報提供**

・県立青少年教育施設を管理している指定管理者と協議を行い、円滑な協力体制のもと県外からの支援団体等を受け入れることができた。また、県外からの支援団体への統一した情報提供ルートがなかったことから、早期に施設情報をホームページに掲載し、情報提供することができた。

**○災害待機職員の周期への配慮**

・職員の災害待機は、長期に及ぶ対応であったが、当初は短期ごとに必要な役職員や人数を調整して編成し、徐々に長期の周期とし、少人数待機に切り替え、状況に応じた柔軟な編成を行うことができた。

【課題となった点①】

**○様式の統一**

・被害報告の様式が各課で違っていたことから、重複した状況確認依頼等により学校や出先機関の負担が増加した点があった。また、県庁での取りまとめにおいても作業が煩雑となった。

**○情報伝達手段の確保**

・被害が大きい地域では、情報伝達手段の確保が遅れ、近隣所属の協力を得て対応した。
・被害が大きい学校では、通信設備等の被災により情報発信能力が著しく低下するため、これを支援する必要がある。

【課題に対する対応等①】

**○情報収集発信方法の見直し**

・情報収集発信方法の流れを整理し、現場の負担を軽くするため、教育庁内において役割を分担したり、一本化するなどの必要がある。また、今回の地震対応の経験を踏まえ、各種様式を見直し、集計作業の効率化等を図る。
・年度当初に教育庁各課において、所管する学校等の緊急連絡先を整備するとともに、電話、メール、ファックス等の通信手段を複数確保しておく。

【課題となった点②】

**○災害待機職員の事務量等の偏り**

・災害待機に際し、防災担当職員に事務が集中したこと、また、人数も限られていたことから、他の職員との事務量や災害待機の周期に偏りが生じた。

【課題に対する対応等②】

**○災害待機職員の事務量等の偏りの解消**

・大規模災害発災時における教育庁の継続的な災害対応を行っていくため、災害対応の事務や災害待機の周期が特定の職員に偏らないよう勤務状況を考慮した待機シフト等の見直しを災害の状況に応じて柔軟に行っていく。

【課題となった点③】

**○災害待機職員の食料等の不足**

・発災後は、商店に商品が無い状況が続いたことから、災害待機職員の食料、飲料水等の確保に苦慮した。また、仮眠スペースも無いことから、職員の疲労が蓄積していった。

【課題に対する対応等③】

**○災害待機職員の食料等の確保**

・大規模災害時における教育庁の危機管理として、発災後の災害待機者用の食料や飲料水等を備蓄しておく。

## （４）情報の発信・提供

【対応の状況】

・休校情報は、前震の翌日（4 月 15 日）については、県庁で入手した情報をそのまま災害対策本部を通じて報道機関に公表した。週明けの 18 日からは、熊本市立を除く公立学校と私立学校の状況を取りまとめて発表することができた。また、県教育委員会のホームページでも情報を公表するとともに、災害対策本部会議にも資料として提供した。

・発災直後から、報道機関、県民からの問合せや、県外からの各種支援の申し出などの電話、ＦＡＸ、メール等が数多く寄せられた。その中には担当課が不明なものや、どのように対応すれば良いか分からない申し出が多く含まれていた。例えば、避難所となった学校によって食事や物資の供給量に違いがあるとの指摘や、SNS 等で発信されている情報が本当かといった問い合わせがあった。

【円滑に対応できた点】

**○休校情報の速やかな提供**

・休校情報については、発災の翌日から、全ての公立学校（熊本市立を除く）に関する情報を提供できた。また、公表当初は私立学校の情報も合わせて提供していたが、情報のとりまとめに時間と労力を要したため、4 月 20 日からは別に発表することとした。

**○よくある問い合わせへの対応**

・よくある問合せへの対処方法等を、ペーパーにまとめて職員間で共有することで、スムーズな対応につなげることができた。

【課題となった点①】

**○休校情報の提供方法**

・熊本市立学校の情報は、発表当初から含まれず、4 月 20 日からは私立学校の情報も別個に公表することになったため、マスコミ等からの県全体の休校状況を把握したいとの問い合わせに対し、県教育委員会で一括して答えることができない状態が学校再開まで続くことになった。

・休校情報には、休校を決定した学校の情報のみを掲載したため、休校するか否か未定の学校が、休校しないと誤解されることがあった。

・休校情報は、当初は当日あるいは翌日の状況を公表していたが、休校期間が長期になるに従い、数日後の状況まで取りまとめて公表していた。しかし、何日先の分まで公表するかはその都度決めていた。

【課題に対する対応等①】

**○教育庁における休校情報発信方法の再検討**

・休校期間が長期になる場合の情報発信の方法として、国の報告様式や、発災当時必要であった各種情報を踏まえた様式の検討を行う。

【課題となった点②】

**○各種問い合わせへの対応**

・教育庁や学校には学校関係はもとより、避難所に関する問い合わせ等ありとあらゆる電話がかかってきたため、担当課不明等の電話の対応や取次ぎに苦慮した。

・また、長時間を費やす問い合わせや、情報の重要性の判断が難しいものもあり、対応に苦慮した。

【課題に対する対応等②】

**○各種問合せ対応への工夫**

・よくある質問と回答（FAQ）をまとめて県教委のホームページに掲載するなど、問合せそのものが減少するような情報発信を災害の状況に応じて柔軟に行っていく。

## ２　学校等における対応

### （１）教職員への連絡、参集及び登校

【対応の状況】

学校においては概ね次のような対応がとられた。

・4 月 14 日の前震発生後、一斉メール（安全・安心メール）等により、安否確認等の緊急連絡を実施した。

・避難者が来た学校は、管理職及び学校で執務中の教職員が避難者誘導等に対応。学校施設（体育館、教室等）の安全を確認後、避難者に開放。また、管理職等により、学校施設の被害状況確認を行い、県や市町村教育委員会へ報告した。

・翌 4 月 15 日、早朝から管理職等が今後の対応について検討し、メール等により休校等の連絡、教職員、児童生徒の安否の再確認を実施。また、学校施設の被害状況の再確認を行い、県や市町村教育委員会へ報告した。

・4 月 16 日の本震発生後、管理職間で電話やメールにて連絡を取り合い、対応等を確認。同日早朝に管理職等により、学校施設の被害状況を確認し、県や市町村教育委員会へ報告した。なお、公共交通機関の不通・道路の寸断等により、登校できない管理職もあった。

・また、メール等により教職員・児童生徒の安否の再確認を実施。出勤可能な教職員により職員会議を開催し、再開に向けた方針の検討、復旧のための業務の指示、避難者の対応等を確認した。ただし、携帯電話が被災した教職員や携帯電話を持っていない教職員については、安否確認に時間を要したケースもあった。

【円滑に対応できた点】

**〇安全・安心メールの登録**

・年度当初に安全・安心メールを登録していた学校は、教職員の緊急連絡において大変有効であった。また、児童生徒の安否確認では、ＳＮＳも有効であった。

**〇夜間の罹災**

・前震、本震ともに夜間の罹災で学校にいる教職員や児童生徒の数が少なかったことから、人的被害（死者）はなかった。また、夜間の罹災により、学校施設の被害状況の確認が困難であったが、確認できるところから、順次県教育委員会や市町村教育委員会へ報告を行った。

【課題となった点①】

**〇防災マニュアルの不備**

・学校において、地震が起きた際の防災マニュアルは策定していたが、今回のような大規模な地震が学校教育活動中に発生した場合や夜間など教職員が不在の時に災害が発生した場合の対応について、不十分であることが判明した。

【課題に対する対応等①】

**○防災マニュアルの見直し・改善**

・今回のような大規模な地震が学校教育活動中に発生した場合や教職員不在時に災害が発生した場合の対応等について、教育庁がまとめた学校防災マニュアル見直しの手引を参考に、各学校において見直しを継続的に行っていく。

【課題となった点②】

**○通信不通状態での対応**

・教職員の安否確認等において、電話連絡やメール送受信に時間がかかった学校がある。特に、年度初めで連絡網が整備されていなかった学校、メールを活用していなかった学校は、安否確認に時間がかかった。緊急連絡や安否確認について、様々なＳＮＳが連絡手段として有効だった（地震発生直後携帯電話が使用できない状況でも、ＬＩＮＥは使用できた等）という事例が確認された。

**○情報収集発信方法の整理**

・報告様式の変更、重複した状況確認依頼や情報伝達の不徹底のため、教育庁、出先機関、市町村教育委員会、学校等の間の情報収集発信の系統に混乱が発生し、さらに、情報伝達の徹底を期すため再度連絡をするなど、現場負担を増加させることとなった。（メール送信→ＦＡＸ送信→電話連絡　等）

・また、被害の大きかった地域ほど避難者対応等で現場は混乱しており、ただ待っていても現場から情報が上がってこない。災害発生直後の混乱期において近隣所属に協力を求めるなど、現場に情報を取りに行く仕組みを整えておく必要がある。

・平時における情報収集伝達ルートは、小中学校の場合、学校⇒市町村教育委員会⇒教育事務所⇒義務教育課⇒教育政策課となる。熊本地震の際でも、それぞれで情報の共有、集計が必要であったため、平時と同じルートを介することとなり、情報収集に時間を要するとともに、現場に早期の対応を求めるなど負担をかけることになった。

【課題に対する対応等②】

**○通信のバックアップの確保等**

・緊急連絡や児童生徒の安否確認について、ＳＮＳが連絡手段として有効だったことに鑑み、学校においてその活用を検討するとともに、電話、メール、ファックス等複数の伝達手段を準備しておく。

**○積極的な安否報告**

・教職員の安否確認については、例えば震度５弱以上の地震が発生した際、学校外にいる教職員は、必ず速やかに「管理職へ電話かメールで安否報告をする」といった規定を各学校の防災マニュアルに盛り込んでいく。

**○混乱期の情報収集**

・災害発生直後の混乱期においては、近隣所属の職員を派遣するなど、現場に情報を取りに行く仕組みを教育庁の危機管理対応として整えておく。

**○情報収集における現場負担の軽減**

・学校から被害状況等を報告する際は、パソコンや電子メールが使える場合には、あらかじめ定めた様式により関係各所へ一斉送信を行い、データで集計作業を行うなど、災害対応時における現場の負担軽減と迅速な情報収集発信方法を教育庁の危機管理対応としてあらかじめ整理し、学校等とも共有していく。

**○緊急連絡先の事前リストアップ**

・災害発生直後からの対応を想定した関係機関の連絡先を教育庁や学校それぞれであらかじめリストアップしておく。

【課題となった点③】

**○年度当初の発災による安全・安心メールへの未登録**

・発災直後は電話が非常に通じにくい状況になる。今回の地震は、新年度が始まってすぐの発災であったことから、安全・安心メールの登録が始まったばかりで、登録していない教職員もいた。また、安全・安心メール自体が導入されていなかったため、安否確認や連絡に多大な労力を要した学校もあった。

【課題に対する対応等③】

**○年度当初の安全・安心メールへの登録**

・学校における緊急連絡体制については、発災直後であっても、電子メールはつながりやすい状況にあったことから、年度当初に安全・安心メールの登録やＳＮＳ、携帯電話のショートメール、固定電話等緊急連絡網を複数パターン用意しておく。

## （２）児童生徒の安否確認

【対応の状況】

・前震直後から、各学校においては、管理職の指示のもと、残っていた教職員や、発災後すぐに登校してきた教職員によって、安否確認が開始された。しかしながら、発災が年度当初であったことから、特に新入生の連絡先が不明であったり、電話回線の混雑によりなかなか電話がつながらなかったりと、連絡にかなりの時間を要した学校があった。また、学校の電話で全学年が一斉に確認を始めると、電話回線が不足することから、個人所有の携帯電話による連絡に頼らざるを得ない状況もあった。

・このような中、電子メールは容易に送受信できたことから、電子メールによる安否確認が多数行われた。

・被災者の中には、家屋が被災し、携帯電話の持ち出しができなかったことや電池切れなどにより連絡がつかない家庭もあったため、家庭や避難所などを訪問し、安否確認と現在の居場所の特定を行った学校もあった。

・特別支援学校の児童生徒は健康状態の確認も必要であること、また、支援物資の受取りも円滑に行えない状況にある場合があるので、直接訪問し、健康状態の確認とともに支援物資の受渡しも行われた。

【円滑に対応できた点】

**○保護者間のネットワークの活用**

・安全・安心メールが未登録の保護者においては、児童生徒の居場所の特定にあたり、ＰＴＡや部活動等の保護者間におけるＳＮＳ情報も効果的であった。

【課題となった点】

**○年度当初の発災による安全・安心メールへの未登録**

・発災直後は電話が非常に通じにくい状況になる。今回の地震は、新年度が始まってすぐの発災であったことから、安全・安心メールの登録が始まったばかりで、登録していない児童生徒もいた。また、安全・安心メール自体が導入されていなかったため、安否確認や連絡に多大な労力を要した学校があった。

・新年度の緊急連絡網が未作成であったため、電話では一部の保護者にしか連絡がつかなかった学校があった。

・家庭訪問による安否確認において、年度当初であったため、新入生の場合、自宅の所在地や本人の顔が分からない場合があった。

・安否確認や被害状況確認のため、何度も連絡をとる必要があったこと、また、携帯電話の充電が容易に行えない状況にあったことから、連絡を一度で済ませられないかという意見があった。

【課題に対する対応等】

**<u>○学校における連絡方法の確保</u>**

・発災直後であっても、電子メールはつながりやすい状況にあったことから、年度当初に安全・安心メールの登録を行い、一斉連絡の手段を確保する。

・また、緊急連絡網は年度当初の早い時期（できれば新学期開始前）に作成する必要がある。

・保護者に聴き取る内容については、最小限の通話時間におさえる必要があるため、教育庁が作成した学校防災マニュアル作成の手引きを参考に、各学校であらかじめ確認する内容を整理しておく。

## （３）校内の被害状況把握・使用禁止区域の決定等

【対応の状況】

・地震発生後、避難者が集まってきた学校では、夜間ではあったが、避難者を受け入れるため、管理職を中心に被害状況の把握を行った。

・本県の耐震改修について、構造体の改修はほぼすべての学校で終えていたため、一部損壊はあるものの、倒壊や崩壊に至る大きな被害は発生しなかった。

・しかしながら、構造体以外の部材である「非構造部材」について、劣化した外壁や古い工法の窓が落下や破損するなどの被害が発生した。

・このような中、管理職など建築の専門家ではない者が緊急の被害状況の把握を行ったが、押し寄せる避難者を前に、停電で見通しが悪く、安全性が確認できないまま体育館や教室を開放せざるを得ない学校があった。

・前震後の被害調査において、体育館の床にボルト等が落ちていた学校では、余震で被害が拡大するおそれがあると管理職が判断し、既に体育館に集まっていた多数の避難者を前にしながら、体育館の使用を禁止するという決断がなされた。その後の本震で当該体育館は天井材が落下し、もし、避難者がいた場合、死者や負傷者が発生してもおかしくない状況であった。

・このような事例は、被害の大きい学校でいくつか聞かれ、当時の管理職の決断の重さを象徴するものとなっている。

体育館内壁落下

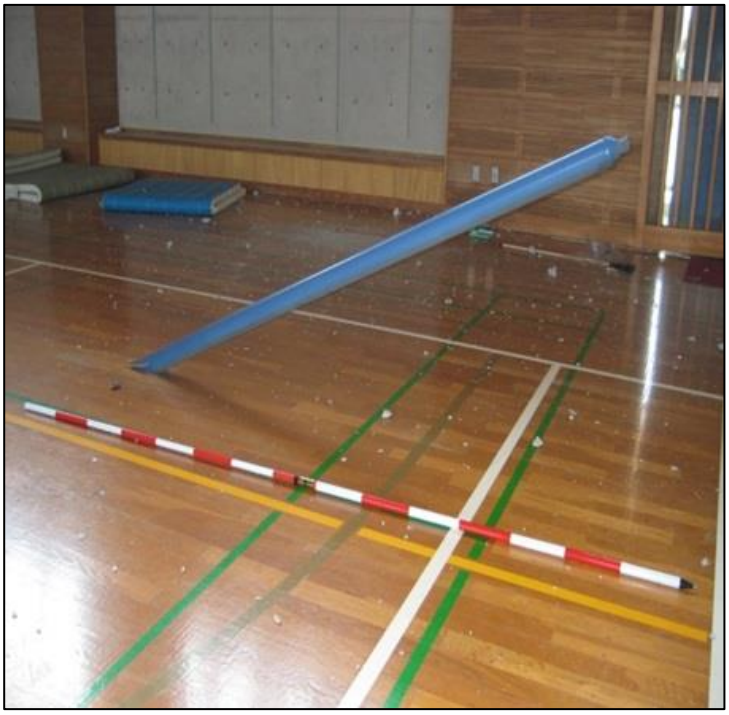

体育館の床に突き刺さった屋根構造材

【円滑に対応できた点】

**○建物倒壊等の未発生**

・本県の耐震改修について、構造体の改修はほぼすべての学校で終えていたため、一部損壊はあるものの、倒壊や崩壊に至る大きな被害は発生しなかった。

**○臨時避難所としての開設**

・熊本地震では地震の規模があまりにも大きかったことから、多数の避難者が発生したが、避難所に指定されていない学校でも、前震後速やかに学校を開放し、臨時避難所として避難者を受け入れた。

**○危険箇所の明示**

・前震発生後速やかに危険箇所を確認し、「立入禁止」の張り紙を掲示して避難者が不用意に危険箇所に立ち入らないよう注意を促した。

**○災害対応の記録**

・発災後すぐに時系列で対応の記録を取り、教職員交替時の引継ぎや他教職員との情報共有を行うことができた学校があった。

【課題となった点】

**○非構造部材の被害**

・市町村立学校においては、構造体の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策が完了していなかった。吊り天井の耐震未対策が 45 棟。照明器具、バスケットゴールの耐震未対策 108 棟。吊り天井の耐震対策が終わっていない 45 棟のうち、8 棟において吊り天井の破損や落下等の被害が発生した。

・これまで、耐震化を最優先に進めてきた一方で、吊り天井以外の非構造部材は老朽化が進行。外壁・窓等で古い工法のものや経年劣化したものは落下等の被害が発生した。

**○専門家による危険度判定の必要性**

・避難所開設時には専門家による建物の危険度判定を行うことができず、教職員が目視で安全性を確認はしたものの、実際に避難所として使用できるか否かの判断が、管理職など建築の専門家ではない者には難しかった。

**○災害対応を記録しておく必要性**

・地震発生後、避難所開設等の対応に追われ、写真や対応の記録を残していなかった学校では、時間の経過とともに、課題等の検証が難しくなった。

【課題に対する対応等】

**○非構造部材の計画的耐震対策の推進**

・市町村立学校について、構造体の耐震化及び吊り天井の耐震対策は平成 29 年度までに完了予定である。また、照明器具・バスケットゴールの耐震対策については平成 31 年度までに完了するよう市町村を支援する。

・吊り天井等以外の非構造部材については、施設管理者において個別施設計画を策定し、老朽化対策と併せて計画的な耐震対策を行っていく。なお、対策の実施に当たっては、主たる避難所となる体育館等から、優先して実施する。

**〇速やかな危険度判定の実施**

・安全性の確保ができない施設には避難者を入れないように学校に対し徹底する。また、専門家の目で危険区域を判断することが必要であるため、避難所となった学校には建築の専門家を速やかに派遣出来るような体制整備を検討していく。

・施設の安全性を確認するためのチェックリストを学校防災マニュアルに盛り込むとともに、各学校に位置付けた防災主任に対し研修を行った。

**〇災害対応の記録**

・災害時における各学校の対応については、後の検証のために、発災直後から写真や時系列の記録を残しておく必要があるため、その旨を各学校の防災マニュアルに盛り込んだ。

## （４）避難所開設における関係機関との連携

【対応の状況】

・熊本地震では、本県において比較的人口が集中している地区の直下で発生した地震であり、このため、数多くの避難者が発生し、これに伴い、多数の避難所が開設された。

・各自治体では避難所に職員を派遣し運営に当たったが、そもそも避難所に指定されていない施設も避難所となったため、運営に当たる行政職員が不足する事態となった。そのため、避難所閉所まで教職員のみで避難所運営を行った学校もあった。

・各学校においても、自治体から速やかに避難所運営の職員が来校し、学校再開に集中できた学校がある一方、急遽避難所となり、行政職員がなかなか来ない中避難所を運営し、避難所運営と学校再開という重要な業務を並行して行う学校もあった。

【円滑に対応できた点】

**○行政職員による速やかな避難所開設**

・行政職員が速やかに派遣されてきた学校では、行政職員が直ちに避難所を開設し、教職員はその支援を行い、連携して運営することができた。

・行政職員が速やかに派遣されてきた学校では、学校再開に向けた業務を教職員が手分けして進めることができた。

【課題となった点】

**○迅速かつ適正な人数の避難所開設要員の派遣**

・被災自治体によっては、避難所に指定されている学校でも、なかなか避難所運営職員が派遣されず、来ても避難所運営のノウハウを持ち合わせているわけではないため、円滑な運営ができるわけではなく、更に、日替わりで避難所運営職員が交替するため、結果的に教職員で避難所を開設、運営せざるを得ない学校があった。

・また、避難所に指定されていない学校にあっては、避難所に指定されている学校以上に避難所運営職員の派遣に時間を要したり、避難所閉鎖まで派遣がなかったりした。また、支援物資の配給開始にも時間を要し、避難所に指定されていない学校では、近くの避難所まで支援物資を取りに行く必要があった。

【課題に対する対応等】

**○速やかな避難所開設要員の派遣**

・熊本地震のような大規模災害発生時にも速やかに避難所が開設できるよう、あらかじめ市町村と学校において、要員の派遣や避難所開設手順、役割分担等を協議することを学校防災マニュアルや避難所利用に関する協定書標準仕様に盛り込んだ。

## 第２節　教育庁における応急期の対応

### （１）業務執行体制の見直し

【対応の状況】

・地震対応業務に重点的に取り組むため、知事部局に連動して、各所属のＢＣＰ（事業継続計画）の見直しを図った。

5 月 2 日　通常業務の見直しに係る照会（5 月 13 日とりまとめ）
6 月13日　通常業務の見直しの徹底について各所属に通知
9 月 5 日　年度後半における業務執行体制の確認に係る通知
1 月23日　各課におけるＢＣＰの状況を共用キャビネット掲載

【円滑に対応できた点】

**○通常業務の大幅な見直し**

・全庁的な通常業務の見直しにより、地震対応業務を重点的に行うことができた。
・会議等の行事の中止及び延期について、関係機関へ文書等による迅速な周知を行うとともに、中止した会議等については、資料提供による周知を行った。

### （２）職員の勤務シフト、服務関係の整理

【対応の状況】

・発災当日から、各課が災害対策要員の配置を交替制で実施。特別休暇や職専免等の取扱いについて情報提供。また知事部局に連動して特例勤務制度の見直し、振替休暇の取得期間延長等を行った。

4 月 15 日　職員の安否確認及び特別休暇通知
4 月 22 日　職専免臨時措置通知
4 月 26 日　職専免臨時措置通知
5 月 6 日　通勤手当取扱通知
5 月 13 日　特例勤務新設通知
5 月 27 日　夏季特休期間延長通知
6 月 15 日　振休取得期間延長通知
8 月 17 日　職専免臨時措置廃止通知

4 月 19 日　「教員特殊業務手当の支給について」の通知。
4 月 28 日　「災害の被災職員等に係る住居手当等の取扱いについて」の通知。
5 月 6 日　「災害の被災職員等に係る通勤手当等の取扱いについて」の通知。
6 月 13 日　6 月以降の「災害の被災職員等に係る住居手当等の取扱いについて」の通知。
8 月 4 日　「災害の被災職員等に係る単身赴任手当の取扱いについて」の通知。
8 月 10 日　人事委員会事務局の依頼により、本庁・各学校に住居手当の現況調査を実施。
3 月 1 日　「九州自動車道における通行規制に伴う通勤手当の取扱いについて」の通知。

【円滑に対応できた点】

**○服務の見直し**

・特例勤務等の見直し等により、長期に及ぶ災害対応業務を継続しつつ、職員の休養確保に努めた。

・知事部局と情報交換を随時行い、被災職員等に係る服務手当関係の通知を速やかに行えたことで、各所属が混乱することなく手当の認定が行われた。

【課題となった点】

**○災害待機職員の事務量等増加の長期化**

・災害待機に際し、防災担当職員に事務が集中した状態が長期化したこと、また、人数も限られていたことから、他の職員との事務量や災害待機の周期に偏りが生じた。

【課題に対する対応等】

**○災害待機職員の事務量等の偏りの解消**

・大規模災害発災時における教育庁の継続的な災害対応を行っていくため、災害対応の事務や災害待機の周期が特定の職員に偏らないよう勤務状況を考慮した待機シフト等の見直しを災害の状況に応じて柔軟に行っていく。

## （３）各種情報の発信及び問合せへの対応

【対応の状況】

・県教育委員会ホームページに「平成２８年熊本地震に関するお知らせ」コーナーを作成し、臨時バスの情報や、届けられた応援メッセージ等を掲載した。また、緊急情報として、休校情報を随時掲載した。

・報道機関等からの休校情報、学校再開情報、学校被害状況等についての照会及び全国の方々から義援金、ふるさと納税（寄附金）、現物寄付の申し出、ボランティア活動等についての問合せが多数寄せられ、職員がホームページ等で収集した情報を基に回答した。また、問合せ内容について担当部署からの回答が適当と判断した場合は、速やかに担当部署に電話を取り次いだ。

・保護者等向けに発行している県教育広報誌「ばとん・ぱす」において、震災後、初めて発行する際の内容を「熊本地震」関連特集とし、被災時にボランティア活動等に活躍した児童生徒たちを紹介するなどした。

・被害の大きかった市町村においては、学校、給食センター、社会教育施設など市町村立の施設の被害情報の把握が進まなかった。

【円滑に対応できた点】

**○ホームページによる速やかな情報提供**

・地震発生後、県教育委員会ホームページを速やかに地震対応用に改修し、休校（再開）、義援金、ボランティア等の情報提供を行った。

**○教育庁における電話対応等**

・電話等による問合せに迅速に対応するため、できる限り代表電話で回答できるよう災害対策本部会議等の報道資料やホームページ等で情報を収集し、併せて問合せ内容に対応する担当部署の把握をした。代表電話では、その収集把握した資料等を手元に置き、対応を行った。また、詳細な内容等についての問合せ等で、担当部署からの案内が適当と判断した場合は、速やかに担当部署に電話を取り次いだ。

**○円滑な広報誌の発行**

・広報誌作成業務の委託業者も被災したものの、予定どおりに発行でき、タイムリーに情報を提供することができた。

【課題となった点①】

**○膨大な問合せへの対応**

・県民や報道機関等からの電話問合せが殺到し、対応に苦慮した。
・多様な問合せに対応するために、日々刻々と更新される情報の収集や情報共有を随時行っていたが、予想していなかった内容の問合せの場合は、相手のニーズに沿った回答が速やかにできなかったこともあった。
・全校の被害情報等の収集・取りまとめ作業が膨大な業務量となったため、県教育委員会ホームページに掲載するまでに時間を要するケースもあった。

**○災害対応中における広報誌の発行**

・「熊本地震」関連記事については、教育庁の担当課において記事内容を企画し、各学校等に記事作成を依頼したため、被災した学校においては多忙な中対応することとなり、記事の完成までに時間を要するところもあった。

【課題に対する対応等①】

**○早めの情報発信**

・教育庁での問合せの対応等の実績を踏まえ、問合せが想定される事項については、早めに情報を収集・整理し、ホームページ等で迅速に情報を発信していく。また、発信した内容については、所属職員で共有しておく。
・ＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報発信方法を検討していく。

【課題となった点②】

**○情報通信設備の被災による通知の不達**

・震災直後は、被害の大きい一部の小中学校及び市町村教育委員会において、情報通信設備が被災により機能不全の状態にあり、インターネットでの通知が受信できていなかった。

【課題に対する対応等②】

**○複数の連絡手段の確保**

・学校の事務職員からの情報提供により不達が判明し、通知手段を受信可能なＦＡＸに切り替えたこと、また教育事務所に協力してもらい市町村教育委員会への連絡をお願いしたことで、確実な通知を行えたが、非常時に備え複数の連絡手段を確保しておく。

## （４）他県への人的支援の要請、支援受入れ

【対応の状況】

教育庁への人的支援

・教育庁各課が行う応急復旧や調査等の応援要員として、全国知事会を通じて県外の自治体から、建築技師、学芸員など延べ７８人の短期派遣を受け入れた。
派遣受入人数：78 人（学芸員　46 人、建築職　30 人、事務職　1 人、土木職　1 人）

・学校施設の復旧・復興業務推進のため、他県から建築職の技術職員を長期派遣で５名受け入れた。

・文部科学省の支援による応急危険度判定
4 月 17 日　文部科学省の照会を受け、同省に被災文教施設応急危険度判定士の派遣を要請。
4 月 20 日～5 月 2 日　派遣人員は、文科省 21 人、東京都 2 人。

・文化庁等の支援による被災文化財の現地調査
①熊本城（9 回）　文化庁 34 人　県 28 人　県文化財保護審議会委員 4 人
②阿蘇神社（3 回）　文化庁 4 人　県 3 人
③国指定文化財（①、②を除く）（64 回）
文化庁 121 人　県 153 人　県文化財保護審議会委員 8 人　他県職員 2 人
④県指定文化財（48 回）　文化庁 7 人　県 86 人　県文化財保護審議会委員 44 人　他県職員 2 人
⑤市町村指定文化財（15 回）　県 19 人　他県職員 29 人
⑥国登録文化財（15 回）　文化庁 15 人　県 15 人　県文化財保護審議会委員 2 人　計 576 人

・小中学校への人的支援
4 月27日　被災を受けた市町村教育委員会から加配の要望を受け、文部科学省に平成 28 年熊本地震における教員の特例加配措置（45 人分）の依頼を行った。
4 月28日　文部科学省から 45 人分の予算措置を受ける。
5 月 9 日　加配の配置開始（臨時的任用教員）。
5 月12日　全国知事会による短期派遣の受入れ開始。（21 校に 60 人の教諭等を受入れ）
5 月27日　文部科学省、全国都道府県教育委員会連合会、指定都市教育委員・教育長協議会をとおして、「平成２８年熊本地震における教職員の長期派遣要請について」（熊本県教育委員会発出）が各都道府県・指定都市教育委員会に通知される。
6 月 1 日　教育庁から 2 人、被害が少なかった市町村教育委員会から 8 人を被害が大きかった学校に派遣した。
6 月 6 日　宮城県から 2 人（主幹教諭、養護教諭）の長期派遣者を 2 小学校に受け入れた。
7 月 1 日以降　他自治体からも、合計で 40 人（教諭等 21 人、養護教諭 19 人）を 39 小中学校（小 26、中 13）に受け入れた。
7 月 8 日　文部科学省に平成 28 年熊本地震における教員の特例加配措置（34 人分）の依頼を行い、同日、文部科学省初等中等局財務課から 34 人分の予算措置を受けた。最終的に、74 人分の予算措置を受け、90 人の実配置を行った。その内、他自治体からの派遣教員は 40 人（教諭等 21 人、養護教諭 19 人）である。

・県立学校への人的支援
5 月25日　文部科学省に平成 28 年熊本地震における教員の特例加配措置（1 人分）の依頼を行った。
6 月 2 日　文部科学省から県立学校 1 人分の加配内示を受ける。最終的に、高校に養護助教諭 1 人の配置を行った。

・給与関係

①被災学校（市町村教委）の増員要求意向調査（文科省と協議）

②各自治体への派遣依頼

③派遣要請に応える意向の自治体と協定内容（服務・給与）について個別協議

※各自治体から個別に電話等による内容確認があり、対応・検討を行った。

④各自治体と派遣協定締結

⑤通勤手当等の認定及び支給

※リレー方式の派遣職員を含め延べ 47 人の認定・支給を行った。

⑥派遣元自治体の給与負担所要額の支払

※平成 28 年 12 月補正予算で、所要見込額を予算計上し、派遣元自治体からの請求により支払った。

・「震災・学校支援チーム」の受入れ

4 月 15 日　4 月 14 日 21:26 の前震発生から 3 時間後の 0:40、兵庫県教育委員会から「震災・学校支援チーム（通称：ＥＡＲＴＨ）」の派遣申入れの連絡が入る。

4 月 16 日　兵庫県ＥＡＲＴＨ先遣隊 3 名到着。同日、避難者が多い県立高校に、17 日避難者が多い小学校に避難所運営支援に入った。

4 月 28 日　15:00　徳島県から、「学校支援チーム」の派遣申入れの連絡が入る。

4 月 29 日　徳島県学校支援チームの活動開始。

兵庫県ＥＡＲＴＨの活動

4 月 16 日～8 月 26 日まで、11 市町村、延べ 208 校へ延べ 88 人が派遣された。

徳島県学校支援チームの活動

4 月 29 日～6 月 1 日まで、被害の大きかった小学校 1 校に専従し、延べ 27 人が派遣された。

学校管理職への災害対応等の説明

学校再開後の教育支援活動

【円滑に対応できた点】

**<u>○速やかな加配要望と配置</u>**

・小中学校においては、被災を受けた市町村教委から教員の加配要望を受け、文部科学省に加配要望を行った結果、要望数と同数の 74 人分の予算措置（実配置 90 人）を受け、加配を必要とする学校に配置することができた。そのうち実配置の 40 人分は、地方自治法 252 条の 17 に基づき、19 都道府県・4 政令市の教育委員会から教員の派遣を受け、39 校に配置できた。

・県立学校においては、高校に１人の配置ができた。
・児童生徒の心のケアや学習支援など、被災地域の学校運営に支障がないよう、教諭や養護教諭等を配置し、少人数指導やティーム・ティーチングによる授業等を行い、授業に集中して取り組むことができるようになったり、スクールカウンセラーとの連絡調整を行ったりすることができた。
・6 月 1 日からは、他県からの建築・土木の派遣職員を加えた体制で災害査定業務を行うことができた。

**○派遣要請に応えていただいた自治体との速やかな協定の締結等**

・福島県・宮城県の過去の対応状況等も確認しつつ、迅速に派遣元と協議を行うことができた。また、派遣先の学校へ通知を行い、適切に認定及び支給を行い、派遣に伴う給与等負担に関する実施要領を定め、円滑に把握ができた。

**○他県からの「学校支援チーム」の受け入れと学校支援**

・各学校の被害状況の把握のもと、教育庁各課、教育事務所、市町村教育委員会と連携し、支援が必要な学校の調整を行った。また、被災学校において、避難所運営や学校再開、心のケア等の支援のため、兵庫県や徳島県の学校支援チームに協力を依頼し、熊本市を含む延べ 208 校に対し、支援が行われた。

【課題となった点①】

**○加配教員の確保と関係事務の増加**

・文部科学省から加配教員の予算措置を受けたが、臨時的任用教員の確保が難しく、他県等から派遣教員の受入れを行ったが、住居や予算の確保に多くの時間を必要とした。

**○給与関係事務の増加**

・短期間で複数の案件について協議を行う必要があり、事務が錯綜した。
・支出関係手続きや各個人の給与明細の作成を毎月行う必要があり、事務量が増加した。また、派遣職員の転居に伴う返納処理が生じたことがあった。
・各県への派遣依頼文が給与担当まで届いていないことがあった。また、各県の給与改定の状況が不確定な時期であるため、本県で改定分の見込額を予想する必要があり、その算定に時間を要した。

【課題に対する対応等①】

**○教育庁における派遣関係のマニュアルや様式等の制定**

・災害が発生した場合に、人的支援を含めた派遣等をスムーズにおこなうために、国や他自治体への派遣等に係る依頼マニュアル等を整理しておく。
・派遣者の受入れのための手順や必要事項等を整理し、申請に係る各種様式等をまとめておく。

**○教育庁における派遣教員受入れに伴う給与関係事務の軽減**

・派遣教員の受入れに伴う給与支払事務について、電算処理による対応を検討する。
・給与所要見込額把握のため、派遣元自治体から人事委員会勧告の内容を情報提供してもらい、情報収集に関する事務軽減を図る。

【課題となった点②】

**○被災学校に対する学校運営支援力の不足**

・被災学校が直面した以下の課題に対し、他県からの「学校支援チーム」によるアドバイスや資料提供（ハンドブック）があった。本県では、災害対応のノウハウを持った教職員を育成しておらず、他県からの支援に頼らざるを得なかった。

（１）避難所運営ノウハウ（避難所閉鎖を含む）

被害が大きかった地域では、市町村主導による避難所運営ができず、学校の教職員が避難所運営を主導したところが多数存在した。非常時の教職員の参集体制も定めていなかったため、主に管理職が24時間対応を行ったが、押し寄せる避難者を受け入れるのに精いっぱいで、避難者数の把握も難しく、支援物資の確保や配分に苦慮した。当初、体育館だけでなく、複数の教室も開放した。特に、車中泊は、日中・夜間、日々刻々と入れ替わりが発生するため、駐車場整理や情報伝達にも多くの人員を要した。

また、避難所の集約や閉鎖のための移動の度に避難者から苦情が発生した。当初から傷病者や妊婦など避難者ごとのニーズに合わせた施設開放の考え方や移動についての理解を求めておくべきであった。

（２）学校再開と応急教育

年度初めの家庭訪問前の発災であり、電話が不通の中、児童生徒や教職員の安否確認に、多くの時間と労力を要した。学校再開準備については、避難所対応を行いながら、施設の安全点検や通学路の安全確認、教材の確保、児童生徒の引き渡し方法、短縮授業等応急教育の方法等様々なことを手探りで行った。

（３）心のケア

心のケアが必要な児童生徒の把握を、県教育委員会では、スクールカウンセラー派遣のための参考資料としてチェックリストを示して行った。当初は支援を要しないと判断していた児童が、突然泣き出すなどの事案があり、早期に心身の健康観察の留意点を示すなどが必要であった。また、スクールカウンセラーの派遣はあるが、継続的な関わりが困難なケースもあったため、児童生徒・教職員・保護者との関係性構築に課題が生じた。また、担任等とのコーディネートや次のスクールカウンセラーとの引継資料作成のため、養護教諭の負担が増大した。

（４）避難所での食事や給食の再開

避難所では、物資が不足している状況下にあっては、配給の方法などでトラブルが生じたりしていた。また、衛生面では食中毒が発生した事案もあった。

給食センターが被災した市町村では、簡易給食への支援物資の調整や弁当給食での業者手配の難航、アレルギー対応等の調整ができないなどの課題が生じた。

（５）学校における災害時の対応（防災マニュアル）

既存の防災マニュアルは、主に学校の課業中に発生した場合の児童生徒の避難誘導方法であり、学校が避難所になることの想定や訓練を行っていなかった。

【課題に対する対応等②】

**○教育庁及び各学校の災害対応力の強化**

・熊本地震の経験を踏まえた学校防災マニュアルの見直しを行い、防災主任等への研修を行うことで、教育庁や学校における災害時対応力の強化を図った。今後も継続的に取り組んでいく。

・県内外で災害が発生した場合に、避難所運営や学校運営を支援できるような、防災に関する専門性を有する人材を他県の取組みを参考にしながら継続的に育成していく。

## （５）教育庁から学校、市町村への人的支援

【対応の状況】

・本震が発生した 16 日に、避難所となった学校から、地元自治体からの避難所運営のための職員派遣がない、あるいは救援物資の提供が受けられていないので困っているという相談が複数寄せられた。関係自治体の防災部門と連絡を取って対応を依頼したが、地元自治体側も発災直後の混乱した状況で、すぐには対応ができなかった。

・4 月 18 日　県立学校の避難所の取りまとめ及び避難所運営サポートを開始

・4 月 19 日　関係通知を発出し、学校の管理下において行う避難所運営の支援等についても教員特殊業務手当・管理職員特別勤務手当も支給対象とした。

・地元自治体から避難所運営要員が派遣されず、避難所運営に支障をきたしていた県立学校に対し、地元自治体との連絡調整のため 4/20～24 にかけて教育庁から職員を 5 名派遣した。

・県立学校及び被災地域の小中学校の情報収集、ニーズ把握、関係機関との連絡調整のため、教育庁職員による復旧復興プロジェクトチームを設置し、5/9～5/27 まで 11 人を派遣した。

・被害の大きかった益城町に対して、学校再開支援として職員 1 人を 5/31 から 7/14 まで同町教育委員会事務局に派遣した。

・教育庁学校人事課からの加配教職員派遣要請に応じて、教育庁からも 2 人の職員を 6/1 から 12/31 まで、1/1 から 3/31 までの 2 期に分けて被害の大きい市町村の小中学校へ派遣した。

・特別支援教育課では、被災地域からの現状報告を受け、被災地域の小中学校で特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への支援のため、「特別支援学校教員等派遣事業」を立ち上げた。政令市である熊本市を除く県内の小学校 10 校、中学校 3 校から派遣依頼があり、 5 月 23 日から、12 月末までに延べ 249 人の特別支援学校の教員等を派遣した。派遣期間は、短い学校で 1 日間、長い学校では、約 8 ヶ月間にわたった。

【円滑に対応できた点】

**○学校や市町村教育委員会支援のための職員派遣**

・混乱が続く初動段階で、市町村教育委員会からの報告を待っていては情報が入手できない状況であったことから、直接情報収集に赴くことで、学校現場のニーズを把握できた。この際、臨時的にプロジェクトチームを設けたほか、「県教育委員会」を表示したビブスや連絡用の携帯電話（電話会社から無償提供）を手配したため、メンバー間の情報支援や現地での活動が円滑に行えた。

【課題となった点】

〇避難所運営支援

・学校が避難所となって教職員が避難所運営に奔走するという事態を想定していなかったため、教育庁には、避難所運営に従事する教職員を支援する人材もノウハウもなかった。

〇学校運営支援

・災害によって学校が休校となった際に、学校再開に向けて、学校が処理すべき事項やその手順等があらかじめ定められていなかったため、処理すべき事項のリストアップやそれぞれの処理に手間取った市町村教育委員会や学校があった。

【課題に対する対応等】

〇防災に関する専門性を有する人材の育成

・県内外で災害が発生した場合に、避難所運営や学校運営を支援できるような、防災に関する専門性を有する人材を他県の取組みを参考にしながら継続的に育成していく。

〇学校再開マニュアルの作成

・休校となった学校を再開する際に学校等が処理すべき事項や再開手順例を学校防災マニュアル作成の手引に盛り込み、市町村教育委員会や学校に示した。

## 第３節　学校等における応急期の対応（避難所の運営等）

## １　学校（小中高等学校）

### （１）教職員による避難所対応等

【対応の状況】

・今回の地震では、震度７の揺れを 28 時間以内に２度観測したことや過去の地震に比べて余震が多かったことから、避難者の数が膨大となり、避難所数及び避難者のピークであった本震翌日の 4 月 17 日の時点で、避難所設置箇所が 855 箇所、避難者数は把握できない車中泊者を含めなくても 183, 882 人で、県民の１割以上の方が避難し、この割合は阪神・淡路大震災の約２倍となった。

**＜避難所・避難者数の推移＞**

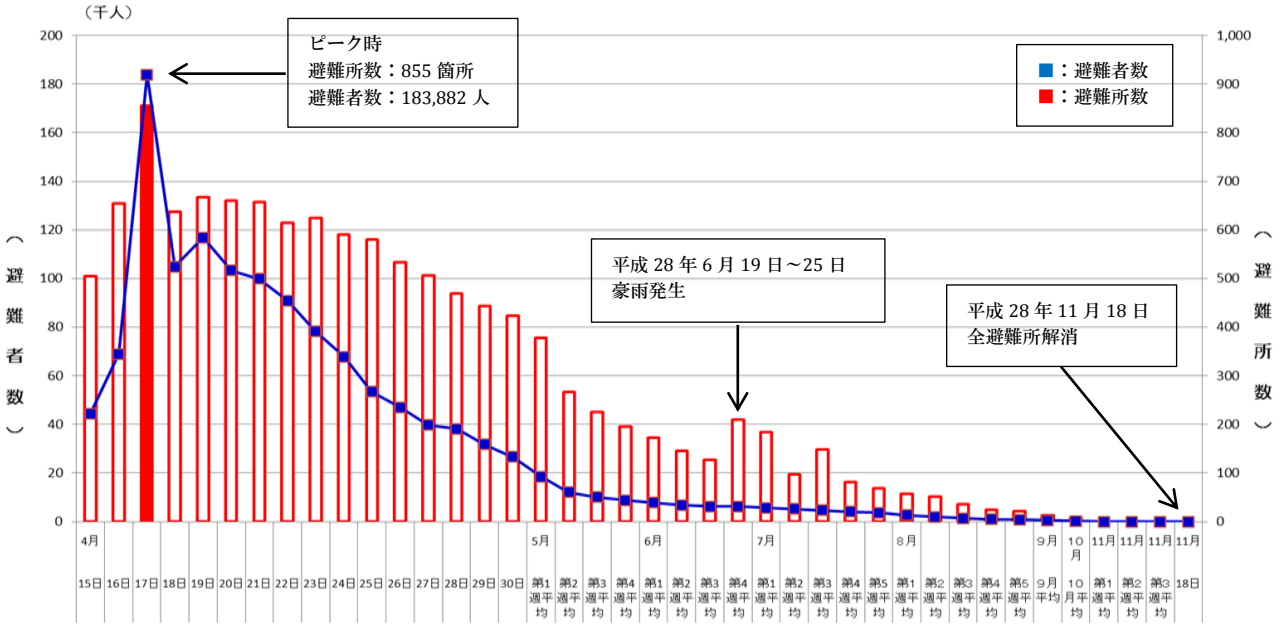


・この結果、地域防災計画上の避難所指定の有無に関わらず、多くの住民が学校に避難し、ピーク時には、熊本市内の公立学校を含む全 601 校のうち、約６割にあたる 344 校が避難所となった。また、前震、本震と二度の激しい揺れに襲われたことから、県内の公立学校の約７割にあたる 393 校（幼稚園を除く）で学校施設に被害が生じ、避難所となった学校のうち約２割にあたる 73 校で体育館等が被災し、避難所としての使用ができなかった。

・管理職が学校に駆けつけた時には、多くの学校で既に避難者が集まっており、避難所指定の有無にかかわらず、管理職を中心にして対応できる教職員が避難者誘導等を行った。最大で 2, 000 人を超える避難者を受入れた学校もあった。また、学校施設（体育館、教室等）の安全を主に目視で確認後、避難者への施設の開放やグラウンドへの車の誘導などの対応を行った。

・熊本地震では、度重なる余震により車で避難してきた方も多く、学校近隣や敷地内が渋滞したり、グラウンドに最大で 600 台の車が避難してきた学校もあった。

＜学校施設の避難所としての利用＞

| 校種 | 全校数 | 避難所開設 | 開設割合 | 最大避難者数 | 最大避難者発生日等 |
|---|---|---|---|---|---|
| 公立小学校 | 365校 | 224校 | 61% | 79,793人 | 4/18<br>1校最大は、一の宮小の2,000人 |
| 公立中学校（注1） | 162校 | 92校 | 57% | 37,352人 | 4/17<br>1校最大は、京陵中の2,200人 |
| 公立高等学校 | 56校 | 24校 | 43% | 12,642人 | 4/17<br>1校最大は、第二と東稜の2,000人 |
| 公立特別支援学校 | 18校 | 4校 | 22% | 963人 | 4/16<br>1校最大は、かがやきの森の700人 |
| 計 | 601校 | 344校 | 57% | 130,750人 | |

注１：県立宇土中・玉名高附属中・八代中は、高校と一体でカウントするため件数からは除く

＜避難所のうち使えなかった施設＞

| 校種 | 避難所開設 | 避難所として使えなかった施設 | | | 使用不可施設があった学校 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 校舎 | 体育館 | 計 | |
| 公立小学校 | 224校 | 3校 | 43校 | 46校 | 碩台、大江、御船、益城中央等 |
| 公立中学校（注1） | 92校 | 1校 | 22校 | 23校 | 花陵、城西、錦ケ丘、東部等 |
| 公立高等学校 | 24校 | 0校 | 7校 | 7校 | 熊本、第二、東稜、必由館等 |
| 公立特別支援学校 | 4校 | 0校 | 1校 | 1校 | 熊本支援 |
| 計 | 344校 | 4校 | 73校 | 77校 | |

注１：県立宇土中・玉名高附属中・八代中は、高校と一体でカウントするため件数からは除く
※校舎が使用できなかった学校：阿蘇西小(阿蘇市)、滝尾小（御船町）、木山中(益城町)、乙女小（甲佐町）

体育館に身を寄せる避難者

車中泊と行列

【円滑に対応できた点】

**○避難所の速やかな開設**

・多くの学校では、市町村の避難所担当職員が学校に派遣される前から多数の住民が避難して来たため、学校に残っていた教職員や早めに登校できた教職員が手分けし、校内の安全確認と避難者の誘導を行った。また、車両での避難も多かったが、運動場等への車両の誘導も円滑に行えた。

・県立学校では、校長官舎があるため、校門前に詰めかけた避難者に対し、校長が即座に対応することができ、グラウンドや体育館を開放することができた。

・前震（4/14）により一時体育館を避難所として開放したものの、ボルト落下等があったため、校長判断により、4/15 に避難所としての体育館の使用を禁止。その日の夜 4/16 の本震により体育館の屋根構造部材（パイプ）が落下。人的被害を未然に防ぐことができた。

【課題となった点①】

**○学校施設の開放の遅れ**

・避難所開設のマニュアルの内容が不十分で、しかも徹底されていなかったこと、避難所として指定されていなかった学校も避難所となったことから、学校施設の開放が遅れた学校があった。

・前震・本震とも夜間での発生であり、停電等も発生する中、多くの避難者が学校に詰めかけたため、施設の安全性の確認が十分できないまま、受け入れた学校があった。

・市町村立学校では、まず、校長や教頭が駆けつけるのに、途中の道路が被災していたため、何時間もかかるケースがあった。その際、近隣に居住する教職員が、職員室の窓を割ってカギを取り学校を開放したケースや、学校開放で平時よりカギを預かっている地域住民が開けたケース、市町村職員が開けたケースなど様々であった。

【課題に対する対応等①】

**○避難所運営マニュアルの充実**

・各学校は、市町村防災部局や地域住民と連携し、避難所として学校施設を開放する際の開錠者、開放する範囲や順序をあらかじめ決めておく。また、市町村職員や地域住民が避難所運営を主導する体制が確実に構築できるよう、学校、地元自治体及び地域住民との間でこれらのことを避難所運営マニュアルに盛り込み、事前に共有しておく。学校の立地状況によっては、必要に応じて複数の市町村と協議を行う。これらを進めるため、市町村防災部局及び学校に対し説明を行うとともに、避難所指定における依頼文書の発出を行った。

【課題となった点②】

**○専門家による危険度判定の必要性**

・避難所開設時には専門家による建物の危険度判定を行うことができず、教職員が目視で安全性を確認はしたものの、実際に避難所として使用できるか否かの判断が素人には難しかった。

【課題に対する対応等②】

**<u>○速やかな危険度判定の実施</u>**

・安全性の確保ができない施設には避難者を入れないように学校に対し徹底するため、学校防災マニュアルに施設点検チェックリストを盛り込んだ。また、専門家の目で危険区域を判断することが必要であるため、文部科学省の被災文教施設の応急危険度判定への支援制度を熊本地震でも活用した経験を生かし、避難所となった学校へ優先的に建築の専門家を速やかに派遣する。

## （２）避難所運営と関係者の役割分担

【対応の状況】

・被害が大きかった地域においては、避難所の数が想定以上に多くなったため、避難所運営に従事する市町村職員の学校への配置が遅れ、配置まで数日かかった学校が多数ある。中には避難所閉鎖まで市町村職員が配置されなかった学校もあった。

・市町村職員が配置された学校でも、市町村職員が半日や１日交代で配置される、あるいは配置されても、避難所運営の知識も経験もないため、教職員が対応せざるを得ないところがあった。

・特に、熊本市の場合は、対象となる学校数が多く、市職員の配置が追いつかない状況であり、さらに避難所未指定の学校には、人の配置だけでなく、支援物資等の配給も遅れる傾向があった。

・そのような学校では、本来あるべき姿である市町村職員主導あるいは地域住民主導による避難所運営に移行するまでに日数を要し、その間、教職員主導で避難所運営が行われた。特に、地震発生直後３日程度の避難所運営は教職員主導で行われた学校が多かった。

・教職員主導の避難所運営が長期化した学校では、避難所運営に対応できる教職員を３交代制にして、24 時間体制で対応したところもあった。

・一方で、日頃からコミュニティ・スクールや地域学校協働活動が盛んな地域の学校では、市町村職員や地域住民が避難所運営を主導し、学校は児童・生徒の安否確認や学校再開準備に専念できたところもあった。

・中学校の中には、地元の自治会等の住民組織が小学校の避難所運営で手一杯となったことから、学校の職員と避難所で募集したボランティアで避難所を運営せざるを得なかった学校もあった。

・県立学校では、その性質上、日頃の市町村との関係性が市町村立学校よりも薄いことや、避難所運営業務の校務における位置づけの不明確さもあり、管理職や限られた教職員で避難所運営に携わったケースが多く、携わった教職員の疲労が大きかった学校もあった。

・避難所開設直後は、食料、水、毛布などの物資が不足していた。避難者が多い学校では、物資が届いても十分な量でなかったところもあった。教職員が食材を持ち寄り、学校の炊飯用具を使って避難者に炊き出しをした学校もあった。

・地震発生が４月であったため、防寒防暑対策がそこまで必要なかったのは、不幸中の幸いであった。

・このような状況にあって、避難者の中から大学生や震災ボランティアを経験した人等が自発的に動き、避難所を運営する組織を立ち上げた学校や、自治会長が地域の避難所を巡回し、自治体に支援物資の配給や避難者の移動等について提言を行った学校もあった。

【円滑に対応できた点】

**○市町村職員等に代わり、教職員が避難所の運営を主導**

・市町村職員や地域住民等による避難所の運営体制が整うまでは、避難所運営のノウハウがないながらも教職員が知恵を出しながら避難所運営にあたった。

**○地域住民等による自発的な避難所の運営**

・教職員主導による避難所運営に苦慮する学校が多い中、コミュニティ・スクールの活動や地域学校協働活動が盛んで、日頃から家庭、地域との連携が図られている学校においては、避難所運営も当初から地域住民主導で円滑に実施された。

・避難所開設当初から地区の区長等がリーダーとなって、地域住民が主体的に避難所運営を行った学校や、避難者である大学生、震災ボランティア経験者、駆けつけた在校生等が自主的なボランティア組織を立ち上げ、避難所運営の一翼を担った学校もあった。
・発災直後で支援物資が届かない時期に、卒業生や同窓会からの物資の支援やＳＮＳを利用した物資支援要請を見た人からの支援等が物資不足解消に大きく寄与した。

**○児童生徒のボランティア活動**

・多くの避難所で、児童生徒が自発的に、あるいは教職員の指導のもとで、避難所運営のボランティア活動を行い、苦境にある中で助け合うことの大切さを学ぶことができた。

**○井戸、プール等の水の使用**

・断水時のトイレ用の水に井戸水や中水（雨水）を使用できた学校があった。
・断水時にトイレの水としてプールの水を利用した学校では、塩素が入っていたため、ノロウィルス等の繁殖を抑える効果があった。

**○女性専用の部屋や配慮が必要な人への小部屋の提供**

・避難所開始と同時に女性専用の部屋を設けた学校では、女性が安心して着替えや授乳をすることができた。
・避難者のニーズに合わせてエリア分けを行い、配慮が必要な障がい者や高齢者には、体育館やホールなどの大人数がいる大スペースではなく、教室等の小スペースを少人数で利用できるようにしたため、落ち着いた避難生活を送ることができた学校があった。

**○技能を持つ人の活用**

・避難者の中に医師や看護師などの資格を持った人もいて、臨時の医療チームとしてアドバイスや支援を行ってもらい、避難者の健康面や避難所の衛生面で効果を上げることができた。
・避難所に骨折の疑いがある人が避難して来た際、避難所で呼びかけたところ救急救命士がいたことから医療機関への搬送の判断を仰いだ。
・避難所に薬剤師が避難していたことから、薬の飲み合わせなどに関し助言を得ることができた。

**○他県の支援チームによる支援**

・県外の自治体から避難所運営支援のために学校に入ったチームの中には、過去の被災地支援の経験に基づく助言を行ったり、また、概ね１週間程度の継続的支援と後任のチームに引継ぎを行われていたので、大きな戦力となった。
・兵庫県教育委員会は、被災地の学校を支援するチームを独自に養成・派遣している。チームのメンバーは被災地で学校支援を行う人材として教育プログラムを修了した者である。熊本地震でも多数のチームが本県の被災地の学校に入り、避難所運営や学校再開準備に関する助言を行ったり、避難所運営を手伝ったりした。避難所運営等の経験がない本県の学校にとっては、とても大きな力となった。

【課題となった点】

**○避難所に指定されていない学校への避難**

・地域住民にとっては、どの学校が地域防災計画において避難所に指定されているかは分からないため、指定されていない学校にも避難者が押し寄せ、県教育委員会からの要請もあり、避難所を開設した。

**○学校が避難所となることに対する意識の希薄さ**

・県や市町村職員、教職員等に、災害の発生により学校が急きょ避難所になることがあるという意識が希薄であった。特に、避難所に指定されていない学校までもが避難所になることについては、関係者がそのような意識を持っておらず、避難所運営に苦慮することとなった。

**○避難所の運営責任者や関係者間の役割分担等が不明確**

・学校が避難所になったときの、避難所運営の責任者、関係者の役割分担と費用の負担、避難所使用のルール、避難所の縮小や閉鎖の手順など、避難所の運営に関する詳細が避難所運営マニュアル等に明確に定められていなかった。また、実践的な訓練も行われていなかった。

・避難所となった県立学校では、避難所運営の経費やグラウンド復旧費用の負担について、県と市町村との間で事前の取り決めがなかったため、市町村との調整が難航した学校があった。（発災後に、県教育委員会と県立学校所在市町村が費用負担について文書で確認したが、災害救助法適用外の経費について調整が難航した。）

**○避難所運営にあたる市町村職員の配置遅れ**

・被害が大きかった市町村では、避難所運営を主導すべき市町村職員の学校への配置まで数日かかった学校が多数あった。中には避難所閉鎖まで市町村職員が配置されなかった学校もあった。

・避難所となった学校に配置された市町村職員の中には、避難所運営に関する知識も経験も全くない職員が多数いた。加えて、半日交代や１日交代で少数の職員を派遣する市町村もあり、避難所運営の主導や地域住民組織との連携等の役割を果たせない避難所があった。

**○教職員の主導による避難所運営の長期化**

・市町村職員や地域住民等の主導による避難所の運営体制が整うまでは、教職員も避難所運営の主体にならざるを得ないが、避難所運営を市町村職員主導や地域住民主導に早期に移行できなかった学校では、教職員が避難所運営に長期間従事しなければならず、学校再開準備等の業務に専念できなかった。

・教職員が避難所運営を主導した学校では、避難所運営業務や学校再開準備等により教職員の業務量が増加した。また、避難所運営の長期化により教職員に疲労が蓄積し、健康等に支障が出るおそれがあった。

・避難者にとっては、避難所運営の責任を担う市町村職員と避難所として施設を提供した学校の教職員との区別がつかず、様々な要望や苦情が教職員に寄せられ、対応に苦慮した学校があった。

**○学校と地域との関係性**

・秩序ある避難所運営を行うためには、地域住民組織の果たす役割が大きいが、県立高校や新興住宅地域の小中学校の中には、学校と地域との関係が比較的希薄になりがちであったため、避難所運営に地域住民組織が参画することが難しかった学校があった。

**○物資等の不足**

・非常用食料や水、毛布等の避難時に必要な物資について、避難者分も児童生徒や教職員分も備蓄していない学校が多かった。

・発災直後は、必要な物資が避難所に届かなかった学校がある。避難者が多い学校では、物資が届いても十分な量ではなく、配給のルール作りに苦慮したところもあった。また、避難所に指定されていない学校の中には、市町村からの物資の搬入が指定避難所より遅れた学校があった。

**○衛生面の問題**

・避難所内の衛生対策のため、手洗いやアルコール消毒の徹底、トイレの頻繁な清掃、配給された食料はその日に食べるなどの対策をとった避難所が多かったが、ウイルス感染による食中毒が発生した避難所があった。

**○配慮が必要な人への対応**

・障がいのある人や病気を抱える高齢者に、少人数で利用できる教室を用意したり、他の避難者とのエリア分けをしたりした学校もあるが、このように避難者の特性に応じた対応ができた学校は多くない。

・避難所の運営体制が整うまで、健康面等特別な配慮が必要な人への対応を、校長等教職員で判断せざるを得なかった学校があった。

**○避難所内でのトラブル**

・学校を避難所として開放するにあたり、車での避難者を受け入れるか、ペット同伴者を受け入れるか、喫煙所を設けるかなどのルールが関係者の間で定められていなかったため、トラブルが発生した学校がある。

**○避難者数等の把握が困難**

・夜間だけの避難者や校庭で車中泊する避難者も多く、避難者の人数や個々の状況が把握できない学校があった。

**○避難所運営要員の確保**

・発災直後は、市町村のボランティアセンターが開設されていなかったことから、必要なボランティアの確保や直接支援を申し出るボランティアの受け入れ等に苦慮した学校があった。

・避難所では、昼間は仕事に出かけたり、自宅に帰る者も多く、支援物資の荷下ろし等を行う人手が不足することがあった。

【課題に対する対応等】

**○学校の避難所指定**

・災害発生時に避難所となる可能性が少しでもある学校等にあっては、市町村防災担当部署と、学校等の規模、校種等を踏まえたうえで、指定避難所としての利用について協議しておくとともに、あらかじめ、避難所利用の協定締結を行っておくよう、市町村防災部局及び学校に依頼した。

・協定締結に際しては、市町村、自治組織、学校等の関係者間で避難所運営の詳細（災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関しての意思決定の方法等）を取り決め共有しておくことを教育庁で作成した避難所利用に関する協定書標準仕様の内容に盛り込んだ。

・避難所運営の詳細については、学校等が定める防災マニュアル等にも盛り込み、全教職員に周知した。

**○学校と地域との連携強化**

・災害発生時に学校と地域住民との連携がとれるよう、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を活用して、普段から家庭や地域との連携に努めていく。

## （３）外部からの問合せ対応

【対応の状況】

・避難所となった学校等には、児童生徒の家族、教育委員会、市町村防災担当部署等からの問合せのほか、報道機関からの取材、視察、ボランティア団体からの支援の申出、親族や知人の安否を確認する問合せなど、様々な人から多種多様の問合せが電話や来訪等によりあった。
・報道機関からの問合せには管理職が対応する学校が多かった。

【円滑に対応できた点】

**○問合せに対応する窓口の設置**

・外部からの問合せの窓口を管理職に一本化することにより、対応する者によって回答が異なったり、不確かな情報を発信して混乱を招くなどの事態を避けることができた学校があった。

**○報道機関の取材ルール作成**

・被害が大きかった地域の学校には、報道機関の取材も多く入ったが、避難者のプライバシー保護のため、避難所の居住スペースでの写真撮影禁止、子どもに取材をする際は必ず親の承諾を得るなどをルール化し、トラブル発生を最小に抑えられた学校があった。

【課題となった点】

**○問合せ対応の負担が大**

・避難所となった学校では、外部からの多数の問合せ等への対応に人と時間が割かれ、教職員の大きな負担となった学校があった。
・避難者からＳＮＳ等により「物資が不足している」などの誤った情報が流され、その対応に追われた学校があった。

【課題に対する対応等】

**○学校における問合せ対応の分担等**

・問合せの数が一人で対応できる段階では、対応窓口を一本化することにより効率的かつ的確な対応を行い、一人での対応が困難となるほど多数の場合は、問合せの相手方や内容ごとに対応者を決めて複数で分担するなど状況に応じた対応を行う。
・問合せの多い事項については、回答内容をメモしてボードに掲示するなどして教職員間で共有できるようにする。

## （４）学校再開に向けた関係機関との協議

【対応の状況】

・休校となり、かつ避難所となった学校では、学校再開日が決まった後、保護者への連絡、授業を行うスペースや机・椅子等の確保、授業時間数の確保、応急教育計画・カリキュラムの作成、給食の確保、校内の大掃除や消毒の実施、通学路の安全確認など学校が処理すべきことをリストアップして再開準備を進めていった。

・その中で、授業を行うスペース等の確保のため、学校再開までに避難者全員に自宅へ戻ったり、近隣の避難所に移動したりしてもらい、避難所を閉鎖した学校もあったが、学校再開後も学校の一部が避難所として利用された学校もあった。

【円滑に対応できた点】

**〇自治会等の主導による避難所の集約**

・学校への避難者に対し、学校再開のため他の避難所への移動を依頼することは、困窮者を追い出すように捉えられる可能性もあり、教職員から伝えづらいことであったが、自治会役員や市町村職員が避難者に伝えることで、近隣の避難所への移動・集約がスムーズにいった学校があった。

【課題となった点】

**〇避難所の縮小・閉鎖過程における手順**

・学校が長期間にわたって避難所となることが想定されていなかったこともあり、学校再開の期日が迫ったときの避難所の縮小や閉鎖の手順等が明確でなかったため、避難者への説明等の対応に苦慮した学校があった。

・学校再開後も体育館等が避難所として利用された学校では、体育の授業の実施等に工夫を要したり、日中の児童生徒と避難者の住み分けに気を使った学校があった。

【課題に対する対応等】

**〇避難所の縮小・閉鎖の手順等の明確化**

・⑵ 避難所運営と関係者役割分担の【課題に対する対応等】で前述のとおり、学校を指定避難所として利用するにあたっては、市町村、自治組織、学校等の関係者間で避難所運営の詳細を取り決め共有しておくことを教育庁で作成した避難所利用に関する基本協定書の内容に盛り込んだ。

## ２　学校（特別支援学校）

【対応の状況】

・被害の大きかった地域にある特別支援学校では、市町村の地域防災計画において避難所として指定されていなかったものの、地域住民が避難して来たため、臨時の避難所として不特定多数の避難者を受け入れた学校があった。最も避難者の多かった学校は約 700 人を受け入れた。

・また、学校所在地の自治体から高齢者や障がいのある人の受入れを要請されて、臨時の福祉避難所となり、最大で 43 人を受け入れた学校もあった。

**＜学校施設の避難所としての利用＞**

| 校種 | 全校数 | 避難所開設 | 開設割合 | 最大避難者数 | 最大避難者<br>発生日等 |
|---|---|---|---|---|---|
| 県立特別支援学校 | 18校 | 4校 | 22% | 963人 | 4/16<br>1校最大は、かがやきの森の約700人 |

・避難所の運営状況は学校により様々であるが、避難所未指定であったため、地元自治体からの避難所運営担当職員の派遣が遅れ、避難所を開設した 4 校のうち 3 校は、避難所が閉鎖されるまで派遣がなかった。派遣のあった 1 校についても 4 月 22 日にようやく派遣された。

・地元自治体からの避難所運営担当職員の派遣が遅れた学校は、避難所開設から地元自治体職員主導の運営に移行するまで、地元自治体職員の派遣がなかった学校では避難所開設から閉鎖まで学校職員が避難所運営にあたった。避難所運営のノウハウはなかったが、管理職と対応できる職員がミーティングを重ねて試行錯誤ながらも早期に運営方法や避難者の確認方法等を確立し、関係機関とも連携を取りながら避難所運営にあたった。

体育館に身を寄せる避難者

医療ケアを要する児童生徒の備蓄品

【円滑に対応できた点】

**<u>○備蓄物資の活用</u>**

・児童生徒の 2 日分の食料や医療用品を校舎内（教室棟）に備蓄していた学校もあり、避難所開設直後の運営において大変有効であった。

・停電したため、校内の発電機を稼働し、電気が復旧するまで、投光器、井戸水を汲み上げるポンプ、携帯電話充電等の電源として使用した学校があった。
・雨水を貯める中水設備を備えた学校では、発災後５日間、その水でトイレ用水を賄うことができ、トイレを衛生的に保つことができた。

**○職員のノウハウや施設機能を活用した要配慮者の受入れ**

・特別支援学校には、要配慮者への対応を熟知している教職員が多いため、避難者の障がいや病気の状況に応じ、大勢の避難者が過ごすスペースとは別に、少人数で使用する教室や個室を提供しニーズに応じたエリア分けを行った学校があった。例えば、インシュリンの自己注射が毎日必要な人、鎮痛剤への依存が強い人、精神疾患のある人などに個室を用意したり、教職員がカウンセリングを行ったりしてサポートを行った。
・避難所開設直後から、要配慮者が専門の福祉施設等に移るかもしれないことを想定し、地元自治体の福祉課担当部署や包括支援センターに情報を提供し、避難者の体調管理と安全面の確保を第一に考えた避難所運営を行った学校があった。
・女性の更衣や授乳等のための別室を準備、聴覚障がいの方に手話通訳で対応、要支援者には優先して食事を配給、流動食が必要な人には学校備え付けの調理用ミキサーで調理などの対応を行った学校があった。
・動物に対するアレルギーのある人や動物嫌いの人もいるため、ペット同伴の避難者のスペースを指定した学校があった。
・避難者のニーズに応じ、学校備え付けのセラピーマットやマットレス、椅子等を提供した学校があった。
・トイレが多機能トイレであったため、支援を要する人たちが使いやすかった。
・障がいの特性等から避難所に行けない在校生や卒業生とその家族に、自校に避難して来るように連絡し、在校生や卒業生とその家族を受け入れた学校があった。

【課題となった点】

**○障がいや病気のある人の避難先**

・障がいや病気のある人やその家族等の中には、自宅近くの指定避難所で一般の人と過ごすことが困難であったり、避難所に入ることを遠慮したりして、結果として車中泊、親戚宅や県外への避難をする人もいた。

**○要配慮者への理解の不足**

・避難者の障がいや病気の特性に配慮し、大勢の避難者が過ごすスペースとは別に、少人数で使用する教室や個室を提供しニーズに応じたエリア分けを行った学校では、一般の避難者の要配慮者に対する理解の不足から、要配慮者に特別な配慮を行うことに不満の声（自分たちにも教室を開放してほしい等）があがった。

**○避難所のエリア分け**

・福祉避難所ではない避難所にも、配慮が必要な人が避難してくることが想定されるので、あらかじめ配慮が必要な人が避難できるスペースを別に確保しておく必要がある。また、避難中にインフルエンザ等の感染症が流行した場合の対応として別の教室棟を準備するなど、感染防止対策をとる必要がある。

【課題に対する対応等】

**○特別支援学校の避難所指定（避難所運営の条件整理）**

熊本地震では、所在自治体からの指定の有無にかかわらず、特別支援学校も避難所となったため、今後は、特別支援学校も避難所としての役割を求められることを想定し、あらかじめ避難所利用の協定締結を行っておくよう、市町村防災部局及び学校に依頼した。

その際、学校の人的、物的、環境的特性を踏まえ、災害時に活用可能な情報を提供した上で、円滑な避難所運営が図られるよう、開放区域や物資の配給等について、市町村の防災担当者や所在地域の自治会長及び自主防災組織のリーダー等と連携し、定期的に協議を行う必要がある。

また、特別支援学校は、対象とする障がい種の支援に必要な設備も整っていることから、障がいのある方のための福祉避難所としての役割を担うことも協定書締結の際の協議事項とした。

福祉避難所としての役割を担う場合は、以下のことを考慮する必要がある。

①福祉避難所として受け入れる対象者と手順、次の施設等への移動手順の明確化

②福祉避難所として必要な支援（福祉、医療等）を行うための運営方法や関係機関との連携の構築

③福祉避難所の役割を担うための備蓄品の選定と備蓄

④周辺住民等に対する福祉避難所の役割等の周知

※「平成２８年熊本地震の記録～特別支援学校の対応と教訓～」P29 を要約

## ３　その他の教育関係施設

【対応の状況】

〇県立青少年教育施設

・4 月 14 日の前震発生後、全ての県立青少年教育施設（4 施設）において、避難者の受け入れを開始した。

・4 月 17 日：本県に支援に入ったＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）等の救援団体の要請を受け、県立青少年教育施設において、救援団体メンバーの宿泊受け入れを開始し、救援団体等に情報を提供した。

・4 月 22 日：救援団体、被災者等の受入方針及び使用料等免除方針を決定した。また、当該方針を指定管理者に説明し、災害対策本部へも情報を提供した。

・4 月 27 日：各学校に対し、県立青少年教育施設での避難者等の優先受入れへの協力を依頼した。

・5 月 24 日：宇城市の指定避難所である県立豊野少年自然の家の避難所としての利用延長を承諾した。

・6 月 1 日：各学校に対し、豊野少年自然の家以外の県立青少年教育施設の通常利用の再開を通知した。

・7 月 1 日：県立豊野少年自然の家の通常利用を再開した。

〇県立社会体育施設

・4 月 14 日の前震後、指定管理者を通して各施設の被害状況を確認した。

・4 月 15 日未明、熊本北警察署から県立総合体育館に避難者多数ありとの通報を受け、即座に指定管理者に避難者受入の対応を依頼し、指定管理者や熊本市職員を中心に避難所運営を行った。

・5 月 27 日に益城町の要請を受け、県民総合運動公園陸上競技場を避難所として提供し、指定管理者や益城町職員を中心に避難所運営を行った。

【円滑に対応できた点】

**〇県立青少年教育施設における対応**

・平成 28 年 4 月 14 日から 6 月 30 日までの間、全ての県立青少年教育施設（4 施設）において、避難者、救援団体メンバー計延べ 5,138 人（避難者延べ 2,166 人、救援団体メンバー延べ 2,972 人）を受け入れることができた。

・県立青少年教育施設では、平成 26 年度までに耐震改修工事を終えていたこともあり、被害が軽度で、県立施設で数少ない宿泊施設としての機能を発揮できる状況にあったため、発災当初から避難者を速やかに受け入れることができた。

・発災後、速やかに指定管理者と協議を行い、県立青少年教育施設の救援団体、被災者等の受入れ方針を決定のうえ、全施設長への説明を行うことで、全施設とも共通理解のもと積極的な避難者受け入れを実施できた。

**○県立社会体育施設における対応**

・県立総合体育館は、熊本市の指定避難所ではなかったが、4 月 15 日未明には、施設を開放し、避難者を収容した。ピーク時は 1,000 人を超える避難者を収容、円滑な避難所運営を行い、無事、6 月 30 日に避難所を閉鎖した。

・前震から約 1 か月間に渡り、熊本武道館、県民総合運動公園、八代運動公園において、避難してきた人々の要請を受け、駐車場を夜間開放し、車中泊の避難者を受け入れるなど柔軟な対応を行うことができた。

・県民総合運動公園陸上競技場は、益城町の要請を受け、町の指定避難所として開所し、ピーク時 12 世帯 31 人の避難者を収容することができた。

【課題となった点】

**○指定管理者との役割分担**

・災害が発生し、施設が避難所となった場合の施設設置者と指定管理者との役割分担が明確でなかった面がある。

**○社会教育施設におけるハード、ソフト面での改修**

・県立青少年教育施設は、本来、青少年の研修を目的として整備された施設のため、ハード面では段差等の障害があったり、ソフト面ではスタッフが高齢者等特別な支援を必要とする避難者への対応に苦慮するなどの懸案も発生した。また、発災後しばらくは、救援団体や被災者受け入れの十分な人的体制の確保が困難であった。

**○物資の不足**

・県立体育館では、発災後 5 日間程度は、飲料水や食料などの救援物資が届かず、不足する事態となった。

**○避難所の閉鎖過程における手順**

・県立総合体育館では、緊急対応として施設を開放した後に、熊本市の追加指定避難所となったが、避難所運営が長期化したため、施設の復旧工事の着手が遅れた。

【課題に対する対応等】

**○災害時における指定管理者との役割分担と連携**

・災害発生時における各施設の設置者と指定管理者との役割分担の明確化について、協定書や業務仕様書の内容も含め検討する。

・指定管理者が作成する各施設の危機管理マニュアル等の見直しの要否について検討する。

**○公共施設等の避難所利用を想定した体制整備**

・県立青少年教育施設や社会体育施設を避難所して利用する場合を想定し、設置者、管理者、市町村等との間で施設概要情報を共有、避難所としての利用の詳細（運営要員の配置、物資の調達、避難所縮小・閉鎖の手順等を含む）について協議する。なお、取り決めた内容については、各施設の防災マニュアルにも盛り込む等により、関係者に周知する。

・施設管理者は、避難所利用に際しての要支援者への支援に関する職員研修を実施する。

# 第４節　学校等における応急期の対応（施設被害等）

## （１）地震前の耐震化の状況

【対応の状況】

・本県の公立学校においては、建物を支える骨組みである構造体の耐震化が進んでいたため、一部損壊はあるものの、倒壊や崩壊に至る大きな被害は発生していない。

・一方、天井材や外壁等の非構造部材については、対策済みで被害がなかったところもあったが、劣化した外壁や古い工法の窓の落下や破損などの被害が発生した。

【円滑に対応できた点】

**○耐震対策の取組**

・構造体の耐震化及び体育館等の吊り天井等の落下防止対策については、平成 27 年度末までの完了を目標に実施してきた。

①構造体の耐震化

構造体の耐震化は、平成 27 年度末現在で、県立学校 100%（使用禁止等の建物は除く）、市町村立学校 99.8%の耐震化を完了。

②吊り天井等の非構造部材の耐震対策

県立学校は、平成 27 年度までに完了。

【課題となった点】

**○非構造部材の被害**

・市町村立学校においては、構造体の耐震化及び吊り天井等の耐震対策が完了していない。吊り天井の耐震未対策が 45 棟。照明器具、バスケットゴールの耐震未対策 108 棟。吊り天井の耐震対策が終わっていない 45 棟のうち、8 棟において吊り天井の破損や落下等の被害が発生した。

・これまで、耐震化を最優先に進めてきた一方で、吊り天井以外の非構造部材は老朽化が進行。外壁・窓等で古い工法のものや経年劣化したものは落下等の被害が顕著であった。

【課題に対する対応等】

**○非構造部材の計画的耐震対策の推進**

・市町村立学校について、構造体の耐震化及び吊り天井の耐震対策は平成 29 年度までに完了予定である。また、照明器具・バスケットゴールの耐震対策については平成 31 年度までに完了するよう市町村を支援する。

・吊り天井等以外の非構造部材については、施設管理者において個別施設計画を策定し、老朽化対策と併せて計画的な耐震対策を行っていく。なお、対策の実施に当たっては、主たる避難所となる体育館等から、優先して実施する。

## （２）被害状況の把握

【対応の状況】

・公立学校の被災状況

県立学校：71 校中　57 校が被災（高校：43 校、特支：14 校）：全体の約 80％

市町村立学校等（幼稚園、給食センターを含む）

：45 市町村、643 校中　30 市町村、389 校が被災：全体の約 60％

校舎内柱の損壊

被災した渡り廊下

・応急危険度判定

①避難所となった公立学校の緊急点検

〇4 月 16 日　本震発生、避難者の受入れ開始

〇熊本市による市内県立学校避難所体育館の応急危険度判定

4 月 17 日　5 校 5 棟

〇県土木部営繕課による熊本市内県立学校避難所の応急危険度判定

4 月 18 日　8 校 14 棟

②文部科学省の支援による応急危険度判定

〇4 月 17 日　文部科学省の照会を受け、同省に「被災文教施設応急危険度判定士の派遣要請」

〇市町村及び県私学所管課、教育庁内関係各課へ応急危険度判定の実施希望を照会

派遣人員　文部科学省 21 人、東京都 2 人

調査期間　4 月 20 日～5 月 2 日

調査施設　県　　立：（学校）12 校 94 棟、（社会教育施設等）7 施設 17 棟

市町村立：（学校）15 市町村の 53 校 192 棟

（社会教育施設等）4 市町村の 6 施設 8 棟

学校法人等：28 校 88 棟

③各施設管理者による応急危険度判定

〇熊本市：福岡市及び北九州市の支援を受け実施

〇宇土市：長崎県の支援を受け実施

〇菊池市：菊池市建築士協会に依頼して実施

〇八代市：応急危険度判定資格を持つ職員で実施

・県立学校再開に向けた安全確認調査

施設管理者として、学校再開前の最終点検として調査を実施。

安全確保対策の徹底等を指示し、安全が確保できない施設は使用禁止を継続。

調査期間：4 月 25 日～4 月 29 日

調査施設：県立学校：35 校 562 棟

調査体制：教育庁施設課・土木部営繕課合同で、3 班体制（1 班 2 名～4 名）で実施。

5 月 1 日　現地調査及び措置状況写真により、県立学校再開に向け安全確認対策が完了していることを確認。

5 月 10 日　県立学校が全校再開

【円滑に対応できた点】

**○災害査定時の他機関からの支援**

・県立学校

6 月 1 日から 10 月 31 日まで、他県から建築技術職員の派遣を受け、施設課は調整・進行管理（査定日程調整、コンサルタント調整、文部科学省事前ヒア）を担当し、査定実務（申請書類の審査・修正、現地調査の対応）は、各学校毎に派遣職員の担当制としたことにより、査定業務の効率化が図られた。また、分担制としたことにより、県技術職員は学校施行工事の仕分けと施行指示、仮設校舎設置、土木工事等の業務への対応が可能となった。

・市町村立学校

6 月 1 日から 12 月 9 日まで、他県から 2 名（6 月は 3 名）の建築技術職員を専任で配置する支援体制を取り、災害査定申請書の審査・修正及び現地調査の対応は派遣職員が行った。この結果、県と市町村災害復旧工事の査定申請内容・水準の統一化が図られ、高い採択率となった。また、市町村への技術的相談にも対応できた。

**○復旧施行での工夫**

・災害査定調査を一般社団法人熊本県建築士事務所協会に一括委託
・仮設校舎にリース方式を採用（熊本県初）
・九州財務局における査定人員の確保要請
・宮城県各市による県内市町村の支援
・学校で施行できる工事の範囲を拡大

【課題となった点】

**○被害状況調査に係る課題**

・本震後の被害状況調査は、施設課の要員が限られている一方で、早期の対応が必要となったことから、3 班 2 日体制を組み実施した。
・学校の要請で現地確認に行ったところ被害が少なく、他の学校を優先すべき事例も見られた。
・調査中に予定外の学校の調査要請があったこと、被災による交通遮断等もあり、調査行程上の無理が生じ、結果として、調査が十分ではなかった学校もあった。
・業務量が増大し、組織として課内の情報の共有化が十分にはできなかった。

・県立学校に関する情報更新と課内の情報管理が十分ではなかったため、被害の全体像の把握が遅れ、余震後の追加調査の優先順位の見極めと動き出しが遅れた。

○市町村立学校の被害状況の把握

・被害が甚大な市町村では、教育委員会職員が避難所運営等に追われ本来の業務を行えなかったり、通信手段の途絶等により、被害情報の把握が困難な状況が発生した。

・市町村教育委員会担当職員と個別に連絡を取ったり、直接訪問により聴き取りを行うなどして情報の収集・把握を行ったが、一部の施設については被害の把握が遅くなり、災害復旧に向けた対応に遅れが生じた事例も発生した。

○避難所になっている施設の応急危険度判定

・同一の体育館について、本震後、限られた時間内で複数の機関が応急危険度判定を行ったことから、施設使用の判定結果にばらつきが生じ、急きょ、避難者の移動が必要となった施設もあり混乱が生じた。

・全面使用禁止とした施設の中には、安全対策を取れば一部使用可能と思われる施設もあり、過剰な措置となった施設もあった。

○県外から派遣されてきた判定士の宿泊場所の確保

・応急危険度判定の実施時期が発災直後であったため、ホテル等の休業が多く、派遣者の宿泊所の確保が困難であった。

【課題に対する対応等】

○被害状況調査の手法の見直し

・被害状況調査はあらかじめ調査票（被害状況、使用禁止施設及び安全確保対策等の指示内容とその理由）を定め、また、調査結果については時間がない中にあっても打合せを優先し、組織として被災状況と対策の共有化を行うことが次の対策につながる。

・学校と施設課の役割分担のもと、学校による点検マニュアルによる点検結果の報告や施設課による情報収集により、現地調査を優先する学校の抽出を行い、優先順位を付けた調査を行う。

・大規模災害時における混乱で情報管理が疎かになりがちであるので、調査結果を全職員が共有できるように、全職員が見られる場所に各学校のフォルダを作成するなどで情報の一元管理を行う。

○市町村立学校の被害状況の把握

・非常時の施設被害状況把握のため、市町村への連絡方法を再確認した。

○避難所の応急危険度判定

・応急危険度判定は、避難所として使用している施設を優先し、資格を有する建築技術職員の複数体制により、施設管理者の責任において実施する。

・応急危険度判定は建物単位の判定であるため、判定後、施設管理者の安全対策によっては使用できる場合がある。また、落下危険物等に関する危険度については、一部使用が可能か別途判断する手法を検討していく。

○県外から派遣されてきた判定士の宿泊場所の確保

・他県からの支援を受けるためには、宿泊所を確保することが前提となる。県立学校のセミナーハウス、社会教育施設等を含め、宿泊所などの受援体制確保についてあらかじめ検討しておく。

## （３）施設の復旧状況

【対応の状況】

・県立学校施設の安全確保を最優先し、緊急性や復旧工法の難易度を考慮し、使用禁止施設等の使用再開に向けた仮復旧・応急復旧を速やかに行い、本復旧・改良復旧については平成 30 年度の完了を目指す。

・復旧に当たっては、学校施設が「児童生徒の学びの場」であることから、原形復旧にとどまらず、「地震の痕跡を残さない」復旧に取り組んでいる。

・さらに、本県の復旧・復興方針である「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指すこと」、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげること」という原則を基本に、耐震性の向上や地域における防災拠点としての整備など創造的復興を目指していく。

・被害が少ない学校施設の災害復旧は一定の進捗が見られているものの、被害が大きい学校施設の復旧は平成 29 年度以降に工事が本格化し、平成 30 年度までの期間を要する見込みである。

①校数ベースの進捗状況（平成 29 年 12 月末現在）

| 設置者別 | 校種 | 対象校数 | 完了済 | | 完了予定 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 28年度完了 | 29年12月完了 | 29年度完了予定 | 30年度完了予定 | 31年度完了予定 |
| 県立 | 県立学校 | 43 | 25 | 9 | 5 | 3 | 1 |
| 市町村立 | 幼稚園 | 6 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 小学校 | 145 | 63 | 52 | 26 | 3 | 1 |
| | 中学校 | 67 | 23 | 18 | 17 | 5 | 4 |
| | 高等学校 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 給食センター | 9 | 7 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 計 | 229 | 97 | 73 | 44 | 9 | 6 |
| 合　　計 | 計 | 272 | 122 | 82 | 49 | 12 | 7 |
| | （下段は累計） | | 122 | 204 | 253 | 265 | 272 |
| | 完了率 | ― | 45% | 75% | 93% | 97% | 100% |

②災害査定額ベースの進捗状況（平成 29 年 12 月末現在）

| 設置者別 | 災害査定額（千円） | 29年12月完了額（千円） | 29年12月完了率（%） |
|---|---|---|---|
| 県立学校 | 3,756,516 | 554,898 | 14.8% |
| 市町村立学校 | 12,988,946 | 2,432,324 | 18.7% |
| 計 | 16,745,462 | 2,987,222 | 17.8% |

・応急対策

第２学期開始までを目標に二次被害防止対策や使用禁止・制限施設の復旧、仮設校舎設置を実施。

①学校施行による発注

・各学校に対し、学校施行により早期発注を指示。予算は既定予算で対応。
16 校 41 棟が第２学期までに完了。

②使用禁止・制限施設の復旧状況

・学校再開時（5 月 10 日）の使用禁止等施設　　25 校 71 棟

・第 2 学期開始時までに使用可能となった施設　　19 校 33 棟（46%）

・平成 29 年 12 月末までに使用可能となった施設　24 校 53 棟（75%）

③仮設校舎の設置

・県立高校の仮設リース校舎　平成 28 年 8 月 10 日供用開始

・県立高校の仮設建込校舎（追加分）　平成 28 年 10 月 12 日供用開始

仮設リース校舎

仮設建込校舎

【円滑に対応できた点】

**○学校施行による早期発注**

・通常は、学校施行の限度額は 250 万円としているが、熊本地震では、建築技術職員が見積書及び災害査定事業計画書を基に仕訳を行い、比較的簡易で設計を要しない復旧工事については、額にかかわらず（3,000 万円未満程度）学校施行で対応することとした。

①例）クラック、エキスパンションジョイント、ブレース破損等

②学校施行による発注期間の短縮と学校及び本庁発注量を調整。

③学校に対し、事前に見積依頼業者に工事規模、応札の意向を確認したうえで随意契約手続きを行うよう指示。

④予算令達の簡素化を実施。

⑤学校施行について県建築協会へ協力要請を実施。

⑥同協会からは元工事者及び学校近隣業者への見積もり依頼の助言と会員へ協力要請の文書を発出するなど支援を受けた。

**○本庁施行による災害復旧**

・比較的被害が大きい施設で設計を要するものは、土木部営繕課との役割分担に基づき、復旧工事の発注と進行管理を実施。

①施設課と営繕課の役割分担

施設課は、災害査定と学校施行に専念。営繕課では、災害査定後の実施設計及び工事発注・

工事監理を実施。なお、施設課で一般社団法人熊本県建築士事務所協会へ業務委託を一括発注したことから、実施設計委託業務は施設課で同協会会員に単独随契で発注（施設課は契約事務のみを担当し、実施設計業務は営繕課で実施）。

②全被災施設の復旧計画策定と進捗管理

施設毎の復旧状況の把握と復旧工事の目標に基づく進捗管理を行うため、平成 28 年 9 月末に施設毎の設計・工事の発注目標及び完成目標を策定した。

ア　設計委託〔16 校 74 施設〕

〔目標〕

・発注　全て平成 28 年 10 月末まで

・完了　第二高校改築分(管理棟外、H29.7 月完了)を除き、平成 28 年度内

〔進捗状況〕(H29.12 月末現在)

・発注　目標どおり平成 28 年 10 月中に全て発注済（進捗率 100%）

・完了　16 校 74 施設（進捗率 100%）

イ　工事〔43 校 480 施設〕

ａ　学校施行〔43 校 365 施設〕

〔目標〕

・着工　2 校(盲・熊本聾寄宿舎)を除き平成 28 年 10 月末まで

・完了　全て平成 28 年度内

〔進捗状況〕(H29.12 月末現在)

・着工　43 校 364 施設（進捗率 99%）(松橋高校の校長宿舎は、平成 30 年度着工予定)

・完了　43 校 364 施設（進捗率 99%）

ｂ　本庁施行〔18 校 115 施設〕

〔目標〕

（ａ）平成 29 年度着工分〔3 校 18 施設〕

・体育館 3 棟（熊本高、第二高、熊本工）は H29.7 月着工、H29 年度中完了

・熊本高(管理棟)は H29.8 月着工、H30.8 月末完了

・第二高(改築分)は H29.10 月着工、H30.10 月末完了

（ｂ）平成 28 年度着工分〔18 校 97 施設〕

・着工　H28 年度中

・完了　17 校 82 施設は H28 年度中

5 校 15 施設は H29 年度中

〔進捗状況〕(H29.12 月末現在)

・発注済　18 校 114 施設（進捗率 99%）

・完了　　14 校 52 施設（進捗率 45%）

**<u>○市町村立学校の復旧支援</u>**

・説明会や個別相談により、事前着工制度の活用を指導。

・工事発注状況の把握と聴き取りを実施。

・全国知事会からの派遣職員による技術的支援

・災害査定事務等を通じて、市町村立学校の早期復旧に向け支援。

【課題となった点】

**○学校による学校施行工事の対応の違い**

・学校施行工事について、学校間で対応のばらつきが見られた。また、学校によっては、入札システムの操作ができないところもあり、本庁から指導を行った。

**○不調・不落の発生**

・県立学校

①発生状況（平成 29 年 12 月末現在）

入札 60 件中 25 件の不調が発生。順次不調不落は解消してきたが、1 件の工事が未契約。

②これまでの取組

関係団体との意見交換

一般社団法人熊本県建築協会及び一般社団法人熊本県建設業協会に対し、12 月、1 月、2 月、3 月に意見交換及び協力要請を実施。

・市町村立学校

①発生状況（平成 29 年 12 月末現在）

入札 206 件中 91 件の不調が発生。9 件の工事が未契約。

②市町村への支援

不調・不落が発生した市町村へ出向き、入札状況の聞取りと意見交換を行い、県の対策や他市町の契約事例について情報提供を実施。（聞取り等を行った市町：熊本市、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）

今後とも、市町村と情報共有を図り、文部科学省とも相談し対応する。

【課題に対する対応等①】

**○学校による学校施行工事の対応の違いの解消**

・学校による学校施行工事の対応の違いを解消するため、営繕説明会において、各県立学校に対して、非常時の学校施行の方法や、入札システムの操作について研修を行った。

**○入札不調等への対応**

・県立学校の工事発注については、引き続き、業界団体と意見交換・情報共有化を図りながら、入札に参加しやすい環境を整えたうえで、再入札を行う。また、再入札の結果も踏まえ、既契約者等への随意契約を検討する。

・市町村立学校の工事発注については、入札不調の発生状況について把握し、意見交換や支援を継続的に行っていく。

・工期が長期にわたる改築や大規模改修において、災害査定、設計、工事入札事務の期間、入札不調等により、国の補助金の事故繰越年度までに復旧工事の完了が見込まれない箇所については、そのような事態が判明し次第文部科学省と協議を行い、次年度以降にも補助金を確保すること等で災害復旧費の確保を図っていく。

## （４）避難所としての機能強化

【対応の状況】

・構造体の耐震化及び体育館等の吊り天井の落下防止対策については、平成 27 年度末までの完了を目標に実施してきた。

①構造体の耐震化

平成 27 年度末現在で、県立学校 100%（使用禁止等の建物を除く）、市町村立学校 99.8%の耐震化を完了。

②吊り天井等の非構造部材の耐震対策

県立学校は、平成 27 年度までに完了。

市町村立学校施設については、吊り天井の耐震未対策が 45 棟。

照明器具、バスケットゴールの耐震未対策 108 棟。

吊り天井の耐震対策が終わっていない 45 棟のうち、8 棟において吊り天井の破損や落下等の被害発生。

③吊り天井以外の非構造部材の耐震対策

これまで、耐震化を最優先に進めてきた一方で、非構造部材は老朽化が進行。外壁・窓等で古い工法のものや経年劣化したものは落下等の被害が顕著。

・地震発生後、避難所指定の有無にかかわらず、多くの被災者が学校に避難。トイレや電気、水の確保等において、様々な不具合や不便が発生。

【円滑に対応できた点】

**○構造体の耐震化**

・平成 27 年度末現在で、県立学校 100%（使用禁止等を含む）、市町村立学校 99.8%の耐震化を完了。

**○吊り天井等の非構造部材の耐震対策**

・県立学校は、平成 27 年度までに完了。

【課題となった点】

**○構造体の耐震化の未完了**

・市町村立学校においては、構造体の耐震化が完了していない。

**○吊り天井等の非構造部材の耐震対策の未完了**

・市町村立学校においては、吊り天井等の耐震対策が完了していない。

**○吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の未完了**

・県立及び市町村立学校とも、吊り天井等以外の非構造部材について、老朽化が進行している。

**○避難者の受け入れ体制及び判断基準の未作成**

・避難者を受け入れるため、学校によっては施設開放が遅れたところもあった。避難者を学校で受け入れることの認識、受入判断をどの機関が判断するかルール化されていなかった。また、施設の安全確認と避難所使用の判断基準がなかった。

○指定避難所の実態把握の困難さ

・指定避難所に関する情報がなく、実態把握ができていなかった。教育庁内でも指定避難所等の実態把握ができていなかった。市町村によっては、地域防災計画に県立学校を記載しているが、学校と協定を締結していないところも見られた。

○学校の設備機能の維持と防災機能の強化

・今後、非構造部材を含めた耐震対策のほか、発災直後の一定期間、電気、水、ガスなどが停止するため、これらの確保について２系統、複数系統の整備などが求められる。

・学校に求められる防災機能については、防災担当部局が中心となって、学校施設を地域の防災計画全体の中でどのように位置付けるのか検討が必要。それに基づき、学校施設ごとに避難所として求められる役割・備えるべき機能・施設利用計画等を明確化しておく必要がある。あらかじめ防災・避難所として整備しておくものと、発災後に災害救助法に基づく仮設整備で対応可能なものを整理し、その調達方法などソフト面の運用についても検討が必要である。

○大規模災害発生時における学校との連絡体制

・大規模災害を前提とする連絡網が整備されておらず、連絡が取れない学校があった。

【課題に対する対応等】（一部は再掲）

○構造体の耐震化の実施

・市町村立学校について、構造体の耐震化及び吊り天井の耐震対策は平成 29 年度までに完了予定。

○吊り天井等の非構造部材の耐震対策の実施

・照明器具・バスケットゴールの耐震対策については平成 31 年度までに完了するよう市町村を支援。

○吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の実施

・施設管理者が個別施設計画を策定し、老朽化対策と併せて、主たる避難所となる体育館等から優先して実施するなど計画的な耐震対策を行っていく。

○避難者の受け入れ体制及び判断基準の作成

・学校施設点検マニュアルと判断基準（通常点検、地震被災時点検）を作成し、「学校防災（地震・津波）マニュアル作成の手引」に位置付けた。また、学校側が適切に判断できるよう、各学校に位置付けた防災主任に対し、教育センターと連携した研修や学校の営繕担当等を対象にした研修会を実施した。

○指定避難所の実態把握と防災機能の強化

・平成 28 年度末に実施した避難所指定の意向調査、各学校と市町村との避難所指定、運営の検討状況を踏まえつつ、平成 30 年度に県立学校の防災機能強化のアクションプランを策定する。

○大規模災害発生時における学校との連絡体制の整備

・学校等の被害状況を把握するため、確実に管理職等に連絡が取れる連絡網を整備した。

## 第５節　教育庁における復旧期の対応

### （１）学校再開に向けた取組（通学支援の検討・実施）

【対応の状況】

・小中学校関係

①県内の小中学校の 6 割以上が被災し、施設や通学路の安全確保ができず休校した小中学校も 7 割以上となった。また、避難所指定の有無にかかわらず、約 6 割 300 校以上の小中学校が避難所となった。

②このため、4 月 26 日付けで「平成 28 年（2016 年）熊本地震により被災した学校を再開する際の留意点について」の依頼文を発出した。

③5 月 6 日付けで「熊本地震における通学時の安全確保について」依頼文を発出。児童生徒の通学時の安全確保のための具体的な対応について、市町村教育委員会を通じ各学校に周知した。

・高等学校関係

①学校再開に向けた動き

4 月 19 日　学校再開に向けた関係課予備会議開催

4 月 21 日　学校再開に向けての確認事項取りまとめ（課内）

「県立学校の臨時休校及び学校再開の時期について」学校に通知するとともに報道機関投げ込み

②通学手段等の検討

4 月 22 日　熊本地震に係る補正予算等について財政課へ協議

4 月 26 日　阿蘇地域の高校生への対応会議（知事公室・関係３課）

4 月 28 日　通学困難な生徒への対応案検討（代替手段確保・転学・寮等）

5 月 2 日　高森町・南阿蘇村主催緊急通学バス運行説明会

5 月 4 日　学校再開について発表（教育長）

豊肥本線一部区間バス輸送の実施について（ＪＲ九州発表）

5 月 6 日　通学困難な生徒の保護者対象説明会開催（於：阿蘇中央高校、大津高校）

③運行等開始

5 月 9 日～ＪＲ九州によるバス輸送、高森町・南阿蘇村による緊急通学バス運行開始

④運行後の協議・変更等

夏休み・土曜日の運行について、ＪＲ九州と協議

２学期以降の運行主体について、高森町・南阿蘇村等と協議

8 月 1 日～8 月 20 日夏休みダイヤ、土曜日運行開始（ＪＲ九州）

8 月 8 日　臨時通学バス運行説明会（県、高森町、南阿蘇村）

8 月 22 日から、2 学期のバス運行開始（ＪＲ九州、県委託バス）

・特別支援学校関係

①被害状況把握

4 月 27 日　各特別支援学校に対し、国道及び鉄道が寸断された阿蘇地区から通学する児童生徒の有無、状況等について照会。

②関係機関との協議

阿蘇地区からの通学に係る代替交通手段及び必要経費を検討。障がいの状況や個々の事情に対応できるよう、タクシーを借り上げ、同じ方面からの乗り合わせによる通学支援事業の実施を決定。

③通学支援事業実施

大津支援学校が 5 月 18 日から、ひのくに高等支援学校が 5 月 27 日から、タクシー借上げにより、通学支援事業を開始した。（費用は国と県が負担）

【円滑に対応できた点】

**〇高等学校関係**

・豊肥本線及び南阿蘇鉄道の被災に伴う通学困難者の通学手段として、学校再開に合わせ、5 月 9 日から阿蘇ルート・南阿蘇ルートいずれもバスの運行を開始できた。

**〇特別支援学校関係**

①被災状況把握

発災直後の混乱した状況にもかかわらず、期限内に各特別支援学校から回答を得ることができた。特に、阿蘇地域から通学する生徒の保護者とは教育庁職員が直接、面談や電話での聴き取りなどを行い、必要な情報を収集することができた。

②通学支援事業の円滑な実施

通学支援事業を実施する２校は、保護者への説明を迅速に行い、短期間で通学支援事業を開始することができた。開始後も、学校がタクシー事業者や保護者と丁寧に連絡・調整を行い、問題なく運行できた。

＜実際に行った対応＞

1　学校は、全員に電話連絡及び家庭訪問を行い、そのうち、被災により通学が困難な児童生徒については、教育庁から直接状況の聴き取りを行った。

⇒聴き取り内容：学校再開後の通学手段、通学路の状況

2　学校と教育庁で対象生徒の学校再開後の通学方法について、課題と必要な支援等について、共通理解を図った。

3　道路等の被災状況、生徒の特性に配慮した通学支援の事業化。

4　教育庁から学校へ、通学支援事業について説明し、その後学校から保護者へ説明。

5　通学支援事業開始に当たっては、学校再開前に事業者へ個々の障がいの状況や配慮点について説明。また、保護者へ欠席等の連絡を確実に行うことを徹底した。

6　事業開始後は、道路の復旧状況により通学ルートの見直しを適宜行っている。

【課題となった点①】

**○高等学校関係**

・通学手段を検討するに当たり、次の事項の調整や決定に時間を要した。

1 対象者数をどう把握するか。地震により寮に住めなくなっている生徒がいるなど地震前と状況が一変。休校中でもあり、把握が難しい状況であった。

2 今まで利用していた公共交通機関が利用できなくなった大学生や専門学校生をどうするか。

3 誰がバスを運行するのか（運行主体）。

4 運行開始後の緊急時の連絡をどうするか。

→　台風などによる運休の連絡体制を、運行主体・学校関係者と協議し整備した。

5 南阿蘇ルートについて、高森町・南阿蘇村による緊急通学バス運行は１学期のみとなっていたため、2 学期以降は誰が運行するのか。

6 阿蘇ルートにおいて、1 学期は平日のみの運行であったため、土曜日の課外授業への対応などの要望が強く寄せられた。

→　ＪＲと協議を行い、夏休みの運行ダイヤ改正に合わせ、土曜日も運行することとなった。

7 南阿蘇ルートにおいて、グリーンロードを使用していたため、冬季の凍結対策について検討が必要となった。

【課題に対する対応等①】

**○通学手段確保等の対応実績の保存・活用**

・災害発生の地域や被害の程度、通学困難な児童生徒の人数や居住範囲等が不明な段階で、あらかじめ想定しておくことは困難であるため、他県の過去の例や熊本地震において関係機関と調整を行った事項や経過を整理して対応例として保存し、次に災害が発生したときに、その対応例を活用して迅速に協議・調整できるようにしておく。

【課題となった点②】

**○特別支援学校関係**

・運行再開時期の把握

通学支援事業実施に際し、被災直後であったため、鉄道やバスの被災状況を正確に把握することが困難であり、運行再開の見通しを立てることが困難であった。

【課題に対する対応等②】

**○円滑な通学支援事業実施への取組**

・特別支援学校の場合、遠距離での通学もあるため、大規模災害発生後の対応として、生徒の通学方法のニーズを早急に把握し、道路等の被災状況、生徒の特性に配慮した通学支援の事業化により対応した事例を、今後の発災に備え、ノウハウとして蓄積、活用できるようにしておく。

・発災後、学校再開に合わせて通学支援が開始できるよう、関係機関と協議・調整をしておく。

## （２）防災教育の取組

【対応の状況】

・各学校の校内研修や教育センターが行う研修で、被災の爪痕や記憶が薄れていないうちから、地震や災害に関する研修を行った。

防災教育に係る研修

①悉皆研修（初任者研修・５年経験者研修・１０年経験者研修）（平成 28 年 7 月～平成 29 年 4 月）
震災後急性期・中期・一周期の「児童生徒の心のケア」研修を実施した。

②県立学校新任管理職（校長）研修（平成 28 年 7 月 12 日）
県立学校の管理職講話に震災対応の内容を取り入れた。

③県立学校新任教頭研修、新任主幹教諭研修及びリーダー養成研修（平成 28 年　月～　月）
震災の内容の講話、協議等を実施し、研修者の意識啓発を行った。

④平成 29 年度熊本県公立小中学校等新規採用教員宿泊研修（平成 29 年 4 月 1 日～2 日）
「防災教育・心肺蘇生法」研修を実施した。

⑤防災主任研修会（平成 29 年 4 月 27 日、12 月 26 日）
平成 29 年 4 月から各学校に位置付けた防災主任に対し、研修会を実施した。

【円滑に対応できた点】

**○防災に関する研修の実施**

・教育センターにおいて、研修内容の見直しを図り、教職員の初任・5 年・10 年・管理職・防災主任等に対し、防災に関する研修を実施した。

**○被災地での初任者研修**

・教師の初任者研修の一環として、対象者 249 人が被災地で被災者支援のボランティア活動に従事した。自校に戻ってから教職員や児童生徒を対象とした防災教育を実施した。

初任者研修における被災地支援活動

5 月 31 日　大津町及び益城町（46 人）
6 月 15 日　西原村、南阿蘇村、御船町及び益城町（125 人）
6 月 16 日　西原村、御船町（78 人）

【課題となった点】

**○防災教育の不足**

・これまでの防災教育は、主に在校時の児童生徒の避難訓練であった。

・熊本地震の発災前における教科と関連付けた防災教育の実施状況は、小学校 58.3%、中学校 55.6%、高等学校 18.2%、特別支援学校 33.3%に止まっており、地震のメカニズムや災害の歴史等学ぶ機会が不十分であった。

**○共助の意識を高める教育の不足**

・自らも被災者でありながら自発的に避難所でのボランティア活動等を行った児童生徒がいた一方、そうでない児童生徒も存在。これまでの防災教育において、共助の意識を高める教育が不十分であった。

【課題に対する対応等】

**○学校防災教育指導の手引の作成**

・様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切に行動できる児童生徒を育成するための教師用指導資料を作成し、学校における防災教育への活用を促す。

**○共助の心を育むための道徳教材の作成**

・共助の心を育むため、「熊本の心」を根底においた道徳教材を作成する。

**○自然災害への理解と対応能力を身につけるための教材の作成**

・児童生徒が自然災害への理解を深めるとともに、災害発生時に自他の命を守るために主体的に行動する力、他者や地域に貢献する意欲や能力を育成するための副読本について検討する。

**○新しい教育手法の検討**

・防災に関する知識（災害の歴史や災害発生のメカニズム）、技能（危険回避能力、応急処置、地震への備え等）、心（命の尊重、助け合い、他者を思いやる気持ち等）を育むため、教科の指導と関連付けた指導方法の事例を示すなどの効果的な教育手法を検討する。

**○地域連携の推進**

・学校を核とした地域の防災強化を図るコミュニティスクールを県立学校全校に導入済み。小中学校においては、各市町村に対してコミュニティスクールの導入を呼びかけている。

**○地域や企業等でリーダーとなる人材の育成**

・地域や企業等で防災を始めとした危機管理のリーダーとして活躍できる人材の育成を検討していく。（例えば、学校への防災教育カリキュラムの導入、学校防災関連学科・コースなど）

## （３）被災者等への教職員住宅の提供

【対応の状況】

・被災した県民への一時的避難住居の提供

県営住宅等の提供に合わせて、提供可能な教職員住宅（51 戸）の一覧表を所管課に提出した（県職員住宅も同様に提供）。募集の受付、抽選等の作業にも教育庁職員が従事した。

また、被災した住民に一時的避難住居を提供する市町村に対して、教職員住宅 36 か所・146 戸を提供することとして募集し、３戸を提供した。

・県外の自治体から受け入れる応援職員への宿舎の提供

復興支援のため県外の自治体から受け入れる職員の宿舎として、教職員住宅 17 戸を提供した。
内訳　教育庁分　10 戸、市町村分７戸

【円滑に対応できた点】

**○円滑な一時的避難住居等の提供**

・東日本大震災時や平成 24 年熊本北部豪雨時にも一時的避難住居等の提供を行っていたため、円滑に住居を提供することができた。また、県外自治体から受け入れる応援職員への宿舎の提供も同時に作業を進めたため、事務を効率的に行うことができた。

【課題となった点】

**○関係課との調整や検討**

・被災した県民向けの住宅の提供については、複数の課と同時に提供することとしたため、関係課との調整に時間を要した。また、県外自治体から受け入れる応援職員への宿舎の提供については、過去に提供した事例がなかったため、公有財産の取扱いにおいて検討に時間を要した。

【課題に対する対応等】

**○先行提供物件の円滑な提供**

・教職員住宅の中で先行して被災者に提供できる物件がある場合は、複数課との調整を待たず、速やかに住居が提供できるようにする。

# 第６節　学校における復旧期（休校中）の対応

## （１）児童生徒の転出入の対応

【対応の状況】

〇県立高等学校

・県立高等学校における地震に伴う転出は 14 校 22 人。うち、県外への転出は 13 人。また、県内の県立高等学校間の転出入は９人。

＜参考＞

〇転出先：

県外 13 人　（福岡 4、佐賀 2、長崎 2、鹿児島・大阪・東京・群馬・愛知 各 1）

県内 9 人　（東稜→天草 2、大津→高森 2、熊本北→阿蘇中央 1、大津→阿蘇中央 1、翔陽→高森 1、阿蘇中央→大津 1、天草→東稜１）

〇県立高等学校における地震に伴う転入は１０人

9 人は県立高等学校間の転出入。1 人は私立高等学校から県立高等学校への転入

県立高等学校間の転出入のうち、1 人は地震前の在籍校への再転入（東稜⇔天草）

〇特別支援学校

・一時的に家庭を離れて避難し、後に通学を再開した者

〇保護者の実家へ避難した者：2 人

〇福祉施設等へ入所避難した者：3 人

〇他県の特別支援学校へ転出したが、数ヶ月後に戻った者：1 人

・他校へ転出した者

〇一家転住で他県へ転出した者：4 人

〇公立小中学校（熊本市を除く）

被災児童生徒の転出入の状況調査（計 9 回実施）

第 1 回：4 月 28 日時点、第 2 回：5 月 9 日時点、第 3 回：5 月 16 日時点、第 4 回：5 月 25 日時点、第 5 回：6 月 1 日時点、第 6 回：6 月 8 日時点、第 7 回：7 月 13 日時点、第 8 回：9 月 1 日時点、第 9 回：3 月 1 日時点

【調査結果】

被災児童生徒の「転出」及び「事実上の就学」の状況＜公立小中学校（※熊本市を除く）＞

【転出】

| | | 転出 | 県外へ | 熊本市へ | 県内へ（熊本市以外） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 5月 9日時点 | 187 | 87 | 15 | 85 |
| 2 | 5月18日時点 | 165 | 78 | 32 | 55 |
| 3 | 5月25日時点 | 175 | 77 | 37 | 61 |
| 4 | 6月 1日時点 | 190 | 85 | 38 | 67 |
| 5 | 6月 8日時点 | 225 | 87 | 40 | 98 |
| 6 | 7月13日時点 | 261 | 104 | 52 | 105 |
| 7 | 9月 1日時点 | 276 | 95 | 66 | 115 |
| 8 | 3月 1日時点 | 279 | 90 | 76 | 113 |

【事実上の就学で他校へ】

| | | 事実上の就学 | 県外へ | 県内へ（熊本市を含む） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 5月18日時点 | 142 | 66 | 76 |
| 2 | 5月25日時点 | 149 | 59 | 90 |
| 3 | 6月 1日時点 | 121 | 46 | 75 |
| 4 | 6月 8日時点 | 77 | 36 | 41 |
| 5 | 7月13日時点 | 17 | 8 | 9 |
| 6 | 9月 1日時点 | 1 | 0 | 1 |
| 7 | 3月 1日時点 | 0 | 0 | 0 |

・就学機会の確保等について通知
　平成 28 年 4 月 20 日付けで文部科学省初等中等教育局長から「平成 28 年(2016 年)熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」を各教育事務所を通じて各小中学校へ通知。
・問合せ対応
指導要録、事実上の就学等に関する問合せへの対応

〇県立特別支援学校
・県外への転出 4 人（平成 29 年 3 月 31 日現在）
県外への一時的な転出 3 人
県内への一時避難(転学なし）3 人

【円滑に対応できた点】

**〇円滑な転出入事務の実施**
・各県立高等学校において、速やかに転出入についての手続きがなされた。
・小中学校の被災児童生徒の転出入の状況把握を行うため、各教育事務所の指導主事同士が、児童生徒の受入れについて確認をした。
・特別支援学校の児童生徒の転学に当たっては、他県教育委員会及び学校の理解により、まずは他県に避難した児童生徒を当該特別支援学校等で受け入れてもらい、転学書類等の手続きはその後に行うなど、円滑に進めることができた。

**〇就学機会の確保等**
・文部科学省初等中等教育局長からの通知により、県内外を問わず、スムーズに児童生徒の受入れができた。

【課題となった点】

**〇被災した児童生徒の転出入手続きの困難さ**
・在籍していた学校に籍を残したまま他校へ通い始めた児童生徒への対応は、「状況が落ち着いてから」転校手続きを取るように指導したが、手続きに半年ほどかかったケースも見られた。

**〇被災した児童生徒の転出入の状況調査での取扱い**
・児童生徒が転出をしたという学校とその児童生徒を受け入れる学校との認識の違い等により、転出・転入の数がなかなか一致しない状況が見られた。
・一時受入れ、区域外就学、転出の違いについて、家庭の事情によっては市町村教育委員会で取扱いが違ったため、5 月 1 日基準の調査で混乱が生じた。

【課題に対する対応等】

**〇被災した児童生徒の転出入の速やかな手続き**
・在籍していた学校に籍を残したままで他校に通っている児童生徒については、「状況が落ち着いた」後は速やかに手続きを取るよう学校に対し指導を行った。

**〇被災児童生徒の転出入の状況調査での適切な取扱い**
・転出と転入の人数が違う場合は、各教育事務所に違いがあることを伝え、教育事務所間で確認を行った。
・一時受入れ、区域外就学、転出の違いを市町村教育委員会に周知徹底する。

## （２）施設・設備等の安全確認、教室等の確保

【対応の状況】

・4 月 25 日～4 月 29 日にかけて、施設課等が学校再開前の最終点検として県立学校 35 校、562 棟の調査を実施。

・5 月 1 日に現地調査及び措置状況写真により、県立学校再開に向け安全確認対策が完了していることを確認。

・市町村立の小中学校においても、各市町村教育委員会と連携し、早急な安全確認と施設の補修を行い、早期の学校再開を行った。

・建築から年数が経過していない学校にあっては、建設した業者等が無料で安全性の確認を行ったところもあった。

・避難所となった学校では、ペット同伴の避難者も多く、校内外に糞尿や毛が落ちており、衛生面の十分な確保が必要であったため、専門業者に依頼し、清掃及び消毒を徹底した学校がある。

・水道水の水質検査を実施。1 回目の検査では合格せず、学校再開間際で合格した学校があった。

・普通教室棟が立入禁止となったので、特別教室、体育館（6 分割）及び武道場（2 分割）を教室代わりに使って学校を再開した学校があった。

・被害が大きかった県立高等学校では、前震から 27 日目の 5 月 10 日に学校を再開したが、10 教室しか使用できなかったため、3 年生のみ午前中登校とし、11 日は 2 年生、12 日は 1 年生のみの午前中登校とした。5 月 13 日から 20 教室が使用できたため、学年ごとに 1 日登校と午前、午後の半日登校を組み合わせ、全学年が毎日登校できるような体制をとった。その後、ユニセフから学校用テント 2 張の提供があり、5 月 26 日から全学年一斉登校を行うことができた。

ユニセフ提供のテントでの授業

・土砂崩れや落石による通学路の寸断や地盤沈下等により校舎等が使用不可とされたことなどから、近隣校の間借り、あるいは近年廃校した校舎の再利用を行った学校がある。これにより、通学が遠距離になる児童・生徒については、スクールバスを運行することで児童・生徒への便宜を図った。

【円滑に対応できた点】

**○耐震対策の取組の成果**

・本県では構造体の耐震化について、平成 27 年度末までの完了を目標に実施しており、平成 27 年度末の時点で、県立学校は 100%、市町村立学校は 99.8%が対策済みであった。このため 2 度の激しい揺れに襲われたにもかかわらず、文部科学省による被災度区分判定調査の結果では、県立学校で１校１棟、市町村立学校においても、13 校 22 棟の改築判定にとどまった。

**○近隣校の間借りに伴う効果等**

・ある中学校では、少人数授業用教室や多目的教室等の余裕があり、間借りすることになった小学校の各学年・特別支援学級は、それぞれの教室を確保することができた。
・中学生と小学生の異校種間で交流する姿が増え、互いを尊重しながら学び合う経験をすることができた。
・中学校の生徒指導のノウハウや小学校での生徒指導の重要性等を教職員が学ぶことができた。
・ＮＰＯ法人等の支援で、教具、照明増設、扇風機やエアコン、パーテーション等を設置することができた。

【課題となった点①】

**○建物の安全性確認の長期化**

・大規模な災害だったため、震災後すぐに、専門家の安全性確認を得ることができなかった。また、学校によっては安全確認の判断結果が一部変更になったこともあり、教室の確保などの対応に苦慮した。

【課題に対する対応等①】

**○早急な安全性確認の実施**

・建物の安全性確認は専門家でなければ難しい。文部科学省の被災文教施設の応急危険度判定の支援制度を活用し、早急に派遣を行う。（再掲）
・施設の安全性を確認するためのチェックリストを学校防災マニュアルに盛り込むとともに、各学校に位置付けた防災主任に対し研修や学校の営繕担当等を対象にした研修会を行った。（再掲）

【課題となった点②】

**○災害に伴う近隣校の間借りの弊害**

①小学校が中学校へ間借り

・特別支援学級用の教室がなく、該当児童の教育的ニーズに応える指導ができなかった。
・特別教室が使用できないため、時間割を調整し、音楽等は異学年合同で行った。
・保健室を中学校と共有していたが、個別の配慮を要する児童を休養させる場所がなかった。
・照明が足りず、空調の機器も無く、黒板の代わりとなるホワイトボード等の備品も中学校から借用したが不足した。
・日課を中学校と合わせなければならないため、給食時間や昼休みを十分に確保することができなかった。また、中学校の定期テスト時等、教育活動も静粛さを求められた。

・校区を教材にした教育活動や地域との連携ができなかった。
・近隣高校の施設を時折使用しているものの、部活動（サッカー、バスケットボール）ができなくなった。
・校内に遊具もなく、部活動も中止しているため、体力が低下した。
・中学生との共同生活のために、小学生だけのスペースがなかった。図書室や遊具もなく、トイレの数も足りない状況にストレスが溜まり、児童間の暴言や暴力行為が発生した。
・全校児童がスクールバス通学となり、午前 7 時に家を出たり午後 5 時以降に帰宅せざるを得ない児童が出てきた。

②中学校が小学校へ間借り
・特別教室等が使用できず授業に支障があった。また、中学校の体育館は損壊し、小学校の体育館は避難所となったため、中体連大会前でも屋内運動部活動の活動がほとんどできなかった。
・簡易更衣所を設置したが、女子の更衣場所が不足した。
・保育園も同じ小学校に間借りしたため、送迎による車の出入りが頻発し、事故防止のために教職員が朝夕、要所に立って誘導を行った。
・特別支援学級の隣の特別教室が中学校の教室として使用され、音や環境の変化に敏感な児童が不安感を訴えることがあった。

③廃校小学校への移動
・校舎が児童数に比べ狭く、教室数不足のため、図書室・パソコン室を空けて、特別支援学級教室として使った。理科室・家庭科室等も狭く設備が足りなかった。
・急な移転であったため、備品等が廃校となった学校のものと入れ混ざった状態となった。

【課題に対する対応等②】

**○施設・設備の確保調整等**

・使用できるスペースが限られるため、必然的に様々な制約が出てくるが、教職員が協議・調整し、支障を最小限に抑えるとともに、学校間（小中）での同居だからこそできる交流行事等の工夫を行っていく。
・学校間（小中）での同居によるストレスへの対処として、児童生徒に実践するためのストレス対応研修を実施したり、早めのプール開放等運動不足解消の手立てを講じる必要性等を防災マニュアル等に盛り込んだ。
・保護者送迎の交通整理対応に伴う応援要請など、教育庁において、被災学校のニーズを拾い上げる仕組みを検討する。

## （３）教科書、学用品等の供与

【対応の状況】

4 月 15 日・18 日　各県立学校・教育事務所等に対し、熊本地震により喪失・毀損した教科書の状況を照会。

5 月 13 日　県立学校に対し、教科書以外の学用品の喪失・毀損状況の調査を依頼。

5 月 20 日　各県立学校を通じて生徒への教科書の供与を開始。

5 月 27 日　各県立学校を通じて生徒への学用品の供与を開始。

6 月 27 日　各県立学校を通じた生徒への教科書の供与が完了。

7 月 12 日　各市町村を通じた小中学校の児童生徒への教科書等の供与が完了。

8 月 24 日　各県立学校を通じた生徒への学用品の供与が完了。

【円滑に対応できた点】

**○関係文書の迅速な発出**

・平成 24 年 7 月に発生した「九州北部豪雨」の際も災害救助法の適用となっており、当時の関係文書を参考にすることで、熊本地震後、関係通知文等を迅速に発出することができた。

**○関係機関との協議・連携**

・教科書取扱業者とは、「できるだけ早く教科書を児童生徒に供給する」という共通認識のもと、教科書関係事務の簡略化について、有効な意見交換ができた。また、密に連絡を取り合い、その時点での教科書給与状況を把握することができた。

**○市町村教育委員会等への支援**

・教育事務所や市町村教育委員会からの問い合わせ等に対しては、状況に応じて必要な情報提供を行ったり、教科書取扱業者と調整を行ったりすることで、適切に対応することができた。

【課題となった点】

**○休校期間中における被災状況把握の困難さ**

・教科書等の喪失・毀損状況の調査が休校期間中であったため、避難している児童生徒との連絡が取りにくく、また、被災した家屋や校舎内に残っている一部の学用品については、災害救助法で定められた詳細な確認が困難なものがあり、調査に時間を要した。

**○教科書給与に係る「災害救助法」と「無償措置法」の事務手続上の誤認の発生**

・一部の市町村教育委員会や小中学校において、「災害救助法による教科書給与」と「無償措置法による教科書給与」を混同して理解したことにより、教科書申請（様式）に誤りがあった事例があった。

【課題に対する対応等】

**○休校期間中の被災状況の把握手法の確立**

・年度当初には、児童生徒との連絡体制を早急に整備しておくとともに、緊急時には、学校のホームページからも情報発信することを学校防災マニュアル作成の手引きに盛り込んだ。

**○「災害救助法」と「無償措置法」の違いの周知**

・「災害救助法による教科書給与」と「無償措置法による教科書給与」の違いを記した文書を作成し、市町村教育委員会及び小中学校からの問合わせに的確に対応できるようにした。

## （４）通学路の安全確保及び交通手段の確保

【対応の状況】

・小中学校においては、各学校の教職員が学校再開前に通学路の安全を確認した。学校再開後に教職員が通学路で児童生徒に安全指導を行った学校もあった。

・校区内の通学路が遮断された市町村では、スクールバスを運行したり、臨時に中学生用の寄宿舎を確保した学校があった。

・以下、スクールバスを運行した学校の対応

①避難所及び家庭訪問時に通学路の安全点検を行った。関係諸機関、保護者代表とも連携し、通学路の状況確認及び決定を行った。併せてハザードマップの作製も行った。

②安全な通学路が一部しか確保できなかったため、学校再開前に朝の交通ボランティアを募った。また、地元の教育委員会から新規にスクールバスを運行してもらった。

③スクールバスの運行については、二次避難所となった宿泊施設とスクールバスの安全運行、安全確認、生徒指導会議の開催等、連絡調整に時間を要した。

④復旧工事の関係で道路の再開や工事の状況が日々変化していたので、通学ルート、バスの大きさなどを運行会社と適宜打ち合わせた。

・通学地域が広範囲にわたる高等学校や特別支援学校にあっては、学校近隣の安全を教職員が確認し、それ以外は各自で確認を行ってもらい、保護者の同意と生徒自身の判断を求めるなどして対応した。

※ＪＲ豊肥本線、南阿蘇鉄道、国道 57 号線等道路の不通による代替交通機関の確保については、「第５節　教育庁における復旧期の対応」の「（１）学校再開に向けた取組」に記載。

## （５）給食再開への対応

【対応の状況】

・給食施設の被害状況把握

4月25日　教育庁が教育事務所を通して各市町村に依頼し、各給食施設の被害状況調査を実施。
県立特別支援学校の給食調理場被災状況についても聞き取り調査を実施。

・給食再開に向けた学校及び共同調理場への支援

5月 2日　教育庁が「学校給食の再開について（ガイドライン）」を発出

5月 6日、10日　被災した給食設備の聞き取り調査を実施（熊本市及び益城町を除く）

※給食施設の被災状況聞き取りを定期的に行うとともに課内で共有し、支援策を検討。

給食センター内部被害状況

【円滑に対応できた点】

**○給食施設の被害状況の把握**

・給食施設の被害状況について、発災直後の混乱した状況下にも関わらず、各教育事務所から即日回答を得ることができ、県立支援学校においては、事務長等の的確な状況把握により、必要な情報収集を行うことができた。

**○学校及び共同調理場への支援**

・新潟中越地震、東日本大震災の被災県担当者等の協力により、災害後の対応事例について迅速な情報収集ができ、学校給食再開等への対応の参考となった。

**○調理場の速やかな復旧**

・本震後、調理場は機器が散乱するひどい状態であったが、学校に宿営していた自衛隊が片づけをしてくれた学校があった。

・調理場の修繕と水質、ガス漏れなどの各種検査の見通しがついた段階で臨時校長会を行い、学校再開に向けた共通理解を図った自治体があった。その自治体では給食再開が学校再開の鍵になった。（水道復旧5月6日、学校再開5月9日）

【課題となった点】

**○給食調理場での炊き出しの実施等**

・学校給食施設が被災地域の避難所炊き出し施設として利用された際、緊急時対応とはいえ、衛生管理上いくつかの課題が生じた学校があった。（給食関係者以外の者の土足での調理場への立入、支援物資の搬入、調理実施等）

・ライフラインが復旧し、各家庭における調理が可能な状態であっても、学校において保護者等により炊き出しが実施されたため、学校給食衛生管理基準の遵守が困難となり、食中毒等の発生が懸念された学校があった。

**○被災の中での給食再開への配慮**

・食材の受注業者も被災したところが多く、食材の確保が困難な学校があった。

・調理員も多くが被災していたことから、勤務に関し配慮が必要な学校があった。

・ガス漏れや使用水の混濁により、給食再開に配慮が必要な学校があった。

【課題に対する対応等】

**○給食施設の被害状況の把握体制づくりの検討**

・緊急時だからこその、現場に負担をかけない、確実な情報把握・情報提供の体制づくりを検討していく。

**○災害時の給食施設の緊急対応**

・学校給食の安全・安心を確保するため、教育庁が「学校給食の再開について（ガイドライン）」を各学校及び給食調理場へ発出し、支援を行ったが、今後は災害発生時の学校給食施設の緊急使用について、マニュアル等を作成し、学校等に示していく。

・保護者等による炊き出しについては、文部科学省の見解を踏まえ、「児童生徒の生命維持に係る緊急対応とし、やむを得ず時限的に実施するもの」に限り実施可能とする。

**○被災の中での給食再開**

・学校の危機管理の一つとして、調理場や給食センターが使用できなくなったとき等の対応をあらかじめマニュアル等に想定し、盛り込んでおく。

## （６）教職員のケア

【対応の状況】

・教育庁の取組み

①被災した教職員への住宅提供

被災した教職員に対して教職員住宅の緊急入居募集を行い、34 世帯の入居を決定した。

②メンタルヘルスに関する総合的相談窓口の設置

メンタルヘルスに関する相談窓口は多数あるが、それぞれ対象職員や相談内容が様々であるため、教育庁教育政策課福利厚生室内に教職員用の総合的な相談窓口を設置し、全所属に周知した。

③メンタルヘルスに関する広報

教職員向け広報誌等を活用して、災害時のメンタルケアやストレスに関する情報を、タイムリーかつ定期的に全教職員に提供した。

④緊急メンタルヘルス調査

特に被害の大きかった地域の学校 29 校を対象に、「改定出来事インパクト尺度」による緊急メンタルヘルス調査を実施し、必要な教職員には保健師による指導等を行った。

⑤専門医、臨床心理士の派遣

緊急メンタルヘルス調査の対象校のうち希望のあった学校に、公立学校共済組合の協力により九州中央病院の専門医と臨床心理士を派遣し、管理職面談や個別カウンセリングを行った。

また、被害の大きかった益城町教育委員会と 2 回にわたり情報交換会を実施し、校長会等でメンタルヘルスに関する情報を提供した。

⑥全県域でのメンタルヘルス調査

被災地以外でも震災の影響が考えられるため、法定のストレスチェックが実施されない小・中学校を対象として、ストレスチェックに相当するメンタルヘルス調査を実施した。

・学校での取組み

被災地の学校現場においては、教職員が避難所運営や学校再開準備等で多忙を極めており、教職員のケアは日常的には管理職による直接顔を合わせての声かけや自己申告を促す程度の対応とならざるを得なかった。そのような中、次のような配慮を行うことで、学校再開前の重要な期間を乗り切った。

①無理をせず、適宜休養を取るように指示
②職員朝会や職員会議での職員の健康状態の把握
③期首面談時に震災によるストレス等の聴き取り
④様々な場面で地震後の業務遂行への感謝の意を表明
⑤スクールカウンセラーによる校内研修
⑥ストレスチェック

【円滑に対応できた点】

**○被災した教職員への住宅提供**

・教育庁及び各管理校において空住居情報等を常時把握しており、スムーズに照会できた。

**○メンタルヘルスに関する総合的相談窓口の設置**

・教育庁に元々保健師が２名（常勤、非常勤各１名）配置され、人的な体制が整っていた。

**○メンタルヘルスに関する広報**

・教育くまもと、ＰＴメール、共済かわら版など、複数の広報媒体で、タイムリーな情報提供を行うことができた。

**○緊急メンタルヘルス調査**

・医療機関の全面的な協力により、円滑かつ効果的な調査ができた。また、担当保健師が全ての対象校を訪問したことにより、詳細に学校の状況を把握することができた。

**○専門医、臨床心理士の派遣**

・医療機関の全面的な協力により、教育庁内に配置がない医師と臨床心理士の派遣が可能となった。また、予算についても、公立学校共済組合本部において、特別に措置された。

**○全県域でのメンタルヘルス調査**

・過去に医療機関を実施機関として全教職員を対象とした調査を実施しており、そのノウハウを活かしてスムーズに実施することができた。

**○災害対応業務の分担への配慮等**

・教育庁や学校において、一部の職員に負担が集中しないことや、心身に不安を抱える職員に過度な負担がかからないように配慮した。

【課題となった点】

**○教職員住宅の老朽化**

・老朽化により修繕が必要な住宅が多くあり、空いていても使用できない住宅があった。

**○メンタルヘルスに関する総合的相談窓口設置の周知期間の不足**

・相談件数が少なかった。窓口設置の周知期間が足りなかった。

**○専門医、臨床心理士の派遣日程調整の困難さ**

・派遣予定期間が限られていることもあって日程の調整が難しく、希望する学校とのマッチングは 29 校中 4 校にとどまった。

**○全県域でのメンタルヘルス調査での障害**

・本来的には市町村教育委員会がストレスチェックで対応すべきものであるが、法定の基準（50 人以上の事業所）に達していないため、ほとんどの市町村が実施していない。このため、応急的に県教育委員会においてメンタルヘルス調査を行った。

**○膨大な災害対応業務による不十分なケア**

・被災地の学校では、管理職を含め教職員のそれぞれが児童・生徒の状況把握や校内の復旧作業、学校再開の準備等のため多忙であったことから、学校によっては教職員に対する十分なケアが行えなかったところがあった。

【課題に対する対応等】

**○被災した教職員への住宅提供のための修繕**

・教育庁及び管理校で、利用するために最低限必要な基本的な修繕を、空き住宅も含め継続的に行っていく。

**○メンタルヘルスに関する総合的相談窓口設置の周知と啓発**

・教育庁で、広報媒体や保健・相談事業の機会を利用して、周知と啓発に引き続き努めていく。

**〇専門医、臨床心理士派遣の調整**

・派遣期間を長く設定するよう関係機関と調整し、希望する学校とのマッチングを容易にする。

**〇全県域でのメンタルヘルス調査の実施**

・法定基準を満たない学校への調査を市町村で実施できなかったため、熊本地震では県教育委員会が応急的に対応したが、市町村教育委員会に調査の趣旨を啓発し、実施主体の移行を図り、全県域での調査を継続していく。

## 第７節　学校における復旧期（学校再開後）の対応

### （１）通学支援

【対応の状況】

・通学支援の実施

①学校再開後に教職員が通学路で児童生徒に安全指導を行った学校もあった。

②被害の大きかった地域では、学校からの通学路の安全確保の要請を受け、教育庁職員及び各教育事務所の指導主事を中心に登校指導の支援を行った。

第１期　５月18日～５月20日
第２期　５月23日～６月３日
第３期　６月６日～６月17日
第４期　６月20日～７月１日

登校指導の様子

スクールバスでの登校風景

【円滑に対応できた点】

**○登校指導の支援**

・被害の大きかった地域では、学校からの通学路の安全確保の要請を受け、教育庁職員及び各教育事務所の指導主事を中心に登校指導の支援を速やかに行うことができた。また、学校の教職員の負担軽減と通学路の安全確保のために、学校の要望を受けて登校支援を延長したことにより、学校再開後の通学路の随時の安全点検にも速やかに対応できた。

【課題となった点】

**○登下校支援等のニーズ把握の困難さ**

・特に被害の大きかった地域の学校において、保護者や地域の方も被災している状況の中、通学路の安全点検や登校指導に人員が不足しているなど登下校支援等のニーズを教育庁では十分把握できなかった。

【課題に対する対応等】

**○通学路の安全確保等への支援**

・熊本地震のように大きな災害が発生したときに、被災学校に常駐し学校と一緒に現地調査を行うなど、被災学校のニーズを拾い上げる仕組みを検討していく。

・災害発生後の通学路の安全確認の方法や、どのような場合に通学支援を行うか、登下校とも通学支援を行うかなどを各学校で検討したうえで、各学校が作成している学校防災マニュアルに盛り込んでおく。

## （２）給食の確保

【対応の状況】

・給食センターが被災した学校では、再開後の各段階において、給食なしの午前中授業、パンと牛乳主体の簡易給食、弁当製造業者による弁当給食等で対応した。

・益城町への給食支援

益城町では、給食センターが被災し調理ができなかったので、学校再開（5 月 9 日）後の当初 1 週間は給食なしの半日日課、2 週間目から 5 月末まではパンと牛乳主体の簡易給食、6 月 1 日から 3 月末までは、業者による弁当給食であった。

5 月16日　教育庁が益城町教育委員会のヒアリングを実施

5 月24日　教育庁、教育事務所、益城町教育委員会等関係者が給食支援に係る関係者会議を実施

6 月 1 日　益城町教育委員会が小中学校に業者製造の弁当給食開始（～年度末）

6 月 6 日　益城町への災害支援を教育庁の委託事業（汁物提供）として開始。（～7 月 27 日まで計 37 回）

11 月 1 日　「学校給食事務委託に係る関係資料」について、岩手県平泉町より情報収集し、益城町へ情報提供するとともに、益城町から熊本市への給食事務委託に係る協定締結について協力。

平成 29 年 4 月 1 日　益城町から熊本市への給食事務委託開始

簡易給食

業者弁当給食

現在の給食

【円滑に対応できた点】

**○献立への配慮**

・学校再開後の最初の頃の献立は、生徒の健康面や衛生面に配慮して、加熱した献立を中心に行った学校があった。

【課題となった点】

**○益城町への給食支援等関係**

・益城町への給食支援実施において、災害対応で混乱した状況下であったため、業務受託業者選定や業務内容の確認等に関する益城町との調整が難航した。

・完全給食再開までの簡易給食提供に対し、保護者間で給食内容への不満等について、ＳＮＳによる拡散事例があった。

**○給食の栄養バランスへの配慮**

・弁当給食となった学校では、弁当給食で不足しがちな野菜中心の汁物の給食等の提供が求められた。

【課題に対する対応等】

**○市町村への給食支援**

・熊本地震後の市町村への給食支援の実績や課題等を整理し、今後、同様の事態が発生したときに活用できるよう保存しておく。

・簡易給食提供については、事前に市町村教育委員会が保護者等に丁寧な説明を行い、保護者の理解を得るよう努める。

・給食実施市町村と、その近隣市町村や関係団体、企業との事前協力協定締結について、情報提供等の支援を行う。

## （３）授業時数確保、学習支援（ＩＣＴ活用等）

【対応の状況】

①授業時数確保

・授業時数確保に関する文部科学省への確認

文部科学省に、東日本大震災の際には、「災害等の不足の事態が発生した場合、当該標準時数を下回ることも認められる」旨の通知が出されているが、熊本地震に際してもこのような通知が出されるか確認したところ、年度初めということもあり、出す予定はないという回答であった。

このため、6 月 15 日、「平成 28 年熊本地震による休校等に伴う授業時数確保のための措置等の調査」を実施した。

・授業時数確保に関する指導・助言

休校等を行った学校においては、児童生徒及び職員への負担に配慮しながら、各市町村教育委員会及び各学校の状況に応じて、指導に必要な時間を実質的に確保した。また、被災した児童生徒に学習の遅れが生じている場合には、可能な限り補充指導等の措置を講じるよう指導・助言を行った。

・授業時数確保の措置等の調査結果（熊本市を除く市町村立小中学校）

休校措置等により実施できなかった授業時数については、1～30 時間…90 校（23%）、31～60 時間…129 校（33%）、61 時間以上…24 校（6%）であった。

授業時数確保のための対応については、長期休業日の短縮…200 校（52%）、土曜授業の実施…25 校（6%）、行事の統合・精選…126 校（33%）等であった。他にも、「7 時間授業」「夏休み期間

中の家庭訪問実施」「短時間学習の実施」「水曜日の６時間授業」などにより授業時数を確保した。ただ、運動会（体育大会）については、それぞれの学校の実情により対応が分かれたが、時期や規模を変更して実施した学校が多かった。

・授業時数確保の措置等について（県立高校）

休校措置については、１日～4 日…8 校、5 日～9 日…6 校、10 日以上…23 校であった。

授業時数確保のための対応としては、長期休業日の短縮…34 校、行事の精選等…25 校であった。

②学習支援（ＩＣＴ機器等の提供）

・被害状況把握

県内学校の建物被害状況調査の結果震源に近い２つの高校に登校できない生徒がいることを確認。

・登校できない生徒への支援策の検討

家庭学習支援の検討

遠隔授業配信、テレビ会議による児童生徒同士のコミュニケーション支援

・関係機関との協議

情報通信会社、ソフトウェア開発会社、教育庁とが登校できない生徒への支援の方法について協議

・登校できない生徒への支援の実施

情報通信会社よりタブレットＰＣ（29 台）、ソフトウェア開発会社よりｅ-ラーニング教材、教材動画制作ソフト、インターネットでの教材配信システムを学校再開が困難な高校のうち 1 校に貸与した。また、県の予算で、電子黒板対応プロジェクタ 30 台、タブレットＰＣ45 台及び関連機器を同高校に整備した。

さらに、情報通信会社よりタブレットＰＣ（テレビ会議用）を通学困難生徒がいる高校に貸与（各 10 台）

③学習支援ボランティアチームの派遣

・被災状況が深刻な学校や避難所では、学習に不安を感じる児童生徒が続出した。その不安を少しでも軽減することを目的として、学習支援ボランティアチームを派遣した。

・各市町村での避難者の割合（避難者数÷人口）が 1%以上となった市町村（御船町、益城町、嘉島町、南阿蘇村、西原村）を対象とし、体験活動ボランティアチームのうち、趣旨に賛同したチームを派遣した。

・5 月 20 日から、対象市町村の教育委員会及び全小中学校を訪問し、事業の仕組みを説明した。また、熊本大学コンソーシアム事務局を訪問し、学習支援ボランティアチームの登録促進について協力を依頼した。

・5 月 30 日、甲佐町の小学校へ学習支援ボランティアを 3 名派遣し、ボランティアチーム派遣を開始した。7 月以降、熊本大学、熊本県立大学等を訪問し、学習支援ボランティアチームの登録促進について協力を依頼した。

・7 月 20 日、ボランティアチーム研修会を開催し、事業の仕組みや子供の人権等を内容とした研修を実施した。平成 28 年度において、学習支援ボランティアチームとして 89 回（191 人）派遣した。

④学力向上支援訪問

・支援策の検討

10 月 31 日、学力向上支援訪問の計画検討

・状況把握

11 月 9 日、特に被災が大きかった 4 教育事務所管内（宇城、菊池、阿蘇、上益城）に対し、全国学力・学習状況調査の結果公表後、教育事務所として訪問を行った学校及び今後の訪問予定の把握を依頼する。（回答期限 11 月 11 日）

・関係機関との協議

11 月 14 日、教育庁から上記 4 管内の教育事務所長に対し、学力向上支援訪問の趣旨、内容について説明した。各管内の学力向上に対する支援状況と実施に当たっての希望等の情報収集を行う。

11 月 15 日、教育庁から市町村教育長会会長に対し、学力向上支援訪問の趣旨、内容について説明した。実施に当たっての希望等の情報収集を行う。

11 月 18 日、上記 4 教育事務所に対し、支援訪問実施についての希望調査を行う。

11 月 30 日、他管内に対しても、支援訪問実施についての希望調査を行う。

・支援実施

11 月 24 日～12 月 21 日、上記 4 管内（8 箇所）を教育庁指導主事が教育事務所指導主事とともに訪問し、学力向上についての対応策について研修を実施。

1 月 25 日～2 月 28 日、上記 4 管内を含む、全管内（20 箇所）において、支援訪問を実施した。

・熊本県学力調査における実態把握

1 月 19 日、平成 28 年度熊本県学力調査の結果をもとに、上記 4 管内の学力及び学習の状況について分析を行った。

④教材・備品被害等

| | 県立高校 | 特別支援学校 | 県立中学校 |
|---|---|---|---|
| 被害学校数 | 27<br>（産･理振のみ被災学校2含む） | 10 | 1 |
| 破損した主な備品 | 収納棚、書架、プリンター、<br>テレビ、顕微鏡、ミシン等 | 冷蔵庫、映像機器、テレビ、<br>重戸棚、食器棚等 | ― |
| 備品総額　※1 | 39,711千円 | 4,318千円 | ― |
| 破損した主な教材等 | 試験管、食器、電子計算組織等 | 試験管、食器等、生徒机椅子 | 試験管、食器等 |
| 教材等総額　※2 | 16,080千円 | 4,527千円 | 264千円 |
| 被害総額 | 55,791千円 | 8,845千円 | 264千円 |
| | 合計　64,900千円 | | |
| 購入（進行状況） | 上記は平成28年度中の実績。このほか、購入予定であった47,219千円については、平成29年度予算に繰越済み。 | | |

※1　備品総額は、壊れた備品の再取得額の総計で積算。
※2　教材等総額は、修理等に要した金額の総計で積算。

倒壊した図書室書架

破損したビーカー類

【円滑に対応できた点】

**○授業時数確保**

・学校の状況に応じて様々な対応をしており、標準授業時数を下回る学校はなかった。

**○学習支援（ＩＣＴ機器等の提供）**

①被害状況把握

・発災翌週には現場の確認、被害状況の把握ができた。また、学校の早急な調査により登校困難児童生徒がいることを即座に把握できた。

②登校できない生徒への支援策の検討

・学校訪問により、不足する学習状況の確認と今後の復旧計画を確認できたため、初期対応と継続対応に分けて支援の方法を検討できた。

・発災後の緊急時に状況の把握が即座にできたため、学習支援内容がスムーズに検討できた。

③関係機関との協議

・各社から発災後早い段階で、ＩＣＴ機器の提供等学習支援の提案あり。事前に学校に対して状況確認が終わっていたため支援内容に即座に対応できた。

④登校できない生徒への支援の実施

・各社ともに学校の求めに応じて調整を行った。平成 24 年 7 月に発生した「九州北部豪雨」の際も災害救助法の適用となっており、当時の関係文書を参考にすることで、熊本地震後、関係通知文等を迅速に発出することができた。

**○学習支援ボランティアチームの早期派遣**

・ボランティアチームの登録については単年度登録であるが、ボランティアチーム派遣事業が平成 24 年から 4 年間の実績があり、これまでの研修の蓄積、派遣の仕組みもできていた。そのため、混乱の中にあっても 5 月中のボランティアチーム派遣開始が可能になった。

**○支援する人とされる人の Win-Win の関係づくりの構築**

・礼状をもらうなど子供たちから感謝されたことはボランティアチームのメンバーから伝え聞いていたが、派遣されたボランティアチームからも、「素晴らしい子供たちと触れ合える貴重な経

験をさせていただき、心から感謝している」旨の感想があった。支援する人とされる人がWin-Winの関係づくりを構築できたことが、本事業の実施を支えているものと考える。

**○学力向上支援学校訪問に係る関係機関との協議**

・事前に関係する教育事務所管内の状況を把握し、各教育事務所長及び市町村教育長会長への説明及び相談を行ったことにより、各教育事務所や各市町村教育委員会の協力のもと学校訪問を行うことができた。

**○被災した生徒の授業料減免**

・就学支援金の対象外となった生徒については、授業料減免制度を周知し、42 人に対して減免を行った。また、高等学校入学金減免については、中学校を通して周知を行い、400 人に対して減免を行った。

**○保護者や教職員の理解**

・必要な授業時間数を確保のために、行事を精選したり、土曜日に授業を行ったり、夏季休業日を短くしたりという措置をとったが、非常事態であったため、保護者や教職員が共通理解の下取り組むことができた。

【課題となった点①】

**○授業時数確保の措置等への適切な指導・助言**

・土曜授業や行事精選等以外の措置として、7 時間授業や短縮授業等があった。児童生徒及び職員への負担過重や指導に必要な時間の確保の観点から、適切な指導・助言が必要であった。

**○季節に関連した学習内容への影響**

・ある小学校では、教育課程の再編成に伴い、1 学期分を 2 学期に移行したため、季節に関連した学習内容について工夫が必要であった。

**○授業時数の確保に伴う他の活動への影響**

・5 時限授業の日がなくなり、教職員の会議や生徒会活動等の時間設定が難しい学校があった。

【課題に対する対応等①】

**○教育庁における授業時数確保に関する指導・助言**

・7 時限授業については、児童生徒及び職員への負担過重にならないよう助言していく。
・実施できなかった授業について、時数確保の在り方等について助言していく。

【課題となった点②】

**○学習支援チーム登録者の不足**

・多くの県民が被災したため、学習支援ボランティアとして活動できる方が少なく、チーム登録が進まなかった。そのため主力となる大学生の登録促進のため県内大学を訪問したが、大学も講義の予定を大きく変更しており、「学生に負担をかけたくない」という意識が強かった。また、被害が深刻な地域は公共交通機関が寸断されており、自家用車を持たない人は現地に行けなかったことから、結果的に、414 回の申請に対して 89 回の派遣（マッチング率 21.5%）にとどまった。

**○今後の学習支援の仕組みづくり**

・発災から時間が経過し、被災地の状況やニーズは変化しつつある。今後は、学習支援ボランティアを県教育委員会が派遣するのではなく、地域の方が地元の学校や学習機会が必要な子供のためにボランティア活動をするような仕組みである、「地域学校協働活動」をさらに充実させていくことが求められる。

【課題に対する対応等②】

**○学習支援ボランティアの確保**

・教育庁でボランティア登録を促進し、いざというときに学習支援ボランティア活動をできる人材の確保に努める。

**○「被災地域の教育力向上プロジェクト」の推進**

・平成 29 年度に学習支援を含む地域人材活用促進のため、被災状況が深刻な市町村向けに、国庫負担 10/10 の新規事業として「被災地域の教育力向上プロジェクト」を実施し、地域学校協働活動の仕組作りを支援した。今後、本プロジェクトにおける調査報告書を県内市町村に配布するとともに、ホームページで全国に公開する。

【課題となった点③】

**○学力向上支援学校訪問実施への障害**

・支援訪問を希望する学校や地域の数について、教育事務所管内でばらつきが見られた。

今回の訪問は、平成 28 年度の実施が見送られた全国学力・学習状況調査に合わせ、国語及び算数・数学に限定して実施したため、それ以外の教科等については対応ができなかった。

【課題に対する対応等③】

**○学力向上支援学校訪問実施方法の検討**

・学力向上支援学校訪問の希望について、学校や地域におけるばらつきができないよう、制度の説明を行っていく。

・平成 29 年度以降は、被災の状況や各教育事務所に配置されている指導主事の専門教科等に配慮しながら、教育庁で対応する訪問と、各教育事務所で対応する訪問とに分けて工夫していく。また、教科等についても、国語及び算数・数学だけでなく、小学校外国語活動及び中学校英語についても支援を行う。

## （４）児童生徒のケア

【対応の状況】

①義務教育課の取組

・被災直後の４月 19 日から、被害が大きかった学校にスクールカウンセラーを緊急派遣するとともに、上益城・阿蘇・菊池・宇城・八代の５教育事務所管内の全小中学校（181 校）にスクールカウンセラーを順次派遣した。6 月 6 日から 7 月 22 日まで、支援要請の多い益城町、御船町、西原村、南阿蘇村などの 18 校に、他県のスクールカウンセラーにも応援を求め、スクールカウンセラーを重点的に派遣した。

・「心と体のチェックリスト」の実施により、専門家による心のケアが必要だと小中学校が判断した児童生徒について報告するよう通知した。（1 回目：5 月 30 日時点、2 回目：7 月 15 日時点、3 回目：11 月 22 日時点）

・8 月末からの小中学校の 2 学期始業に合わせ、被災が大きかった地域の教育事務所でのスクールカウンセラーの週当たりの活動可能時数をこれまでの最大 17 倍に増やし、継続した支援ができる体制を整備した。（派遣者数：延べ 2,991 人）

〇スクールカウンセラーの緊急派遣及び追加配置の状況〔公立小中学校（熊本市を除く）〕

・スクールカウンセラーの緊急派遣

震災後、５つの教育事務所管内の小中学校に、県内外のスクールカウンセラー110 人（実人数）を緊急派遣（2,729 時間）した。

・スクールカウンセラーの追加配置

震災後、５つの教育事務所に、スクールカウンセラー24 人を追加配置（5,781 時間）した。

| ５教育事務所への追加配置 | ４月当初（通常） | | 追加配置後(8 月下旬～) | | 配置時間の増加分 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 配置時間 | 配置人数 | 配置時間 | 配置人数 | |
| 宇　城 | 315 時間 | 2 人 | 675 時間 | 5 人 | 360 時間 |
| 菊　池 | 315 時間 | 1 人 | 1,398 時間 | 5 人 | 1,083 時間 |
| 阿　蘇 | 315 時間 | 1 人 | 1,329 時間 | 5 人 | 1,014 時間 |
| 上益城 | 262 時間 | 1 人 | 3,058 時間 | 11 人 | 2,796 時間 |
| 八　代 | 315 時間 | 1 人 | 843 時間 | 4 人 | 528 時間 |
| 合　　計 | 1,522 時間 | 6 人 | 7,303 時間 | 30 人 | 5,781 時間 |

※【参考】　県下全域での年間活動時間　当初　16,131 時間（89 校＋10 教育事務所等）
→　追加配置後　21,912 時間

②高校教育課の取組

・全県立高等学校（分校を含む）へのスクールカウンセラーの配置時間の拡充に加え、緊急派遣を実施し、震災直後から８月末までに延べ 437 人を県立高等学校に配置・派遣した。

・「心と体のチェックリスト」を活用するなどして、全職員で生徒の状況把握に努め、各高等学校で心のケア等が必要な生徒数を把握するよう通知した。（１回目：５月 30 日時点、２回目：7 月 15 日時点、3 回目：11 月 22 日時点）

③特別支援教育課の取組

・県立特別支援学校 6 校の 42 人に対し、特別支援教育の専門性を有するスクールカウンセラー7 人を 6 月から 9 月までに延べ 18 回派遣し、延べ 49 人にカウンセリングを実施した。また、6 月から 9 月までに、手話ができるスクールカウンセラーを延べ 3 回派遣した。

・スクールソーシャルワーカーに関しては、熊本大学医学部付属附属病院発達障がい医療センターの精神保健福祉士及び高校教育課で任用しているスクールソーシャルワーカーを、申請があった学校にそれぞれ派遣した。

【県立中学校・高等学校・特別支援学校】

| 事業名 | ＳＣ活用事業（通常） | 地震に係るＳＣ事業 |
|---|---|---|
| 配置時間 | 3,269 時間（年間） | 911 時間 |
| 学校数 | 54 校 | 31 校 |

※県立中・高等学校では、通常配置に加え３１校に緊急配置

| 学校種 | 派遣した学校数 | 派遣時間 | 派遣人数（実人数） |
|---|---|---|---|
| 中学校・高等学校 | 2 校 | 33 時間 | 4 人 |
| 特別支援学校 | 6 校 | 71.5 時間 | 7 人 |

※配置ＳＣが対応できない場合や特別支援学校には、１１人を緊急派遣

④高校教育課、義務教育課、特別支援教育課共通の取組

・児童生徒の安全と安心感を回復するため、「『児童生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育』プログラム集」（平成 27 年 8 月熊本県教育委員会作成・各県立学校へ配付）の活用を図るとともに、学級担任が養護教諭やスクールカウンセラーなどと連携して行う授業展開例を各公立学校に提供した。

⑤Ａ高等学校（熊本市）：学校再開 5 月 10 日

・学校再開前日に、生徒の心のケア研修会を職員を対象に実施。甚大な被害をもたらした熊本地震を体験した生徒への「具体的な言葉かけ」や「ＰＴＳＤの知識・対応」等、臨床心理士である本校スクールカウンセラーに講話を依頼し、その後の生徒対応に活かした。

・5 月 10 日～12 日　学校再開と同時に担任による面談と併せて心と体の健康観察アンケート実施。

・5 月 24 日～6 月 10 日　5 日に分けて心と体のアンケート結果からカウンセリングが必要と判断された生徒を対象にスクールカウンセラーによる個人面談を実施した。

・6 月 13 日～15 日　2 回目の心と体のアンケートを実施した。

・6 月 21 日　スクールカウンセラーによる個人面談を実施した。

・6 月 24 日　課題を抱える生徒に関する情報交換会を開催した。

・6 月 30 日　スクールカウンセラーによる地震後に必要な心のケアについて、教職員へ講義した。

・7 月 29 日　前震の翌日開催の予定だったために延期になっていた歓迎遠足会場の遊園地で、終業式を実施した。

・9 月 15 日　2 年生対象「ストレスマネジメント講座」講師：本校スクールカウンセラー
・11 月 14 日　心と体の健康観察アンケート３回目実施
・他に、5 月 23 日から 8 月 4 日まで、避難所から通う生徒のために、教職員が温かい昼食を作って提供した。

⑥Ｂ中学校（阿蘇地域）：学校再開 5 月 9 日
・生徒の安否確認時にけがや体調等の状況について聞き取り調査。
・学校再開当日、ＥＡＲＴＨ（兵庫県教育委員会が被災地に派遣した学校支援チーム）による養護教諭の研修を実施。
・毎朝の生徒自身による「心身の健康のセルフチェック」と細かな教育相談を実施。
・復興支援加配教員の活用に加え、様々な訪問支援者（県臨床心理士会、緊急派遣スクールカウンセラー等）により授業等を実施した。（例えば、クラス毎の心の授業を 5 月 27 日、6 月 1 日に実施）
・子共達の笑顔や活躍が、家庭・地域に元気を届けるという視点からも、生徒の心のケアに気を配った。
・全国からの支援メッセージを校内に掲示。

⑦Ｃ小学校（上益城地域）：学校再開 5 月 9 日
・ＥＡＲＴＨに依頼し、児童の心のケアについて全職員が講習を受けた。保護者に対する情報提供（朝の健康観察、再開後しばらくの授業の仕方、児童との個別面談、スクールカウンセラーによるカウンセリング等）の大切さについても助言を受けた。
・スクールカウンセラーとの協力によるカウンセリングや授業などで児童の心のケアを行った。カウンセリングは、昨年度延べ 250 人の児童が受けた。しかし、児童の生活環境が避難所から仮設住宅やアパート等へと変わり、なかなか落ち着けない児童もいた。

【円滑に対応できた点】

①教育庁

○スクールカウンセラーの緊急派遣
・被災直後から、被害が大きかった小中学校 181 校に、スクールカウンセラーの緊急派遣を行った。また、全県立学校にＳＣの緊急派遣を実施し、震災直後から８月末までに延べ 437 人を配置・派遣した。

○スクールカウンセラーの緊急派遣による効果
・「夜眠れない」「イライラする」「勉強が手につかない」等のストレスを訴える児童生徒や保護者に対し、スクールカウンセラーに話を聞いてもらうことで、「すっきりした」「元気が出た」等の肯定的な意見が多く寄せられ、表情の改善や登校への意欲が増した。
・スクールカウンセラーから夜緊張して眠れない生徒への「リラクゼーション」に関するアドバイスで、「自宅でも落ち着いて眠れるようになった」との報告が多数あった。

○災害時緊急スクールカウンセラー活用事業の創設
・熊本地震に係る国への要望により、文部科学省において、「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」が創設され、経費の全額を国庫補助対象とする支援を受けることができた。

○児童生徒の心のケアに関する専門家や関係機関と連携した取組

・震災後の児童生徒が心の安定を取り戻すための授業展開例として、臨床心理士会等の助言を受けながら、「くまモン・子どもの心の自己回復プログラム」を作成し、6 月に各学校へ配布した。

・阪神淡路大震災や東日本大震災の報告等を踏まえると、平成 28 年熊本地震においても心にダメージを受けた児童生徒へのサポートも中長期にわたることが見込まれることから、児童生徒に寄り添いながら、専門家による支援を充実させ、継続的な心のケアに当たれるよう熊本市教育委員会とも連携し、専門家及び関係機関で構成する「心のケア　サポート会議」を創設した。（第 1 回：平成 28 年 8 月 10 日、第 2 回：平成 29 年 1 月 23 日、第 3 回：平成 29 年 7 月 10 日、第 4 回：平成 30 年 1 月 25 日）

②Ａ高等学校（熊本市）：学校再開 5 月 10 日

・学校再開後も使用できる教室が限られていたことから、一部の学年に限定した登校、また半日登校など通常と異なるシフトで登校する状況であった。登校初日に避難訓練、心のアンケートを実施し、その後、心と身体の健康観察を継続して行った。同アンケートにより生徒の状況を把握するとともに、その結果をもとに、生徒一人一人の状況に応じた対応ができた。

・学習の遅れを取り戻すために自習室を開放するとともに、職員控室を教室に近いところに配置し個人面談を行うなどして学習支援等に努めた。また大規模災害後の生徒への対応について、スクールカウンセラーに講師を依頼し職員研修を行った。専門家の支援を受け、心理学上の確固たる根拠を持って生徒に接する準備ができた。

③Ｂ中学校（阿蘇地域）：学校再開 5 月 9 日

・職員室内の掲示板に生徒の安否や健康面の状況について記載し、生活環境が変わった（仮設住宅、転居等）生徒の様子について、教職員で情報共有できた。

・県からのアンケートの実施、加配養護教諭、緊急派遣のスクールカウンセラーの活用により、きめ細かい対応ができた。

・加配養護教諭の配置により、本校養護教諭が生徒としっかりと向き合い、担任や保護者と連携を図ることができた。

・通学できない生徒のために緊急に用意した寄宿舎に舎監を配置したので、寄宿舎利用生徒の心身の健康管理を細かく行うことができた。必要に応じて加配養護教諭にも協力を依頼した。

・学校再開準備や心のケアに関するＥＡＲＴＨからの助言が大変有意義であった。

④Ｃ小学校（上益城地域）：学校再開 5 月 9 日

・スクールカウンセラーとの協力により、心のケアに関する有効な授業を行うことができた。

・学校再開準備や心のケアに関するＥＡＲＴＨからの助言が大変有意義であった。

【課題となった点①】

○教育庁

派遣の継続と国への要望

・過去の大規模災害の報告事例から、心のケアには中長期的な関わりが必要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・派遣の継続が課題である。

**スクールカウンセラーの短期間の派遣**

・心のケアが必要な全ての児童生徒の支援要請に応えるべく、県内外の臨床心理士会の協力のもと緊急派遣を実施してきたが、一部の学校については、短期間でスクールカウンセラーが代わるため、引き継ぎや継続的な支援について課題が残った。

**スクールカウンセラーの派遣業務に係る業務負担**

・スクールカウンセラー派遣のコーディネイトについて、スクールカウンセラーの人材確保や派遣依頼及び報酬支払等の事務量が膨大となり、また、スクールカウンセラーへの連絡や支援に入る学校への連絡調整等に多くの時間と労力を要した。

**関係課との連携**

・児童生徒の心のケアは外部の専門家に頼る体制となり、児童生徒の心身の健康状況の把握や学校保健に関する組織活動の推進等について、学校内の保健主事や養護教諭等を支援するための関係課との連携が困難であった。

**心のケアが必要な児童生徒が多く存在**

・震災後、熊本市を含む県内の公立学校において、専門家等による支援を要すると判断された児童生徒は、4,277 人であり、県下全公立学校児童生徒の 2.4%であった。また、被害がなかった地域にも発生した。

◎心のケアが必要だと判断した児童生徒数の推移

【学校種別の状況】

| 学校種 | 児童生徒数 | H28.5.30<br>（熊本市 H28.5.16） | H28.7.15<br>（熊本市 H28.7.14） | H28.11.22<br>（熊本市 H28.12.14） |
|---|---|---|---|---|
| 公立小中学校<br>（熊本市を除く） | 84,109 | 1,456（1.7%） | 1,178（1.4%） | 468（0.6%） |
| 県立中・高等学校 | 30,658 | 637（2.1%） | 667（2.2%） | 157（0.5%） |
| 公立特別支援学校 | 1,821 | 41（2.3%） | 50（2.7%） | 20（1.1%） |
| 熊本市立小中学校 | 61,039 | 2,143（3.5%） | 1,159（1.9%） | 602（1.0%） |
| 合　計 | 177,688 | 4,277（2.4%） | 3,054（1.7%） | 1,247（0.7%） |

【被害の大きかった５管内の公立小中学校（管内別）】

| 管内別 | 児童生徒数 | H28.5.30 | H28.7.15 | H28.11.22 |
|---|---|---|---|---|
| 上益城 | 6,894 | 849（12.3%） | 577（8.4%） | 201（2.9%） |
| 阿　蘇 | 4,786 | 179（ 3.7%） | 152（3.2%） | 77（1.6%） |
| 菊　池 | 17,934 | 160（ 0.9%） | 208（1.2%） | 135（0.8%） |
| 宇　城 | 8,532 | 162（ 1.9%） | 53（0.6%） | 45（0.5%） |
| 八　代 | 10,499 | 31（ 0.3%） | 127（1.2%） | 7（0.1%） |

**○Ｂ中学校（阿蘇地域）：学校再開５月９日**

・健康診断の時期（地震のため延期になった）と緊急派遣スクールカウンセラーの来校時期が重なり、受入の連絡調整に苦慮した。

・緊急スクールカウンセラーが約 20 人派遣されてきたが、相談していた生徒とのつながりができ始めた頃に交代となるので、戸惑いがあった。
・リレー方式で派遣された養護教諭（6 人）の交代の際、後任者への引き継ぎに苦慮した。
・寄宿舎利用の生徒の心のケア等については、余震が続いている状況であり、保護者への説明や情報交換が難しかった。

【課題に対する対応等①】

**○継続した支援体制の整備**
・児童生徒の支援に当たるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、できる限り同じ人物を派遣し、やむを得ず交代するときには、児童生徒の状況やケアの経過等を前任者から後任者に引き継ぐ仕組みを整える。

**○派遣業務の整理と役割分担**
・スクールカウンセラーやソーシャルケースワーカーの派遣に関する各業務について、事務の簡素化を工夫するとともに、あらかじめ関係者間の役割分担を決めておく。

**○児童生徒の心の健康問題や実態把握のための調整会議の実施**
・心のケアが必要な児童生徒の中長期にわたるサポートのために、専門家及び関係機関で構成する「心のケア　サポート会議」において、熊本市教育委員会とも連携しながら、引き続き組織的・継続的に全県的な支援を行う。

**○継続した支援及び財源の確保**
・震災により心のケアが必要な児童生徒等を継続して支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・派遣を充実する。また、災害時の緊急カウンセラー派遣に係る財源確保のため、国への要望を継続する。

【課題となった点②】

**○Ａ高等学校（熊本市）：学校再開 5 月 10 日**
・被災後の厳しい環境の中でも、教職員が生徒のケアに最大限の配慮を行ったことで、心身の大きな変化はみられなかった。今後は対処療法的な対応ではなく、予測・予知の視点で計画的・段階的な対応策を準備していかなければならない。
・心のアンケート結果を点数化することで、それぞれの生徒の状況を判断したが、担任や養護教諭の段階で対応するのか、スクールカウンセラーに対応を依頼するのか、その見極めが難しかった。また、生徒の精神的な影響が、地震によるものなのか、そうでないのかの判断も難しかった。
・スクールカウンセラーや教職員も今回のような地震は未経験で、どのようにすべきか手探りでの対応であった。

【課題に対する対応等②】

**○スクールカウンセラー等の速やかな派遣**
・被害が大きい学校には、生徒の不安をいち早く取り除く取組が必要であるため、スクールカウンセラーや養護教諭等を速やかに派遣する。

## （５）教職員のケア

【対応の状況】

・学校が休校中に、あるいは学校再開直後に、全職員を対象にアンケートを実施したり、管理職が全教職員と個別面談したりして、カウンセリング等の必要な職員の把握に努めた学校があった。
・学校再開当日、緊急派遣のスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施した学校があった。
・教職員向けアンケートを実施（6 月、12 月）、併せて医療機関の協力により、ストレスチェックを実施した学校があった。
・教職員が、児童生徒への対応や自身の健康不安を一人で抱え込まないように情報を共有するとともに、児童生徒の対応にチームで取り組んだ学校があった。
・ＥＡＲＴＨに依頼して、職員向けの講話を複数回行った学校があった。

【円滑に対応できた点】

・教職員へのアンケート調査や聴き取り等を行い、教職員の状況把握がスムーズにできた学校が多かった。

【課題となった点】

**○教職員の健康状態の継続的な把握の必要性**

・災害発生から時間が経過してから支援が必要になる者もいるので、教職員の健康状態を把握するため、継続的にアンケート調査等を行う必要がある。

**○カウンセリング時間確保の困難さ**

・業務に追われ教職員のカウンセリングの時間をなかなかとることができなかった学校があった。

【課題に対する対応等】

**○教職員の健康状態の継続的な把握**

・市町村立学校において、教育委員会による職員の健康状態の把握ができない場合に、教育庁が福利厚生事業としてメンタルヘルス調査を実施し、その結果を提供する。

## （６）保護者のケア

【対応の状況】

・各市町村や学校での取組（震災１ケ月過ぎ頃～２ケ月頃）

①A町での取組

子育てサークル代表者が、保護者の要請（保護者が、震災後心を閉ざし気味になっているので、少しでも心が軽くなるようにしてほしい）を受けて、保護者の心のケアを中心とした「親の学び」講座を開催

参加者：10 人×2 回

②B町での取組

震災後幼稚園再開時頃から、家庭教育支援員が町内の幼稚園を訪問し、教職員のケア、保護者のケアを中心とした「親の学び」講座を開催した。　参加者：50 人×3 回

③C市での取組

保育園が再開した後、まだ余震等もあり、保護者も教職員も大きな不安を抱えていたので、園長の依頼により、心のケアを中心とした「親の学び」講座を開催した。　参加者：80 人×1 回

④その他

・ＰＴＡ研修会で、兵庫県学校支援チームＥＡＲＴＨの隊員による全児童の保護者を対象とした心のケアに関する講演会を開催した学校があった。

・学級通信等により保護者へのカウンセリング希望の調査を行った。

・家庭への電話連絡時や家庭訪問時に、保護者の状況を把握するよう努めた学校があった。

【円滑に対応できた点】

**○「親の学び」講座開催支援**

・保護者の心のケアが必要だと判断した人の存在があった。（子育てサークル代表者、幼稚園・保育所の園長先生など）

・「親の学び」講座開催の依頼があった時、すぐに対応できる講座の進行役が確保できた。（社会教育課職員、教育事務所社会教育主事、家庭教育支援員兼親の学びトレーナー）

・それぞれの園等で建物被害はあったが、講座を開催できる場所の確保ができた。

**○保健便りの活用**

・保護者が家族や自身の心の状態を把握できるように、学校からの保健便り等に、心のケアに関する説明を掲載して配布した学校が多かった。

【課題となった点】

**○「親の学び」講座開催の体制整備**

・講座開催については、保護者の状況を的確に把握し、心のケアに関する講座開催が必要と判断できる人が各市町村にいることが必要である。

・災害発生後に急な講座開催の要請があったときに、保護者が集まる会場や進行役を確保できることが必要である。

**○保護者への心のケアの必要性**

・ある自治体では、保護者に心のケアに関するアンケートを実施したが、「不安を抱える」者の割合は生徒（約３割）より保護者（約５割）のほうが高かった。

【課題に対する対応等】

**○「親の学び」講座開催支援**

・「親の学び」を進行する登録トレーナーの数を増やすとともに、稼働率を高める。また、トレーナーの力量を高め、依頼に応じた進行ができるようにするために、質の高いトレーナー養成研修を実施する。

## （７）防災教育の実施

【対応の状況】

・熊本地震を受けて、各学校が学校再開後、児童生徒を対象に、災害に関する知識、緊急時に取るべき行動、避難経路・避難場所の確認等を内容とする防災教育を行った。

・住民の高齢化が加速している地域では、生徒たちが近い将来、自らの手で避難所運営ができるよう避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）を行ったり、危機対応能力を育む教育を実施している学校がある。

・防災教育指導計画を作成し、計画的に防災教育を実施するよう取り組んでいる学校がある。

【円滑に対応できた点】

**○児童生徒による共助**

・避難所や被災地等で、多くの児童生徒が食事の配給や掃除等の活動に従事し、困ったときはお互いに助け合うことの大切さを学ぶことができた。

**○防災教育推進校の実績**

・以前、防災教育推進校の指定を受けて研究実績を積んでいたことから、熊本地震後の防災教育においても参考となった学校があった。

**○ストレスに配慮した避難訓練**

・災害発生を想定した避難訓練において、生徒達のストレスに配慮し、実際の避難は行わず、教室で対応の仕方と避難経路の説明のみの訓練を実施したが、生徒や教職員の理解があり、円滑に行うことができた学校があった。

**○入学翌日の避難経路の確認**

・平成 29 年度の入学式の翌日に、生徒、教職員ともに災害発生時の避難経路の確認と地震発生時に取るべき行動の確認を行った学校がある。

【課題となった点】

**○防災教育の不足**

・これまでの防災教育は、主に在校時の児童生徒の避難訓練であった。

・教科と関連付けた防災教育の実施状況は、小学校 58.3%、中学校 55.6%、高等学校 18.2%、特別支援学校 33.3%に止まっており、地震のメカニズムや災害の歴史等を学ぶ機会が不十分であった。

**○共助の意識を高める教育の不足**

・自らも被災者でありながら自発的に避難所でのボランティア活動等を行った児童生徒がいた一方、そうでない児童生徒も存在した。これまでの防災教育において、共助の意識を高める教育が不十分であった。

**○被災地の学校の経験の伝承**

・被災地の学校では、避難所運営や学校再開（応急教育）の方法、心のケアへの対応、給食再開への調整等、様々な課題に手探りで対応した。この被災地の学校としての経験をその他の学校と共有することが今後の課題である。また、阪神・淡路大震災、東日本大震災や明治 22 年の熊本地震の記憶や記録を、今回の平成 28 年熊本地震に生かすことができなかった。

**○地域との連携強化**

・地域との連携が深い学校では、避難所運営や地域による学校支援が円滑に行われる傾向があったが、そうではない学校では、避難所運営の自治組織の立上げができず、最後まで教職員がその運営を主導していたところがあったことから、日頃から、地域との連携を深めておく必要がある。

【課題に対する対応等】

**○学校防災教育指導の手引の作成**

・様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切に行動できる児童生徒を育成するための教師用指導資料を作成し、学校における防災教育での活用を促す。

**○教科と関連付けた防災教育の検討**

・防災に関する知識（災害の歴史や災害発生のメカニズム）、技能（危険回避能力、応急処置、地震への備え等）、心（命の尊重、助け合い、他者を思いやる気持ち等）を育む教育手法を検討していく。

**○児童生徒の共助の心を育む**

・共助の心を育むため、「熊本の心」を根底においた道徳教材を作成する。

**○熊本地震の風化を防ぐ取組の検討**

・熊本地震の経験を語り継ぐため、例えば、防災教育月間を設定するなど、熊本地震の記憶の風化を防ぐための取組を検討する。

**○地域連携の推進**

・学校を核とした地域の防災強化を図るコミュニティスクールを県立学校全校に導入済み。小中学校においては、各市町村に対してコミュニティスクールの導入を呼びかけている。

**○地域や企業等でリーダーとなる人材の育成**

・地域や企業等において防災を始めとした危機管理のリーダーとして活躍できる人材の育成を検討していく。（例：学校防災関連学科・コース・カリキュラム導入、防災教育推進校での取組、平成 28 年熊本地震関連教材の活用　など）

## （８）学校防災マニュアルの見直し

【対応の状況】

・「学校防災マニュアル作成の手引」の作成
平成 28 年 6 月　作成のための情報収集
平成 28 年 7 月　素案作成開始
平成 28 年 12 月 28 日　教育庁各課等への照会
平成 29 年 1 月 18 日　有識者への照会
平成 29 年 3 月 30 日　学校防災マニュアルの見直し・改善について、各学校への通知

【円滑に対応できた点】

**○学校防災マニュアルの活用**

・甚大な被害と混乱した状況にもかかわらず、児童生徒の自助・共助の力もあり、人的被害が最小限度であった。これらの対応の中で、各学校ごとに学校防災マニュアルが作成されていたため、発災直後から安否確認や被害報告等の手順の目安となった。

【課題となった点】

**○大規模災害を想定していない学校防災マニュアル**

・各学校には学校防災マニュアルが整備され、その対応に関する研修や訓練等も実施されていたが、ほとんどが熊本地震のような大規模災害を想定したものではなく、学校避難所の運営について円滑に対応できた学校は少なかった。また、県教育委員会としてもそれぞれの対応について具体的な対応方法等を示しておらず、実際の行動がイメージできにくいものであった。

**○訓練不足による災害対応への混乱**

・学校防災マニュアルには発災時の対応として、児童生徒在校時のみを想定していた学校がほとんどであり、登下校中や在宅時の発生を想定していなかったため、夜間に発生した地震の対応に混乱が生じた。

**○防災教育の実践内容の差**

・各学校においては、過去の大震災の教訓から「備える防災教育」の重要性は認識され、発達段階や地域の実態に応じた対策がとられていたが、県内で大規模な地震が発生することへの危機感が薄く、その取組みに温度差があった。

【課題に対する対応等】

**○学校防災マニュアルの見直し・改善**

・県教育委員会が、事前・発生時・事後の各局面で対応が必要とされる事柄や施設等の点検のポイント等をまとめたものを学校に示し、各学校ごとに見直し・改善を図る。
・各学校のマニュアルの見直し・改善の状況については、教育庁が適宜把握を行い、進捗を管理する。

**○学校防災教育指導の手引の作成**

・児童生徒が自然災害への理解を深め、今後も想定される様々な災害から命を守るために、主体的に行動する力を身に付けるとともに、他者や地域に貢献できる資質や能力を更に伸ばしていく必要がある。そのために、熊本地震を含めた災害の歴史やメカニズム、地域と連携した防災訓練の計画例などを示した教師用指導資料を作成する。

# 第８節　文教施設等の復旧期の対応

## １　社会教育施設の復旧

【対応の状況】

・発災直後から、公立社会教育施設の被害状況を確認。

①県立社会教育施設の被害状況　　５施設が被災　　被害額　６千５百万

県立図書館

施設本体に大きな被害はなし。但し、2 階及び 3 階閲覧室にて、開架書棚転倒、照明の脱落・破損、空調ダクト部分の破損等が発生し、利用が不可能な状態となったため、4 月 14 日から 5 月 31 日まで全面休館。6 月 1 日から、1 階の子ども図書館及びくまもと文学・歴史館について部分開館。復旧工事を経て、平成 29 年 3 月 29 日、全面開館となった。

県立青少年教育施設 4 施設（天草・菊池・豊野・あしきた）

一部壁面にクラック等の発生はあったものの、一昨年までに耐震補強工事を終えていたこともあり 4 施設とも本体に大きな被害はなし。ライフラインも概ね確保できていたため、4 施設とも地震発生直後から避難者や県外からの救援団体等を受け入れた。

県立図書館閉架書庫

県立図書館３階閲覧室

菊池少年自然の家雨天遊戯室

②市町村立社会教育施設の被害状況

124 施設が被災　　被害額　約３４億円

熊本市中央公民館２階

益城町公民館講堂

嘉島町公民館近隣公園分館

【円滑に対応できた点】

**○復旧工事の早期実施及び市町村支援（平成 28 年度）**

・県立青少年教育施設については、指定管理者による点検・報告を受け、教育庁職員による状況確認を行い、被害状況を把握した。その後、一級建築士により、危険度を調査し、施設の一部に使用禁止措置をとった。

・県立図書館については、同館職員による点検を行い被害状況を把握した。その後、県技術職員により、詳細な被害状況を調査し、被害の大きかった閲覧スペースについては、立入禁止措置をとった。

・県立社会教育施設については、平成 28 年度に復旧に向け予算を確保のうえ、工事施工手続きを行い、年度内に復旧を完了した。

・市町村立社会教育施設の復旧支援として、国と連携のうえ、11 月に復旧補助金に関する説明会を実施。また、平成 28 年度竣工予定分に対する国庫補助関連災害査定の実施等、各種手続きに関する助言等を実施し、9 施設の査定が終了。

**○他県からの派遣職員による市町村支援（平成 29 年度）**

・他県から派遣された専門職（建築士）が災害査定時の申請書等を精査し、市町村を支援した。（平成 29 年 4 月～12 月）

・これまで 31 施設の査定が終了。（対象 36 施設：平成 29 年度末査定進捗率　86.1%）

・なお、市町村立社会教育施設（公民館・図書館、体育施設及び文化施設等）としては、これまで 107 施設の査定が終了。（対象 124 施設：平成 29 年度末査定進捗率　86.2%）

【課題となった点】

**○市町村への支援体制の必要性**

・平成 29 年度以降本格化している市町村立社会教育施設の円滑な復旧に向け、市町村に対する継続的な支援が必要である。

・市町村の大規模施設復旧に向けた専門的助言の実施体制の整備が必要である。

【課題に対する対応等】

**○市町村への支援体制の整備**

・市町村施設復旧の状況の把握と国等と連携した支援を継続的に実施していく。

・今後の災害に備え、派遣職員の確保に向けた動きや対応、他県との連絡調整等のノウハウを蓄積しておく。

## ２　体育施設の復旧

【対応の状況】

・体育施設の被害状況

| 施設名 | 被害状況 |
|---|---|
| ①県民総合運動公園<br>(その他施設) | ・体育館軒天井材落下、メインテニスコートブロック破損、シンボル広場周辺アッパーライト破損、いこいの広場トイレ石垣損壊等 |
| (パークドーム熊本) | ・吸音材等の落下、外膜の破損、エントランス大庇柱の接合ボルトの破断、外壁・内壁のひび割れ、大型映像装置破損等 |
| (えがお健康スタジアム) | ・スタンド下面（ＰＣ天井板）のひび割れ、通路等における天井材の落下等 |
| ②県営八代運動公園 | ・野球場外周側溝の陥没、ブルペンの地面陥没、一塁側止水弁の破損等 |
| ③県立総合体育館 | ・外構の地盤沈下、給排水設備の損傷、大体育室天井の空調ダクトの吊り金具の破損等 |
| ④藤崎台県営野球場 | ・メインスタンド屋根トラス部材湾曲、レフト外野席亀裂及び石垣損壊、バックスクリーンの一部損壊等 |
| ⑤県総合射撃場 | ・ライフル棟吊り天井全落下、クレー射場地下ピット破損及び地盤沈下、駐車場クラック、臨時駐車場法面崩落、標的システム等の破損 |
| ⑥熊本武道館 | ・剣道場、柔道場の天井材落下、建物外周の石垣崩落等 |

・4 月 14 日の前震後、指定管理者を通して施設の被害状況を確認し、施設の災害復旧工事に速やかに着手した。

藤崎台県営野球場

パークドーム熊本

熊本県総合射撃場

【円滑に対応できた点】

**○円滑な復旧工事、査定手続等**

①被害状況把握

・営繕課技術職員による被災状況確認や文部科学省職員等による応急危険度判定を実施し、速やかにバリケードの設置などの立入禁止処置を講じた。

②施設の復旧

・発災から３ヶ月以内に、「藤崎台県営野球場」「県民総合運動公園」「県営八代運動公園」の一部が使用を再開した。

・発災から６ヶ月以内に、「熊本武道館」「県立総合体育館」「県総合射撃場」の一部が使用を再開した。

・発災から１年以内に、「県民総合運動公園（パークドーム熊本）」の一部が使用を再開した。

藤崎台県営野球場
H28.7.10 一部使用再開

パークドーム熊本
H29.4.1 一部使用再開

熊本県総合射撃場
H29.7.1 一部使用再開

【課題となった点】

**○復旧工事の不調不落**

・民間の復旧工事も含めた建築業界の需要の増大により、入札不調不落が生じた。

【課題に対する対応等】

**○入札不調不落への対応**

・無理のない工期や適正な予定価格の設定、受注の可能性がある業者へ直接説明を行うなど、発注者である営繕課と連携し、契約することができた。

## ３　文化施設の復旧

【対応の状況】

・県立美術館本館

平成 28 年 4 月 14 日　前震発生直後、落下、転倒の危険のある展示作品を避難。翌日、被災した作品を総点検し、損傷の可能性が高い作品を避難。

平成 28 年 4 月 16 日　本震発生後、洋画を壁面から下ろし床に平置き、移動ケース内の作品は壁面ケースなどの安全な場所に避難させるなど、展示室の作品避難を徹底。翌日から、損傷作品の確認と記録、展示室や収蔵庫の復旧方針対策を実施。

県立美術館の開館 40 周年を記念して 4 月 8 日から開催していた「大熊本県立美術館展」を中止せざるを得なくなり、そのまま 5 月 27 日まで臨時休館となった。

美術品については計 128 点が被害を受け、また美術品展示用のケースや美術品収蔵庫内の収蔵棚等にも損害が多数発生した。

美術館本館の建物については、主要構造には損害は見られなかったが、展示室の天井や事務用の備品に被害が発生した。

5 月 28 日　展覧会を再開。被災美術品は平成 31 年度までに修復完了の見込み。
また、建物や備品等の損害については、平成 29 年度末までに復旧の見込み。

・県立美術館分館

平成 28 年 5 月 9 日まで全館休館。その後も 4 階全フロア立入禁止措置。復旧工事完了は平成 29 年 9 月末に完了。平成 29 年 3 月 6 日から 6 月 4 日までは全館休館とした。

【円滑に対応できた点】

**○速やかな作品避難措置**

・美術館本館における前震直後の作品避難措置により、本震による被害を最小限に抑えた。

【課題となった点】

**○大規模地震への対応の備え**

・県立美術館本館

今回のような突発的な大規模災害が日中の観覧者がいる時間帯に発生した場合の対応について準備していなかった。

大規模地震による美術品の損傷を防ぐ対策を準備していなかった。

【課題に対する改善の方向性】

**○大規模地震への対応の備えの充実**

・地震発生時の初動体制マニュアルを整備した。今後対応の体制を充実させていく。

・美術品用の免震台の導入などを行った。引き続き大規模地震への備えを充実させていく。

## ４　教職員住宅の復旧

【対応の状況】

・教職員住宅の被害状況

県内 9 住宅において屋根、外壁、給水設備などの被害が発生したが、居住者の人的被害はなかった。また、業者や資材の不足のために復旧工事まで期間を要したが、応急的な処置によりその間の使用には大きな支障はなかった。

| No. | 住宅名 | 所在地 | 整備年 | 構造等 | 主な被災内容 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 教職員南熊本住宅 | 熊本市 | S45 | S 4階 | 屋上高架水槽の破損 |
| 2 | 教職員荒尾住宅 | 荒尾市 | S60 | CB 2階 | 内壁ひび割れ／外壁ひび割れ |
| 3 | 教職員大津第一住宅 | 菊池郡大津町 | H8 | W 2階 | 外壁ひび割れ／室内壁ひび割れ／ベランダ廻りひび割れ |
| 4 | 教職員大津第二住宅 | 菊池郡大津町 | S48 | CB 平屋 | 室内壁ひび割れ／外壁ひび割れ／玄関庇ひび割れ |
| 5 | 教職員八代第二住宅 | 八代市 | S47 | CB 平屋 | 外壁ひび割れ／室内壁ひび割れ |
| 6 | 松橋高等学校職員住宅 | 宇城市 | S53 | W 平屋 | 屋根隅木破損（56m）／瓦破損（80枚）／外壁ひび割れ |
| 7 | 教職員御船住宅 | 上益城郡御船町 | H10 | W 2階 | 棟瓦破損（10m）／平瓦破損（20㎡） |
| 8 | 松橋西支援学校職員住宅 | 宇城市 | S53 | CB 平屋 | 屋根瓦破損（332㎡）／雨樋破損 |
| 9 | 小国支援学校職員住宅 | 阿蘇郡南小国町 | S54 | CB 平屋 | 棟瓦破損（133m）／外壁ひび割れ／雨樋破損 |

・被災状況の調査

前震、本震時とも、翌日には管理校を通じて被災の有無を調査し、９住宅に被害が発生していることを確認した。

・応急対応

管理校等により危険防止のための措置と、居住継続のために必要な応急措置が迅速にとられた。

・予算要求

平成 28 年４月補正予算（専決）で福利厚生室が管理する南熊本住宅、５月補正予算で他の８住宅の復旧に必要な予算を措置し、早期復旧向けて準備を行った。

・復旧工事

平成 29 年３月末までに６住宅の復旧工事が完了し、残る３住宅についても６月末までに完了。

地震による瓦の被害

屋上貯水槽の損壊

【円滑に対応できた点】

**○被災状況の調査**

・各管理校が迅速に被災の有無を確認し、教育庁に報告した。

**○応急対応**

・各管理校が迅速に対応したため、どの住宅も居住の継続には支障がなかった。

**○予算要求**

・全ての住宅について平成 28 年 5 月補正までに予算措置することができた。

**○復旧工事**

・被害の大きくなかった地域に所在する住宅については、業者の確保が難しくなる前に着工し、早期に復旧することができた。

屋根瓦改修状況（着工前）

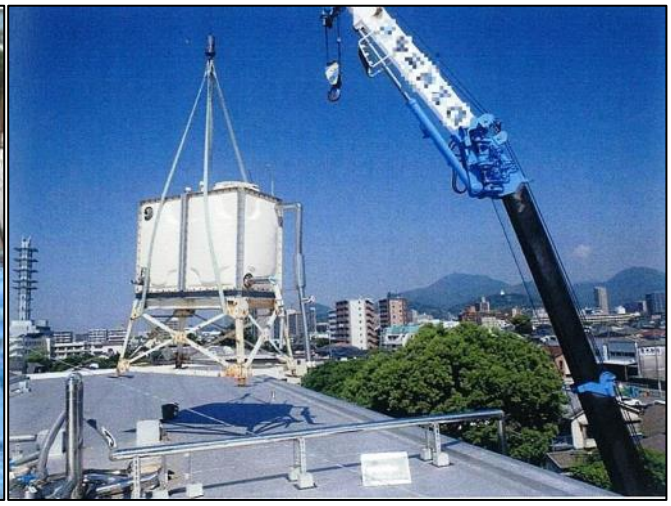

屋上貯水槽の改修状況

【課題となった点】

**○被災状況の調査**

・教育庁が管理する住宅について、受託業者が対応できず、被災状況の把握に時間を要した。

**○応急対応**

・教育庁が管理する住宅について、受託業者が対応できず、応急措置に時間を要した。

**○復旧工事の遅れ**

・業者の多忙と資材の不足のため、3 住宅において着工が遅れ、明許繰越となった。

【課題に対する対応等】

**○連携した被災状況の調査**

・教育庁職員、管理人、居住者が連携して被害状況を把握する。

**○連携した応急対応**

・教育庁職員、管理人、居住者が連携して応急措置を実施する。

**○復旧工事の遅れへの対応**

・災害時の特例的な随意契約などを活用する。

# 第９節　文化財の復旧

## （１）市町村と連携した取組

【対応の状況】

〇被害状況の把握

・国、県指定文化財及び国登録文化財

４月15日未明　地震による文化財の被害状況について、各市町村に対し情報収集を開始し、国指定文化財及び国登録文化財については、随時文化庁に報告。

４月22日　教育庁による国・県指定文化財の被害状況現地確認開始。（関係機関（文化庁、市町村等）と連携）　※年間を通じて実施

・未指定文化財

５月17日～31日にかけて、県文化財保護指導委員による被災文化財の事前調査を実施(2,301 件)

〇被災文化財の復旧に向けた取組

・文化財復旧チーム設置

４月15日　教育庁内に文化財復旧チームを設置し、被災直後から情報確認・共有を行い、以後、被害状況の確認、文化庁、市町村等関係機関との連絡調整に当たった。

・未指定の文化財

５月18日　文化庁に対し、文化財レスキュー、文化財ドクター発動を要請

６月９日　文化財ドクター派遣事業開始

７月12日　文化財レスキュー事業開始

【参考】

〇文化財ドクター派遣事業

熊本地震によって被災した文化財である建造物の被災状況の調査を実施するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行うため、公益社団法人日本建築士会連合会等の協力を得て専門家を被災地に派遣する事業。

〇文化財レスキュー事業

・県からの支援要請を受けた文化庁が、九州救援対策本部（九州国立博物館、文化財防災ネットワーク推進室等）に協力要請を行い発動するもの。

・平成 29 年度からは、県が事業主体となり、文化庁、国立文化財機構、熊本被災史料ネットワーク等の行政・民間のさまざまな関係組織と連携しながら実施。

・具体的な事業内容

①対象文化財を現地で選別、梱包を行い、一時保管場所に搬入。必要に応じ応急処置を実施。

②所有者には一時預かり証を発行。一時保管場所は、県博物館ネットワークセンター他２ヵ所。

倒壊した阿蘇神社の楼門

被害調査

善教寺(熊本市)の被害調査

【円滑に対応できた点】

**○円滑な現地調査の実施**

・関係機関と協力しながら、被災文化財の現地調査を実施することができた。

【参考】現地調査の実績【4～12 月】　凡例：（）内は調査実施回数、人数は参加人数

①熊本城（9 回）　文化庁 34 人　県 28 人　県文化財保護審議会委員 4 人

②阿蘇神社（3 回）　文化庁 4 人　県 3 人

③国指定文化財（①、②を除く）（64 回）

文化庁 121 人　県 153 人　県文化財保護審議会委員 8 人　他県職員 2 人

④県指定文化財（48 回）　文化庁 7 人　県 86 人　県文化財保護審議会委員 44 人　他県職員 2 人

⑤市町村指定文化財（15 回）　県 19 人　他県職員 29 人

⑥国登録文化財（15 回）　文化庁 15 人　県 15 人　県文化財保護審議会委員 2 人　計 576 人

※平成 29 年 12 月末現在、被災した文化財のうち、国指定文化財 20 件（45.4%）、県指定文化財 33 件（55.9%）、国登録文化財 11 件（19.6%）について復旧が完了。

【課題となった点】

**○市町村への支援の必要性**

・被害の大きかった市町村の文化財復旧に対する支援が必要である。特に文化財専門職員が不在の市町村については、当該市町村単独での復旧工法の検討等ができないため、教育庁ほかの支援が必要となった。

【課題に対する対応等】

**○市町村への支援体制の整備**

・被害の大きかった市町村や専門職員が不足する又は不在の市町村については、教育庁職員が主体となり、当該市町村に所在する文化財の被害確認や現地調査を実施し、復旧工法等について助言を行ってきたが、今後も継続して支援する。

・平成 29 年度から、県外自治体から派遣職員を受け入れ、復旧・復興に伴う埋蔵文化財調査等にあたるとともに、本県職員により被災市町村の埋蔵文化財調査等の支援を実施している。

## （２）文化財ドクター派遣事業の実施

【対応の状況】

・事業発動までの動き

平成28年５月13日　平成 28 年熊本地震歴史的建造物被災調査応援実施委員会（文化庁・教育庁出席）が開催された。

５月18日　教育庁から文化庁へ「ドクター派遣事業」の発動を要請。同日、文化庁が同事業を発動し、日本建築士会連合会等に委託し、５月 20 日から 22 日にかけて、県建築士会・九州各県建築士会による被災建造物の独自調査（337 件）が行われた。

・文化財ドクター派遣事業実施状況

平成28年６月９日　復興支援委員会によるドクター準備会議：教育庁参加

６月25日～　ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産保全活用推進員）等によるドクター１次調査（1,371 件）開始

７月22日　復興支援委員会によるドクター中間報告会：教育庁参加

８月12日　ドクター１次調査終了（1,350 件）　ドクター２次調査準備開始

９月22日　復興支援委員会によるドクター1 次調査報告会：教育庁報告

10月　ドクター２次調査の実施について重点４地区（熊本市南区川尻、熊本市中央区新町古町、宇城市小川町、菊池郡大津町）へ連絡

11月　ドクター２次調査の第１弾として、ヘリテージマネージャー等による重点４地区 76 件を調査（一部未実施）

12月２日　ドクター２次調査追加について熊本県から市町村へ連絡

12月６日　文化庁、建築士会による２次調査追加について確認：教育庁参加

平成29年１月～　ヘリテージマネージャー等による追加２次調査実施：教育庁同行（２月末まで）

３月　第３次調査の準備として、該当市町村 24 市町村に対象建造物リスト（133 件）を送付し現況確認。

４月26日　歴史的建造物保存支援事業事前準備会議（有識者３名）

５月２日　市町村連絡協議会にて歴史的建造物の保存に向けた支援事業への協力依頼

５月12日　ドクター3 次調査打合せ（熊本県建築士会代表）

５月～　ドクター1 次調査及び県建築士会等による独自調査により被害が確認された民間所有（宗教施設を除く）建造物（「当初建造物」（114 件））所有者に対する個別訪問を実施
※所有者に対し保存に向けた協力の要請、技術的支援（工法・見積もり提示）を実施

６月～　ヘリテージマネージャーによる概算見積もり調査等実施
教育庁各市町村エリア担当職員（以下「エリア担当」とする。）第一回派遣（７名）
※教育庁職員、関係市町村、ヘリテージマネージャーによる個別訪問。

７月～　エリア担当第二回派遣

９月　市町村に対し「熊本地震で被災した国登録有形文化財となり得る歴史的建造物」の照会

10月～　エリア担当第三回派遣

10月４日～　市町村から推薦のあった建造物を有識者により調査実施

10月19日　第１回平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用歴史的建造物検討委員会において市町村から推薦のあった建造物（45 件）を補助対象候補として追加（以下「追加建造物」とする。）合わせて、申請内容確認。

11月　　追加建造物の保存について所有者意向確認調査

12月11日　第２回平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用歴史的建造物検討委員会において申請内容確認

【円滑に対応できた点】

**○円滑な派遣要請**

・文化庁の支援のもと、熊本地震直後から、熊本県建築士会、日本建築学会等と歴史的建造物の保存に向けた協議を行い、文化財ドクター派遣事業要請及び事業実施が円滑にできた。

**○被災した歴史的建造物の復旧支援制度の創設**

・民間からの寄附による基金により、被災した歴史的建造物の修復に係る県独自の支援制度を創設したことで、復旧に係る所有者の費用負担を減らす仕組みが整った

【課題となった点】

**○文化財ドクター派遣事業の継続**

・文化庁による文化財ドクター派遣事業は平成 29 年度も継続したが、被災した歴史的建造物の復旧に向けた技術的支援のため、平成 30 年度も継続して事業を行う必要がある。

**○歴史的建造物の復旧の遅れ**

・一般建築の復旧工事と違い、歴史的価値を損なわない修復にはヘリテージマネージャー等専門家による確認が必要なため、復旧に時間を要する。

【課題に対する対応等】

**○文化財ドクター派遣事業の継続**

・文化庁等と連携して、文化財ドクター派遣事業を継続していく。

**○歴史的建造物の早期復旧**

・熊本県建築士会と協力し、歴史的建造物の早期復旧を図るため、ヘリテージマネージャー講習会により県内担当ヘリテージマネージャーの数を増やす予定である。

## （３）文化財レスキュー事業の実施

【対応の状況】

・文化財レスキューの経緯

平成28年５月17日～31日　県文化財保護指導委員による事前調査（※聞き取り、現地巡回）を実施し、被災リストを作成。併せて市町村教育委員会へ調査協力を依頼した。

※事前調査の対象文化財：過去の教育庁悉皆調査（H3･4 未指定文化財（美術工芸品）調査、H10 未指定古文書調査）リストから抽出した 2,301 件。

５月18日　教育庁から国（文化庁）に対し、文化財レスキューの発動を要請。

５月31日　教育庁から九州・山口各県に対し職員派遣を依頼、併せて、九州国立博物館の「みんなでまもる文化財、みんなをまもるミュージアム」事業（通称「みんまも事業」という）の実行委員会及び国立文化財機構に対し連携を依頼。

６月22日　文化財レスキュー発動に向け、文化庁、国立文化財機構、県博物館連絡協議会会長館（熊本市立熊本博物館）、熊本被災史料レスキューネットワークからなる調整会議を開催（７月６日、第２回目の会議開催）。

７月12日　国から本県へ、文化財レスキュー事業発動決定を通知。

７月13日　第１回の文化財レスキューを実施（場所：熊本市 善教寺）。

平成29年４月　県を事業主体とした新文化財レスキュー事業発足のため、文化庁・国立文化財機構等との関係者会議開催（4/14、4/20）、協力依頼（5/2）及び実施要項を制定。

５月　市町村・関係機関向けレスキュー見込み調査実施（5/19～24）、21 件（当初）を対象に予備調査・救出を開始。

７月　文化庁等研修会で文化財レスキュー実績報告（7/23, 26）及び文化庁との協議（7/25）。

９月11日　平成 28 年度に救出した文化財の応急措置・整理作業を開始。
寄附金を活用した民間所有の未指定動産文化財の応急修理に対する補助制度を創設。

10月19日　第１回平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会開催。補助対象として 13 件の動産文化財を選定。

12月20日　第２回平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会開催。補助対象候補として新たに 25 件の動産文化財を選定（計 38 件）。また、第１回委員会で選定した動産文化財 13 件のうち、９件の修復工法について承認。

これまで（平成 29 年 12 月末現在）、43 件：約 23,200 点の文化財を救出している。

※毎週１回程度、レスキュー計画や情報交換のための定例打合せ会を実施。

【円滑に対応できた点】

**○円滑な文化財レスキュー事業の実施**

・文化庁の支援のもと、同庁、国立文化財機構、熊本被災史料レスキューネットワーク及び県博物館連絡協議会の関係機関と協議を行い、情報の共有化を図り、文化財レスキュー事業の円滑な実施及び救出ができた。

・県博物館ネットワークセンターの協力により一時保管、応急措置及び一時預かり証の発行を実施。また、市町村の協力により学校の空校舎等の保管場所を確保することができた。

・市町村の文化財担当者や熊本県復旧復興委員会の委員とも情報を共有し、支援を受けることができた。

**〇被災した動産文化財の復旧支援制度の創設**

・民間からの寄附による基金により、被災した動産文化財の修復に係る県独自の支援制度を創設。歴史的価値のある動産文化財の応急修理に係る所有者の費用負担を減らす仕組みが整った。

【課題となった点】

**〇救出文化財の整理作業に係る人員の確保等**

・これまでに救出した文化財の応急措置・管理等の整理作業を行う人員の確保が必要である。

**〇救出した文化財の返却**

・救出した文化財は、一時的に預かっているものであるため、所有者の生活再建が実現した際は返却する必要がある。

【課題に対する対応等】

**〇救出した文化財の整理作業体制**

・県内の市町村や、県立美術館や図書館の協力を得る他、ボランティア養成講座を開催するなど、県民への応援を呼びかけている。

**〇救出した文化財の返却**

・所有者の生活再建状況や意向を確認しながら、随時、返却を進めて行く。

## （４）被災文化財等復旧復興に係る経済界等からの支援及び基金の創設

【対応の状況】

平成28年 5 月　経済界や熊本にゆかりのある方々により、発災以降、被災文化財復旧のための多くの寄附が寄せられた。

平成28年 7 月19日　「熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会」が発足し、被災文化財復旧支援のための募金活動が本格化。

10月11日　寄附金を財源とする「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」を設置。平成 29 年 12 月末時点で 37 億円以上の寄附を受け入れており、平成 30 年度末までには累計 42 億円の寄附が見込まれる。

平成29年２月15日　第１回「平成２８年熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分委員会」（以下「配分委員会」とする。）開催。同委員会において、配分方針などを決定した。

＜配分方針＞

①寄附者の意向の尊重

②被災文化財所有者の「痛みの最小化」（できる限りの負担軽減）

③公的補助のない未指定の文化財についても、取り壊しの危機が迫っている歴史的建造物等を対象とする。

＜配分の概要＞

①熊本城復旧への支援

熊本市の復旧基本計画策定の動きも踏まえながら、熊本市や日本財団と連携し、支援を行っていく。

②熊本城以外の文化財復旧への支援

取り壊しをできるだけ防ぎ、次代に継承していく。

平成 29 年 10 月 18 日　第 3 回配分委員会開催。未指定動産文化財についての補助制度創設を決定。国等指定文化財から未指定の歴史的建造物・動産文化財に至るまで切れ目なく手厚い支援制度が整備された。

【円滑に対応できた点】

**〇県内外からの支援による、国等指定から未指定文化財までの切れ目ない復旧・支援**

・地元経済界等の積極的な動きをはじめ、県内外の多くの個人、企業、関係機関等からの支援があった。

・これらの支援により基金を設置。熊本城をはじめとする国・県・市町村指定・登録文化財から、未指定の歴史的建造物や動産文化財（古文書、美術工芸品等）まで、その復旧や、民間所有者負担軽減等の支援を図るための県独自補助制度を創設した。

・基金の配分方針については配分委員会を設置、配分後の、未指定文化財の工法等については活用委員会を設置。それぞれの委員会は専門家及び有識者で構成し、検討していただいた。

## （５）熊本城の復旧

【対応の状況】

平成28年４月　前震・本震からなる２度の大きな地震により、特別史跡熊本城跡の、重要文化財の石垣、櫓等の建造物群及び復元建造物等に甚大な被害が発生。

５月12日　熊本城復旧を推進するため、熊本市により国（国交省・文化庁）、熊本県を含む実務担当者による調整会議を設置し検討を開始。

８月９日　震災後初となる熊本県・熊本市政策連携会議が開催され、熊本城早期復旧のため事務方トップによる調整機関として「熊本城実務トップ会議」を、併せて各機関のトップによる「熊本城復旧推進会議」を設置することを決定。

11月22日　「熊本県・熊本市熊本城実務トップ会議」を開催。県の出席者は副知事、教育理事、熊本市は副市長、熊本城 PT 統括。熊本城の被災状況と現状及び熊本城復旧基本方針（案）の説明。

12月26日　「熊本城復旧推進会議」を開催。出席者は国交省大臣官房審議官、文化庁文化財鑑査官、熊本県副知事、教育理事、熊本市長、熊本城 PT 統括。熊本城復旧基本方針（案）を報告。会議終了後、同日付けで「熊本城復旧基本方針」を熊本市が決定。

平成29年度　「熊本城復旧基本計画」を策定するため、５月８日の第１回会議から２月19日の第４回会議までの検討を行い、熊本城復旧推進会議を経て、熊本市により年度内に決定される予定。

※基本計画：熊本城復旧に向けた基本的な考え方や取り組むべき施策の方向性を定めた「熊本城復旧基本方針」（平成 28 年 12 月）に基づき、石垣・建造物等をはじめ、便益施設・管理施設等を含む熊本城全体の復旧手順、耐震化等の工法の検討、復旧過程の公開及び継続的な復旧を支える体制づくりなど、復旧に係る具体的な方針や施策及び取り組みを体系的に定め、熊本城の効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めていくために策定するもの。

崩壊した熊本城の石垣

県・市熊本城実務トップ会議

崩壊した宇土櫓・続櫓

【円滑に対応できた点】

**○関係者の連携**

・平成 28 年度に引き続き、国（国土交通省・文化庁）、県、市のトップや実務レベルによる会議が円滑に開催されることにより、お互いが共通の認識を持って連携して取り組むことができた。

**○財政支援**

・熊本市及び県の要望を受け、国による補助率の嵩上げなどを実現。

櫓）85％→90％、石垣）70％→75％

地方負担額の起債措置（充当率 100％）

単独災害復旧債（交付税措置 47.5％）→補助災害復旧債（交付税措置 95％）

**○人的支援**

・文化庁の調整で、平成 29 年 4 月から他県自治体の職員が熊本市に派遣、支援にあたっている。

・同時期より、県からも学芸員及び土木、建築の職員を熊本市に派遣し、支援にあたっている。

**○日本財団からの支援**

・日本財団において、熊本城復旧復興についても支援がなされている。熊本城への支援金（30 億円）の使途については、日本財団、県、市で協議により検討。

修復中の熊本城大天守

飯田丸五階櫓

熊本城天守内調査状況

【課題となった点】

**○関係者と連携した対応の必要性**

・熊本城の復旧は「県民の心の復興」のシンボルとなるものである。事業主体である熊本市をはじめ国（国交省・文化庁）とも連携を図りながら、熊本城天守閣の復旧を急ぐとともに、被災した石垣や重要文化財建造物について、文化財的価値を損なわないような丁寧な復旧に向けた支援が必要。

・熊本市と共同して、国に対する財政負担軽減や人的・技術的支援の働きかけを行ってきた。今後とも熊本城の早期復旧に向けた協議が必要。

【課題に対する対応等】

**○文化財的な価値を損なわない丁寧な復旧への支援**

「熊本城復旧基本方針」等に沿って、「県民の心の復興」のシンボルにふさわしい、文化財的価値を損なわない復旧を支援していく。

**○会議開催等による関係者の連携**

熊本城の天守閣石垣の修理、重要文化財建造物群等及び見学通路設置の工事が適切に実施されるよう、以下の会議を開催するなど、更に連携を深め支援していく。

・平成 29 年度末に「熊本城復旧基本計画」を熊本市が策定。内容の最終確認のため、年度内に「熊本城復旧推進会議」を開催する予定。

・平成 28 年度から実施している（国土交通省・文化庁）・県・熊本市の実務担当者による「熊本城公園復旧推進調整会議」を平成 30 年度も継続して開催することを確認。

・平成 29 年 4 月から、熊本市の要請を受け、教育庁から学芸員をはじめ職員 3 名を派遣。

## （６）熊本城以外の文化財の復旧

【対応の状況】

・被災状況

熊本地震により、熊本城、阿蘇神社をはじめとした国指定重要文化財から県・市町村指定等文化財や文化財的価値を有する未指定文化財まで、多くが被災した。また、神社や祠など地域コミュニティの核となる施設の多くも被災した。

被災件数と被災率（国指定＋県指定＋国登録）：159 件（※）・22.8%

※宮城県（東日本大震災）142 件

・復旧取組み状況

①阿蘇神社

・国指定文化財は、平成 30 年度中に神殿等 5 棟、平成 34 年度に楼門の復旧完了を目指す。

・教育庁も文化庁と連携して復旧を支援。また、経済界からも県を通した支援の意向が示されており、阿蘇市等と連携して支援していく。

②指定等文化財（熊本城以外）

・国、県、市町村指定及び登録文化財（設計費）に係る民間所有者自己負担額への 2 分の 1 補助及び公的補助制度のない登録文化財（工事）に係る民間所有者への 3 分の 2 補助を新たに創設。

③未指定の文化財（文化財レスキュー・文化財ドクター）

・熊本県の要請に応じ、文化庁が以下の支援事業を発動。

文化財ドクター派遣事業：歴史的価値を有する建造物所有者への技術的支援等を実施。（6 月）

文化財レスキュー事業：古文書などの動産文化財を救出。（7 月）

・文化財ドクター派遣事業二次調査対象等の歴史的建造物の一部（民間所有）に対する補助制度を創設。

・歴史的価値のある被災した未指定動産文化財の修復に対する補助制度を創設。

④地域コミュニティ事業

・地域住民が管理している、地域コミュニティの核となる神社や祠の復旧を復興基金により支援することを決定。

・埋蔵文化財調査への対応

①震災直後から被災市町村との連絡会議を設置し、埋蔵文化財の被害の確認を実施。

②震災復旧事業等にかかる復興調査等に関して、国・県・市の協議の枠組みを設置。

③文化庁による調整を経て、平成 29 年 4 月 1 日から九州各県等により文化財専門職員 4 名が派遣され、国事業等における各種復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等に従事中。

【円滑に対応できた点】

**〇指定文化財への対応**

・前震の翌日、教育庁内に文化財復旧チームを設置し、被災直後から情報確認・共有を行い、被害状況の確認、文化庁、国立博物館、市町村、専門建築士等関係機関との連絡調整に当たった。

・本震翌週から、文化庁・県・市町村・県文化財保護指導員等と連携し、国指定、県指定及び国登録文化財の現地調査を開始し、被災状況の確認、復旧方法の検討等を行い、年間を通じて実施。

・市町村指定文化財については、特に被災規模が大きく支援を希望した市町村に対し、他県職員の協力を得ながら 8 月から 9 月にかけて現地調査を実施した。

○未指定文化財への対応

・文化庁等関係機関との連絡を密にしたことにより、文化財レスキュー事業、文化財ドクター派遣事業を円滑に行うことができた。
・民間からの寄附金を財源とした基金による県独自の補助制度を創設した。
・歴史的建造物については、県、市町村及びヘリテージマネージャーによる数次にわたる個別訪問の結果、民間所有者の約 8 割が保存の意向となった。（平成 30 年 1 月末現在：159 件中 129 件）

○埋蔵文化財への対応

・熊本地震発災後に立ち上げた「平成 28 年熊本地震に伴う埋蔵文化財保護連絡会議」を通じて、被災市町村との情報共有を行うことにより、震災復興に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する文化財保護法の一定の緩和措置について認識を共有し、円滑な復旧・復興事業の進捗を図った。
・文化庁との意見交換及び阪神・淡路大震災、東日本大震災で復旧復興に伴う埋蔵文化財の調査を行った各県担当職員を招いての研修会開催により、熊本地震への対応及び文化財専門職員派遣に係る考え方を整理することができた。
・平成 29 年 4 月より、他県から教育庁へ 4 名の文化財専門職員を受け入れ、国・県事業の進捗を図るとともに、被災市町村が実施する災害公営住宅建設に伴う事前協議等への支援を実施できた。

【課題となった点】

○復旧体制の整備等

・様々な分野で多種多様な関係者をつなぎ、迅速な復旧を進める体制の整備が求められた。

○民間からの寄附金を財源とした基金による県独自の補助制度の活用推進

・民間が所有する被災文化財が、公費解体等により滅失する恐れがあるなか、当該補助制度の周知や工法検討等が急がれた。その仕組みをつくり、上記のような個別訪問等を行った。

○文化財専門職員の不足

・埋蔵文化財調査も含めた復旧対応に当たり、文化財専門職員が不足した。
・専門職員が不足又は不在の市町村に県の職員を派遣する必要がある場合、一定の事業量の確保という観点から、県が他県から派遣職員を受け入れることで、より多くの市町村の復興事業に対応することが可能となる。

【課題に対する対応等】

○復旧体制の整備等

・これまで設置した各種連絡会議、委員会等を継続しつつ、状況に応じて改善を図る。
・寄附金活用や埋蔵文化財調査について県民等の理解を得るため、その成果について効果的な広報や情報発信を行う。

○民間からの寄附金を財源とした基金による県独自の補助制度の活用推進

・基金配分委員会や活用委員会を設置し検討を行ったほか、市町村や文化財ドクター・レスキュー関係者等と連携、対象となる民間の所有者に対し、周知や復旧に係る技術的助言を継続。

**○文化財専門職員の確保**

・今後、復旧事業や個人住宅の再建の進捗に伴い、埋蔵文化財発掘調査が本格化する。
他自治体からの派遣も含め、専門職員の確保や、県全体として調査を進める体制を整備する。

・県外から専門職員の派遣を受け入れたうえで、復興調査への一定の目途がつくまで支援するために、県職員を市町村に派遣することを検討する。

## 第 10 節　義援金、寄付金等の受入れ

【対応の状況】

〇全体的事項

・一般的な義援金、寄附金、支援物資等の提供への対応

義援金、寄附金、支援物資、応援メッセージ等の申入れ（来庁、電話）があった場合は随時応対し、希望される支援の相手方（県、市町村、学校関係等）、内容（金銭、物資）、時期等を確認し、それに応じた支援の実施方法等を案内した。また、寄附金（ふるさと納税、義援金等）の場合の担当課（健康福祉政策課、税務課、文化課）及び贈呈方法の案内や、物資の場合の本庁各課、教育事務所等を通じた学校等におけるニーズの把握及び連絡先の調整・連絡を行った。

具体的には

口座振込での義援金、寄附金等の受領

申入れ側の希望に応じた表敬訪問への対応及び目録等贈呈式の実施

関係先との日程、場所等の連絡・調整を実施し、当事者間での物資贈呈

お礼状等の発送、対応一覧の作成　　等を行った。

〇特色ある支援

・特色ある地方高校づくり支援

ＩＴ関連企業が県立高校 1 校に対し、コンピューターのプログラミング教育及びキャリア教育のカリキュラム作成等を支援した。実証研究用の機材も提供した。

・被災文化財復旧復興支援金

経済界等からの文化財復興に係る寄附の申し出に対応するため「被災文化財復旧復興支援金」受入れのための口座を県内の金融機関に開設した。

熊本地震で被災した文化財の早期の復元・修復等を支援する民間組織として、「熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会」が平成 28 年 7 月 18 日結成され、県内外に広く募金を呼びかけていただいている。

寄せられた募金は、平成 29 年 12 月末現在、37 億 3 千万円余となっている。平成 30 年度末までには、累計 42 億円の寄附が見込まれる。

・産業教育設備の寄付

公益社団法人経済同友会から、専門高校への産業教育設備寄付の申し出があり、平成 28 年度中に 4 校が走査線型電子顕微鏡、卓上フライス盤等の寄付を受けた。平成 29 年度も同団体から寄付がなされた。

【円滑に対応できた点】

**〇円滑な寄付金等の受入れ**

・義援金、寄附金（ふるさと納税）の手続については、所管課が県ホームページ、パンフレット等に掲載している事項を活用して概要の説明、案内をすることができた。

**〇経済界等からの積極的な支援**

・県内外から多数の個人、企業、団体等から義援金や物資等をいただき、復旧・復興の貴重な財源等として活用することができた。

・特に地元経済界から、被災文化財の復旧復興や学校設備復旧に向けて積極的な支援をいただいている。

**○慰問等の地域偏在の解消**

・テレビ等の影響で、被災が大きい一部の地域や学校に慰問等が集中する傾向があり、教育政策課が被災地域等を紹介する際は、地域バランスを考慮して行った。慰問等が集中する学校への負担軽減と被災の大きい地域以外の地域の子どもたちへの慰問につなげることができた。

**○被災文化財等復旧復興基金**

・口座開設にあたり、寄附金控除について税務署と協議を行い、寄附者からの問い合わせに対応した。贈呈式の申し出から実施まで、期間が短い場合も含め、関係部局と連携し円滑に実施できた。

【課題となった点】

**○送り手の要望への対応**

・当初の申し出が寄附金等の使途を限定している場合（地域を限定、学校支援に限定など）、県のふるさと納税等の制度上、希望に沿う対応が難しい事例があった。

・知事への直接の贈呈を希望された場合に、日程調整等との関係で希望に沿えない事例があった。

・処理件数の多さのため、入金後の受領証の発行に時間を要し、いつ頃まで待つ必要があるかとの問合せがあった。

**○個人情報への配慮**

・送られた応援メッセージ等は個人情報保護の観点からホームページに掲載できないケースが多く、ホームページで紹介できないまま県内の学校等へ送付することとなった。

【課題に対する対応等】

**○送り手の要望への配慮**

・寄付等の申出者にふるさと納税制度（夢教育応援枠）等を説明し、使途について理解を得たうえで寄附金等を受け入れたり、直接市町村に寄付することを勧めたりした。

・受領証の発行については、関係課に発行見込時期を確認のうえ、あらかじめおおよその時期を寄付者等に伝え、それより遅れる場合はこちらから寄付者等に連絡し、遅れる事情を説明して理解を得るようにする。

## 第 11 節　国への要望

【対応の状況】

①全体要望

・文教環境の復旧・復興に取り組んでいくには、国による財政支援等の長期的支援が必要であるため、発災後間もない時期から、文部科学省に対する要望活動を数次にわたって実施した。

＜熊本地震に関する文部科学省への要望状況＞

4 月 25 日　文教環境の早期復旧に対する支援　（副知事、県議会議長等）

5 月 9 日　文教環境の早期復旧、文化財の早期復旧・復興及び個別項目 58 項目（私学分等を含む）（知事、県議会議長等）

5 月 20 日　被害の現状と緊急を要する対策について（教育庁独自要望、教育理事、関係課長等）

5 月 27 日　九州地方教育長協議会による文教環境の復旧・復興支援に関する緊急要望（宮崎県教育次長、大分県教育長、熊本県教育総務局長等）

6 月 23 日　熊本地震からの復旧・復興に係る重点要望（公立学校等の災害復旧等、心のケア・学力保障等、文化財の復旧・復興等）及び個別項目 62 項目（私学分等を含む）（副知事、県議会議長、教育長、関係課長等）

7 月 25 日　予備費の早期使用決定について等及び個別項目 55 項目（私学分等を含む）（副知事、県議会副議長、教育長等）

8 月 26 日　これまでの支援に対する謝辞と今後の継続的な支援について等（副知事、県議会議長、教育長等）

10 月 27 日　熊本地震からの復旧・復興に係る重点要望（公立学校等の災害復旧等、心のケア・学力保障等、文化財の復旧・復興等）及び個別項目 55 項目（私学分等を含む）（副知事、県議会議長、教育長等）。

②主な要望事項

熊本地震からの復旧・復興に係る要望項目として、全体要望の中に下記の項目を掲げ、個別に要望活動、情報収集等を実施した。

・社会教育関係

①被災した社会教育施設の災害復旧費についての国庫補助事業費の確保及び補助対象の拡大

②社会教育施設の改良復旧費についての国庫補助制度の創設

③学校・家庭・地域連携推進事業についての全額国庫補助制度等の創設

・文化財関係

①被災した文化財の災害復旧についての全額国庫補助制度の創設及び人的支援等

・全額国庫補助制度の創設

・国及び関係機関職員の支援派遣や現地推進体制確立に向けた支援

②熊本城の復旧・復興

・国主体の直轄施工→国主導による積極的かつ総合的な特段の支援

・全額国庫負担による施工

・梅雨までの石垣崩落対策等応急措置の実施

③国指定以外の文化財についての国庫補助制度の創設

④被災自治体の震災復興事業の本格化に伴う埋蔵文化財調査についての全額国庫補助制度の創設及び人的支援

【円滑に対応できた点】

**○全体要望**

・国庫補助制度の創設（例：被災児童生徒等就学支援事業等）、国庫補助率の嵩上げ（例：熊本城等）、補助対象の拡充（例：施設災害復旧における実施設計費等）など多くの項目が、国の補正予算などを通じて実現した。中には東日本大震災を含めて前例のない支援も盛り込まれるなど（例：熊本城等）、国において様々な支援制度の充実が図られている。

**○社会教育関係**

・「公立社会教育復旧費補助金」について、復旧事業費の範囲拡大や、熊本地震における特別措置など、概ね東日本大震災時と同様の措置が実現するとともに、国の補正予算で国庫補助事業費が確保された。

・学校・家庭・地域連携推進事業について、全額国庫による支援制度が設けられた。

**○文化財関係**

・被災した文化財の災害復旧についての全額国庫補助制度の創設及び人的支援

全額国庫補助制度の創設を要望したが、既存事業の激甚指定に対する嵩上げは認められた。人的支援については、文化財ドクター・文化財レスキュー事業等において国等からの支援が行われている。

・熊本城の復旧・復興

全額国庫負担による施工を要望したが、補助率の嵩上げに要する予算が確保された。

櫓）85％→90％、石垣）70％→75％

地方負担額の起債措置（充当率 100％）

単独災害復旧債（交付税措置 47.5％）→補助災害復旧債（交付税措置 95％）

文化庁の調整により、県外の自治体から職員の派遣を受けている。また、県から熊本市へ 3 人の職員を派遣している。

【課題となった点】

**○全体要望**

・地震直後からの数次にわたる要望により、当面の支援を得ることができたが、今後必要となる財政需要に応じて継続的に国へ要望していく必要がある。

**○文化財関係**

・国指定以外の文化財についての国庫補助制度の創設は実現できていない。

①復旧が必要な県指定・市町村指定・未指定の文化財に対する補助制度の創設

②復旧が必要となる国登録文化財に対する補助制度の創設

・埋蔵文化財調査について、東日本大震災と同様の国庫補助率の嵩上げは実現できていない。

【課題に対する対応等】

**○全体要望**

・児童生徒が安心して学習等に取り組めるよう、また、県民の誇りである文化財の復旧・復興に継続して取り組めるよう、中長期にわたる財源の確保について、引き続き国へ要望していく。

**○文化財関係**

・未指定の歴史的建造物・動産文化財の復旧費については、県の平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金により所有者負担の最大 3 分の 2 を補助していく。